

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和6年6月7日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和6年6月7日
- 2．閉 会 令和6年6月12日
- 3．会 期 6日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	紫 藤 真理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和6年6月7日（金）……5～30項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 付議事件名報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告第1号 令和5年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第7 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第8 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第9 報告第4号 一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類

令和6年6月10日（月）……31～77項

- 日程第1 一般質問（長谷川正、紫藤真理子、上野恵美子、小林雅弘、荒海正人）

令和6年6月11日（火）……79～109項

- 日程第1 一般質問（三留正義、猪俣常三、青木照夫）

令和6年6月12日（水）……111～143項

- 日程第1 議長諸報告
- 日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第11次）の専決処分の承認について
- 日程第4 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第5号 温泉健康保養センター温泉掘削工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第6号 温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第7号 さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第8号 財産の取得について（小型バス）
- 日程第10 議案第9号 財産の取得について（自動血液分析装置）
- 日程第11 請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

- 日程第12 請願第2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第13 請願第3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第14 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第15 意見書案第2号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 日程第16 意見書案第3号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 日程第17 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第21 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の継続審査申出について

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

令和6年6月7日（金）

開 会 10時00分

散 会 12時00分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 英 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和 6 年第 3 回議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 7 日 午前 1 0 時開議

開 会

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長諸報告

日程第 4 付議事件名報告

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告第 1 号 令和 5 年度西会津町繰越明許費繰越計算書

日程第 7 報告第 2 号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類

日程第 8 報告第 3 号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類

日程第 9 報告第 4 号 一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類

散 会

(全員協議会)

(広報広聴常任委員会)

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

(議員互助会世話人会)

(ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例 調査特別委員会)

○議長 おはようございます。

開会前に申し上げます。

地球温暖化防止及び省エネルギー対策等の観点から、町議会において、5月1日から10月31日までの間、夏の軽装クールビズの取組を実施することといたしました。ただし、登壇して発言する場合については、上着を着用のこととしますので御承知願います。

また、今議会より、執行部側町長部局の課長席の配置が一部変更となりましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和6年第3回西会津町議会定例会を開会します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、条例の改正及び補正予算など重要な議案であります。

円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう、切望をしますとともに諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり、9件の議案及び4件の報告事項が提出され受理いたしました。

本定例会までに受理した請願は3件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、8議員からであり、質問者及び質問の用紙はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

例月出納検査結果につきましては、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番仲川久人君、11番青木照夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した請願は3件であります。

会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、付議事件名報告を行います。

付議事件名については、お手元に配付しました議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第5、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 おはようございます。

本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和6年度補正予算案」など町政が当面する重要な議案9件及び報告4件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして、最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思います。

初めに、「町制施行70周年記念事業」について申し上げます。

本町は、本年7月1日に町制施行70周年を迎えます。町では、町商工会やにしあいづ観光交流協会、町老人クラブ連合会、会津よつば農業協同組合など12の組織から構成される町制施行70周年記念事業検討委員会を立ち上げ、これまで4度の委員会を開催し、記念ロゴマークの制作をはじめ、70周年の一年を彩る様々な記念事業を検討してまいりました。

その経過といたしまして、本年3月に町出身者である伊藤善創氏より寄贈いただいた、多くの著名な作家による絵画の展示会や、西会津町の歩みを感じることができる写真展の開催、また町民主体による、70周年を契機とした機運醸成への取組に対する補助事業などを実施する予定としております。

実施に当たりましては、引き続き検討委員会での協議を重ね、より効果的な取組となるよう進めてまいります。

なお、事業実施に係る所要額につきまして、今次補正予算に計上しておりますので、御理解願います。

次に、「(仮称)ZEN大学、地域・企業連携プログラム実証事業」について申し上げます。

町では、本年3月7日に「一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会および学校法人角

川ドワゴン学園との事業連携に関する協定」を締結し、令和7年4月に開学が予定されている（仮称）ZEN大学の地域・企業連携プログラムの一か所として位置付けられたところでもあります。

今後、年間数十人程度の学生が本町に居住しながら当該プログラムを実施する予定であり、「未来型“結”」を核とした交流人口の拡大、若い人材の確保、長期滞在による移住定住者の増加など、地域と学生との交流により、幅広い分野での地域活性化が期待されています。

このたび、（仮称）ZEN大学が行う地域・企業連携プログラムの本町における実証事業の募集が行われたところ、全国各地から99名の参加申込みがあり、そのうちN高等学校、S高等学校及びN中等部の生徒12名による体験交流事業が、6月5日から7日の日程で奥川地区を中心に実施されたところでもあります。

体験交流事業では「“生きる”と“生かされる”を知る」をテーマに、田植体験をはじめ、ため池や水路の学習、移動販売車や地元商店での食材を購入しての食事づくり、奥川地区住民との交流など、自立的な生活体験を通じて持続可能な西会津の暮らしについて学んだところでもあります。

この実証事業の実施に当たり、学校法人角川ドワゴン学園をはじめ、奥川地域づくり協議会、地元奥川地区の関係者の皆さんの御協力のもと実施できましたことに対し、衷心より感謝申し上げます。

今後は、今回の実証事業による様々な課題の検証を行い、解決を図りながら、令和7年度からの（仮称）ZEN大学生の本格受入れに向けての準備に取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、「こども家庭センターの設置」について申し上げます。

当該センターにつきましては、本年4月1日に施行された改正児童福祉法により、設置が努力義務とされた母子保健及び児童福祉の両分野にわたる相談支援を一体的に行う機関であります。

町では、平成29年4月の「こゆりこども園」開園以来、同園内の「子育て支援センター」に保健師及び児童福祉担当職員を専属で配置し、子育てに係る相談支援についてワンストップで対応しており、本年4月1日時点で、こども家庭センターの要件を満たしているため、県に対し当該センターへの移行を報告したところでもあります。

なお、その名称につきましては、「子育て支援センター」の呼称が地域で定着していることから変更しないこととし、運営に関しましても、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、妊娠期からの子育てを切れ目なく、そして誰一人取り残すことなく支援し、安心して子育てできる環境の提供に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「地域おこし協力隊の配置状況」について申し上げます。

「地域おこし協力隊」につきましては、昨年度から継続の「CATV」「デジタル戦略」「集落支援」「芸術」「ICT教育推進」「有害鳥獣対策」の6分野・6名の隊員に、本年4月1日付で「ボランティア」「農業後継者」「農地保全」の3分野・3名を加え、9名体制となったところでもあります。さらに、現在、「移住・定住」や「事業承継」などの9分野・9名の募集を行っているところであり、町といたしましては、地域おこし協力隊員がそれ

ぞれの能力を生かしながら地域の活性化につなげられるよう支援するとともに、隊員の定住が図られるよう努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「プロ野球ＢＣリーグ公式戦の開催」について申し上げます。

株式会社福島野球団「福島レッドホープス」の公式戦が５月２日、３日に「福島レッドホープス西会津球場」で開催されました。開催に当たりまして、本町の魅力を発信するＰＲブースなどの出展を行ったほか、両チーム及び来場者、またＭＶＰの副賞として本町産米を贈呈し本町の農産物についてもＰＲを行ったところであります。

１日目の試合は３対ゼロで勝利を収めたものの、２日目の試合は残念ながら２対１１で敗れましたが、ホームゲームでの選手たちの活躍に対し地元ファンからの大きな拍手に包まれました。また、２日目にはスポーツ少年団の児童がプレイボールキッズや始球式を務め、さらに会場を盛り上げていました。今後も、継続してＢＣリーグ公式戦を開催することによりまして、交流人口の拡大と地域活性化につなげてまいりますので、御理解願います。

次に、「第４２回在京西会津会総会」について申し上げます。

首都圏在住の町出身者で組織する在京西会津会の第４２回総会が、去る５月１８日に東京都で開催されました。町からは私をはじめ、町議会、商工会、土地改良区など各種団体の代表などが参加しました。

総会では、町からの重点施策の報告や、町議会からの事業報告をはじめ、「ふるさと応援寄附金」についても協力をお願いしてきたところであります。また、懇親会では「大山さゆり太鼓」の皆さんによる創作和太鼓の披露などもあり、総会に参加された百名を超える皆さんとの情報交換を通じて、貴重な御意見をいただくとともに、相互の交流・親睦が図られたところであります。

町といたしましては、今後も在京西会津会事務局との連携を強化しながら、地域活性化に向けて積極的な情報発信に努めてまいりますので、御理解願います。

次に「西会津なつかしカーショー２０２４の開催」について申し上げます。

今年も町や各種関係団体等で組織した実行委員会の主催によりまして「西会津なつかしカーショー」を５月２６日に開催いたしました。クラシックカーやスーパーカーの車両展示に加え、自衛隊車両や消防車両などの働く車、町制施行７０周年に合わせた、７０周年特別展示車両等、合わせて２３２台が集合し、自動車関連のフリーマーケットや各種出店コーナー、そして、ライブイベントや御当地ヒーローショーなど多彩な催しを行った結果、町内外から約５,８００人の来場者でにぎわいました。

今回の実施に当たりましては、各種団体や企業の皆様からの御協賛や御協力をいただき、盛大に開催できましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げます。今後も、イベント等を通じ、交流人口の拡大と地域の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、「農業用水の確保等」について申し上げます。

今年の冬の降雪量は例年より著しく少なかったため、雪解けによる出水が少なく、山間部の水源や一部の農業用ため池では水量の少ない箇所が見られ、代掻き、田植の時期に、揚水ポンプを使って水を確保している地域が見受けられました。町ではこの間、４月中旬

より、ため池の水量調査を実施するとともに、農業用水の確保に向け集落への支援を町土地改良区と連携して行ったほか、5月22日、23日には自治区長等への電話による聞き取り調査を実施し、また同30日には、農業用水の水系別の水量調査を行い、現状の把握に努め、さらに、町ケーブルテレビやホームページ、LINE・町公式アカウントより、農家の皆さんに農業用水の適正かつ効率的な利用を呼びかけてきたところであります。

町では、このような状況から、水不足に伴う住民生活への影響や農作物等への被害に対し迅速に対応するため、去る6月1日に「西会津町渇水対策本部」を設置したところであります。引き続き、関係機関と連携し対策に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、「地域計画の策定」について申し上げます。

人口減少や高齢化の進展、農業担い手の減少や遊休農地の増加を背景に、国では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、従来の「人・農地プラン」を法定化し、全ての農用地等の区域を対象に、今年度末まで、地域計画を策定・公表することが義務づけられたところであります。

町では、本年1月26日から野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川の地区ごとに、自治区長及び担い手の皆さんを対象とした地域計画策定説明会を開催したほか、開催要請のあった延べ22自治区等の集会所などで説明会を開催し、各自治区における自主的な話合いや農用地利用の確認作業を経て、2月22日からは大字等の単位での「協議の場」を5月末まで延べ17地区で開催したところであります。

この「協議の場」には、自治区長や担い手の皆さん、農業委員などにお集まりいただき、ワークショップ形式で地域の現状や課題、将来の農業や農用地利用の在り方についての話合いのほか、自治区間の調整、目標地図の作成作業を行っているところであります。

今後も、この「協議の場」での話合いを重ね、これを基に、本年9月には、町内5地区の地域計画素案を取りまとめるスケジュールで、鋭意、策定作業を進めてまいりますので、御理解願います。

次に、「鳥獣被害対策研修会の開催」について申し上げます。

本町では近年、イノシシなどによる被害が拡大、深刻化しており、昨年度の有害鳥獣捕獲件数については、イノシシが67頭、ツキノワグマが82頭、ニホンザルが50頭、ニホンジカが2頭で、ツキノワグマが例年よりも大幅に増加したところであります。

町では、鳥獣被害防止対策の基本方針として「被害防除」「環境整備」「捕獲」の3つの対策を複合的に実施し、地域と行政、猟友会等が一体となって取り組んでいるところであり、昨年度から地域住民主体の集落ぐるみでの対策強化を目的に、希望する自治区において「鳥獣被害対策研修会」を開催しているところであります。

本研修会は昨年度、小綱木自治区をはじめ三自治区で開催し、組織の立ち上げや集落主体の対策の実施につながっており、今年度は、去る5月27日に小杉山自治区で開催いたしました。今後も数自治区において開催し、基本的な被害対策の研修のほか、集落環境診断等のワークショップを行い、自治区に合った効果的な対策の検討・立案を行う計画であります。町では引き続き、開催を希望する自治区の集会所等に出向いて随時研修会を開催し被害防止に努めてまいりますので、御理解願います。

続きまして、今回提出いたしました議案等について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認」について申し上げます。

本案は、国の令和6年の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、町税条例につきましても所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第2号「令和5年度西会津町一般会計補正予算（第11次）の専決処分の承認」についてであります。本年3月議会定例会終了後に額が決定した特別交付税や地方譲与税等についての補正であり、専決により調整いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、議案第3号「西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国民健康保険税は、医療費支出の見込額から、国や県の支出金等を差し引き、不足する額を納めていただく目的税であります。令和6年度の算定に当たりましては、国の令和6年の税制改正により地方税法施行令の一部が改正されましたことによる改正及び県から示された「交付金」や「納付金」を基本として算出したところであります。

本年度は、物価高騰などの影響を勘案し、国保加入者の負担軽減の観点から、運営基金より継続的に充当しております4百万円に加え、3百万円を追加し合計7百万円を減税財源として充当したところであります。

これらにより税率を試算した結果、1人当たりの税額は9万6,732円となり、昨年度と比較して507円の増額、また一世帯当たりの税額は13万2,001円となり、昨年度と比較して681円の減額となる見込みとなったところであります。

次に、議案第4号「令和6年度西会津町一般会計補正予算（第1次）」についてであります。3,302万7千円を増額し、予算総額を64億2,802万7千円とするものであります。

今次の主な内容につきましては、町制施行70周年記念事業に関する経費や、国・県の補助事業、年度当初で緊急的に必要とされる事業について、関係経費を計上したものであります。

以上の財源につきましては、国・県支出金などを充当することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第5号、第6号及び第7号の「工事請負契約の締結」であります。まず、議案第5号につきましては、温泉健康保養センター・温泉施設の第2源泉を整備するものであります。

次に、議案第6号は、温泉健康保養センター・機械室内のスラブ上部に設置されている貯湯槽を含めた改修工事を行うものであります。

次に、議案第7号は、経年劣化等により、さゆり公園体育館屋根の損傷が著しい箇所が発生していることから改修工事を行うものであります。

議案第5号から第7号まで、その予定価格が、それぞれ5千万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げるものであります。

次に、議案第8号及び第9号の「財産の取得」について申し上げます。

本案は、小型スクールバスの更新及び西会津診療所の自動血液分析装置の更新であり、

その予定価格が7百万円を超えることから、町条例の定めるところにより、御提案申し上げます。

次に、報告第1号から報告第4号につきましては、「令和5年度西会津町繰越明許費繰越計算書」、「喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類」、「株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類」、「一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類」をそれぞれ報告事項として提出しております。

以上、提出議案等の概要について御説明を申し上げましたが、各議案等の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

失礼しました。訂正をお願いをお願いします。

2ページの後半の部分になりますが、さらに、現在、「移住・定住」や「事業承継」などの9分野事業承継を事業継承と申し上げましたが、正しくは事業承継でありますので、訂正をお願いいたします。

○議長　それでは、資料配布のため、暫時休議といたします。（10時32分）

○議長　再開します。（10時33分）

日程第6、報告第1号令和5年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　報告第1号令和5年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の町議会定例会などにおきまして、事業の実施に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の補正予算事業の交付決定が年度末になったことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、御議決をいただいているところであります。

この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整いたしましたので、御報告いたします。

なお、繰越事業は一般会計のみであります。

それでは、繰越計算書を御覧ください。

まず、2款・総務費、1項・総務管理費「社会保障・税番号制度システム改修事業」は、戸籍情報システムの改修で、繰越額1,173万2千円、完了予定は、令和7年3月31日であります。

「公用車更新事業」は、公用車2台の更新で、繰越額701万8千円、完了予定は令和7年1月31日であります。

「温泉健康保養センター長寿命化計画策定事業」は、温泉施設等の長寿命化計画を策定する委託料で、繰越額596万7千円、完了予定は本年12月27日であります。

「空き家利活用事業」は、空き家の改修に係る設計監理委託料及び工事費で、繰越額1,766万9千円、完了予定は本年12月27日であります。

「町民バス更新事業」は、町民バス14人乗りの更新で、繰越額609万4千円、完了予定は令和7年3月19日であります。

次に、3 款・民生費、1 項・社会福祉費「物価高騰対応重点支援給付金事業」は、住民税非課税世帯へ 7 万円を給付するもので、繰越額 430 万 3 千円、完了予定は本年 12 月 27 日であります。

「物価高騰対応重点支援給付金事業（給付金・定額減税一体支援枠）」は、定額減税に係る調整給付分などで、繰越額 1,833 万 5 千円、完了予定は令和 7 年 3 月 31 日であります。

次に、4 款・衛生費、1 項・保健衛生費「簡易水道施設整備補助金交付事業」は、橋立地区の水源井戸改修に係る補助金で、繰越額 32 万円、5 月 29 日に完了しております。

次に、6 款・農林水産業費、1 項・農業費「農業振興地域整備計画等策定事業」は、農業振興地域整備計画の策定に係る地図データ作成などの委託料で、繰越額 515 万 4 千円、完了予定は本年 9 月 30 日であります。

次に、7 款・商工費、1 項・商工総務費「生活応援商品券事業」は、町民の生活を応援する商品券の発行などで、繰越額 2,955 万円、完了予定は本年 7 月 31 日であります。

次に、8 款・土木費、1 項・道路橋りょう費「除雪機械更新事業」は、除雪ロータリなどの購入であります。令和 5 年度に完了しております。

3 項・都市計画費「さゆり公園施設長寿命化対策事業」は、さゆり公園内の高圧ケーブル改修工事に係る設計監理委託料、及び工事請負費で繰越額 1,674 万 3 千円、完了予定は本年 6 月 28 日であります。

次に、9 款・消防費、1 項・消防費「消防屯所新築事業」は、下小島及び向原地区の消防屯所新築工事に係る設計監理委託料、工事請負費で繰越額 2,122 万 4 千円、5 月 29 日に完了しております。

次に、10 款・教育費、1 項・教育総務費「スクールバス更新事業」は、14 人乗り 1 台の購入費で、繰越額 396 万円、4 月 24 日に完了しております。

次に、11 款・災害復旧費、1 項・農林水産施設災害復旧費「農業施設災害復旧事業」は、昨年 6 月の豪雨災害に係る災害復旧工事費で、繰越額 1,213 万 5 千円、5 月 15 日に完了しております。

同 2 項・公共土木施設災害復旧費「公共土木施設災害復旧事業」は、緊急自然災害防止対策事業で行う大滝地区の長谷川の護岸整備に係る工事費で、繰越額 958 万円、完了予定は、本年 6 月 28 日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第 1 号令和 5 年度西会津町繰越明許費・繰越計算書の説明を終了させていただきます。

訂正をお願いいたします。

9 款・消防費、1 項・消防費で消防屯所新築事業と申し上げるところを消防屯所新築工事と申し上げておりました。正しくは消防屯所新築事業でございます。訂正させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで報告第 1 号、令和 5 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。

報告第2号から第4号につきましては、議決の対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において、不明な点を明確化する程度の簡単な質疑をすることができますが、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題等報告以外の内容については、質疑できないこととなっております。

日程第7、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について御説明いたします。

お手元に配付しております、令和5年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書を御覧ください。

まず、1ページですが、事業報告書であります。

「1. 総括事項」といたしまして、令和5年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はありませんでした。

令和5年度の損益計算は、収益合計が1,365円、費用合計が2万5千円で、2万3,635円の当期損失となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、977万5,482円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、2の理事会の議決事項であります。まず令和5年4月20日に令和4年度の事業報告及び決算の認定を、令和6年2月2日に令和5年度及び令和6年度の事業計画と予算の調整を行っております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第8、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類について御説明いたします。

お手元の、西会津町振興公社に係る令和5年度事業報告及び決算書並びに令和6年度事業計画を御覧ください。

1ページを御覧ください。

初めに、令和5年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5月に2類相当から5類に変更となり、会社全体に明るい兆しが見え始めてきましたが、7月に発生した温泉の源泉温度低下は温泉健康保養センターの宿泊・温泉利用者に大きな影響を及ぼしたことから、様々な対応や対策を講じながら、雇用の確保と経営の改善に努めてまいりました。

また、公の施設の指定管理者としては、さゆり公園をはじめ、温泉健康保養センター、交流物産館・よりっせ、地域連携販売力強化施設・ミネラル野菜の家など6施設の管理運営業務を行うとともに、公社設立の趣旨である地域の活性化を念頭に事業を展開してまいりました。

事業概要であります。まず交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家については、6月に食事処いち膳をオープンし、7月にはソフトクリームを販売開始するなど、収益の向上を図るための事業を開始するとともに、宮古島フェアや海の市、ミネラル野菜市など集客の拡大を図るためのイベントを実施するなど、売上げや利用客の増加に努めてまいりました。

温泉健康保養センターについては、沸かし湯対応に伴う、温泉施設利用者の減少を最小限にとどめるため、利用料を減額するとともに、月ごとのお楽しみ風呂を企画するなど、交流人口の維持・拡大のため、工夫を凝らした対応を図ってまいりました。さらに、慶応大学野球部等合宿の受入れ強化にも取り組み、ロータスインの宿泊や料飲収入の増加を図ってまいりました。

さゆり公園については、町民の健康増進や町外との交流、さらには合宿誘致においても重要な施設であることから、町と協力しながら、適切な管理に努めてまいりました。

そのほかの施設については、指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供に心がけるとともに、利用者が安心して施設を利用できるよう努めてまいりました。

総務室では、売上、経費、損益等について月別に管理しているほか、各施設の売上目標等の進捗管理や勤怠管理システムの運用により、勤務時間及び人員配置の効率的な管理に努めてまいりました。

この結果、令和5年度の純利益は13万8千円の黒字となりました。これは食事処いち膳オープンに伴う初期投資や物件費・人件費などの経費の増加があったものの、会社全体を通して効率化をはじめとした業務の工夫と社員おのおのが最大限の努力を重ねた結果であり、本年度準備を進めてきたベーカリー事業を実施する次年度は、さらに期待を持てる状況になっているところです。

しかしながら、物価高の影響や人材の確保など経営課題もあることから、しっかりとした事業計画のもと経営改善を進めていくとともに、営業利益の継続確保に向けて取り組んでまいります。

次の、事業の内容、並びに3ページの会社の概要、役員及び従業員の構成、資本金の増減につきましては、資料に記載のとおりであります。

続いて、令和5年度の決算書について申し上げます。

4ページを御覧ください。

貸借対照表であります。

資産の部のうち、流動資産は、現金及び預金、売掛金、自販機商品から食材品までの棚卸資産、カード決済や各種クーポン等の未収入金、各種機器に係る保守管理料等の前払費用などであります。

固定資産は、有形固定資産は、スーパーハウスなどの建物や機械設備、ロータスイン、いち膳の厨房用備品等であり、無形固定資産は電話加入権、投資その他の資産は差入保証金等であります。これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は、1億2,666万4,758円であります。

続きまして、負債の部のうち、流動負債は、商品や食材などの買掛金、光熱水費等の未払費用、そのほか未払消費税などあります。

固定負債は、長期借入金、会津信用金庫からの新型コロナウイルス対策特別資金、長期未払金はPOSレジシステムのリース料、保証金はミネラル野菜の家のテナント出店保証金であります。これら、流動負債と固定負債を合わせた負債の部の合計は、8,475万6,329円あります。

続きまして、純資産の部のうち、株主資本は資本金及び繰越利益剰余金であり、翌年度への繰越利益剰余金は、640万8,429円となったところであります。

なお、資本金及び繰越利益剰余金の増減につきましては、7ページの株主資本等変動計算書に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

これら純資産の部の合計は4,190万8,429円であり、負債の部と純資産の部との合計は1億2,666万4,758円あります。

5ページを御覧ください。

損益計算書であります。

純売上高は、宿泊及び料理、自販機や売店等の売上げのほか、町からの受託収入、施設利用料収入、共益費などその他売上等の合計で3億3,101万6,081円あります。

売上原価は、食材及び売店等の仕入れに、期首・期末の商品棚卸高を加えた合計で6,132万6,354円であり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は2億6,968万9,727円あります。

ここから、販売費及び一般管理費の合計2億7,060万6,583円を差し引いた営業損失は91万6,856円であり、ここに省エネ関連の補助金など営業外収益を加え、支払利息や法人税等を差し引いた当期純利益につきましては、13万7,992円となったところであります。

6ページは販売費及び一般管理費の内訳であり、7ページは、資本金や利益剰余金の変動を記載した株主資本等変動計算書、8ページは監査報告書でありまして、それぞれ資料に記載のとおりであります。

また、本日、お手元に参考資料といたしまして、令和5年度の部門別の収支概要一覧表を、A3判のカラー刷りでお配りしております。なお、よりっせにおいては、インボイス制度の導入に伴い、委託販売分の計上方法を令和5年度変更しております。前年度との比較については、右下の令和4年度の計算方法で換算を御覧いただくと、前年度と同基準での比較ができます。この資料については、後ほど御覧いただきたいと思います。

9ページを御覧ください。

令和6年度の事業計画について申し上げます。

まず、事業の方針であります、株式会社西会津町振興公社の経営理念は、地域活性化の先導的な担い手として地域に密着したサービスの提供に努めることにより、地域経済の発展と住民福祉の向上に貢献することとなっております。

令和6年度は、この経営理念を基本に多くのお客様に来ていただける、そして満足していただける、さらには収益も確保できるよう各部門において様々な取組を展開してまいります。

まず、温泉健康保養センター・ロータスインでは、昨年より源泉の低下により、沸かし湯による営業を行っており、温泉利用はもとより宿泊利用についても大きな影響を受けています。このような厳しい状況下においても、利用者及び収益の確保に向けた様々な企画や営業に取り組んでまいります。

料飲部門においては、特に町内に向けた営業を強化し、様々な意見を踏まえながら、多くの町民の方に利用していただける企画を開発するとともに、積極的に町内各種団体等に営業活動を展開し、収益の向上を図ってまいります。

昨年は慶応大学野球部などの受入れにより、宿泊や料飲部門にとって非常に大きな売上げを計上いたしました。このことから、さゆり公園の野球場やプールなどの各種施設を強みとした合宿等の誘致につきましても、積極的に取り組んでまいります。

交流物産館・よりっせ及びミネラル野菜の家については、物販において販売商品の見直しやミネラル野菜普及会等の各種団体との連携強化により、さらなる収益の増加を図ってまいります。

昨年6月に事業を開始した食事処いち膳及び本年4月に事業を開始したベーカリーアンベイクにおきましては、収益確保を目指した営業展開を図ってまいります。

「さゆり公園」等の指定管理施設については、利用者に安全かつ快適に利用していただけるよう、迅速な施設修繕をはじめとした適正な維持管理に努め、利用者の拡大を図ってまいります。

以上が令和6年度の事業計画であります、町をはじめ関係機関との連絡調整を図り、振興公社設立の目的である地域経済の先導的担い手として、町の発展に資するよう各種事業に取り組むとともに、町指定管理者制度の趣旨に則した効率的な施設管理を目指し、住民サービス及び福祉の向上と交流人口の増加を図り、本町の地域活性化につながるよう努めてまいります。

以上が、株式会社西会津町振興公社の令和6年度の事業計画であります。

町といたしましても、振興公社との連携を強化を図りながら、より一層の経営改善が図られるよう、指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告いたします。

○議長　これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　幾つか質問させていただきたいと思いますが、その前にどこまで質問できるかは私はよく分かりませんので、全部質問を終わったあとに、ここは駄目というふうに御指摘いただければありがたいなというふうに思います。

それでは、振興公社の損益計算書についてお尋ねいたします。

一つ目は、純売上高の中の受託収入、これ中身を具体的に数字を上げてお示しいただきたい。例えば、令和4年度1億1,111万4,591円だったものが、令和5年1億2,645万5,633円、1,534万円ほど増えております。この中身についてお示しいただきたい。

それから販売費及び一般管理費について、一つは支払い手数料、令和4年は213万2,514円でしたものが174万かな増えております。これはどうしてかっていうか中身をお示しいただきたい。

三つ目、減価償却費、令和4年が112万に対して令和5年が488万、プラス375万ほど増えております。ちなみに令和3年は59万でございましたので、この増えているその理由と中身についてお示しいただきたい。

それから4番目としまして、委託料、これはどんなものか。内容を詳しくお示しいただきたい。例えば、令和4年は1,451万に対して令和5年が1,485万でございます。

雑費、五番目は雑費です。

令和4年621万に対して、令和5年が591万減ってるんですが、令和3年の379万からすると増えております。この中身についてもお示しいただきたい。

六つ目としまして、役員報酬です。

○議長 ただいまの役員報酬については控えていただきたいと思います。

○小林雅弘 いや、あの報酬額ではないですよ。聞きたいのは。

内容によってだと思いますので、まず質問をお聞きいただきたいと思います。議長いかがでしょう。

○議長 はい、じゃあ質問してください。

○小林雅弘 役員報酬なんですが、これ金額が上がっております。後ろを見ると常勤役員はゼロです。1人もおりません。非常勤取締役が6名、非常勤の監査役が2人、これ合計8人非常勤の報酬として支払われているという理解でよろしいかどうかという質問ですが、いかがでしょう。

これは、答えていただけるんじゃないかと思います。

○議長 はい、大丈夫です。

○小林雅弘 よろしいですか。はい。

次に事業計画について移らせていただきます。

今日ちょっと資料を頂いたんですが、計画が数字で載ってるんですね。載ってます。

しかし、令和6年度の事業計画の中に数字的に裏づけのある、そういった計画になっていないように思います。普通は事業計画といいますと、売上げ幾らとか利益幾らとかいう数字が載って当たり前だと思うんですが、これですと、最終的にどうだったのかあるいは途中でチェックする場合どうなのか、これが評価できません。ですから当初として事業計画は載せるべきではないかと思いますが見解を求めます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 分からないから質問すると議長許可をされましたが、明らかに計画が営業の内容になる。中には未来の計画の場合ですね、一般の企業ですと何月にイベントを打つ、そういった機密の情報も入るということは、純然たる計画というのは営業の骨格になりま

すので、この場で、議長が許可をして話させるというのは、やはり議長について責任、議事進行についての責任が問われると思うんですがどういう整理をされるのか。お伺いしたい。

○議長　今の経営方針に当たりますので控えていただきたいと思います。経営方針に当たります。

○小林雅弘　分かりました。

ただ、数字的な裏づけのない事業計画ってあるのかどうか私は疑問です。

次に行きます。

昨年6月に事業を開始いたしましたいち膳。これについても、また何か言われるのかな。

町のお金が投資されてますよね。当然ですよ。改装のときに。そしたらその効果、結果これは聞いても当たり前だと思うんですが、私はそれを聞きたいと思います。

それから温泉健康保養センター・ロータスインとオートキャンプ場についてでございます。病院事業における営業及び企画強化と書いてあります。具体的に方策それからできれば計画数値これをお示しいただければ。

○議長　小林議員に申し上げますが、ここは振興公社の役員会とかそういうあれではないので、そういうような細かいところまでは聞くあれはないと思います。

今までもそうでしたけれども、ここは公社の、やはり役員会や。

○小林雅弘　どこまで聞けるんですか。今までののは聞けるんですか。

○議長　今までのいいですよ。今のいち膳についても、これは営業経営方針に当たりますので、控えていただきたいと思います。

○小林雅弘　結果を聞きたいんですがいかがですか。駄目なんですか。

（「議事進行」の声あり）

○議長　三留正義君。

○三留正義　議長の進行にいささか問題があるようなので、ちょっと暫時休議していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長　暫時休議といたします。（11時09分）

○議長　三留正義君。

○三留正義　数字を聞いてどうするのか、我々には経営権がない。いたずらに数字を聞いて、委託料はどうか、多分今聞かれたのをずっと聞いてて全部アウトだと思います。

それを早めに、執行側で分かって聞いているのも、だから、進行がね、やりづらく議長もなっているんでしょうけれども、これらについては書面で、担当課に質問事項を掲げて伺えば、個人議員としては事済むことである。そういう私は見解をしています。

法曹を利用して、街の中に混乱をね、興味を引こう、そういったふうにもとれる。

いやそういうふうにもとれる。そうだとは言っていない。だから暫時休議しました。

休議しないとこれ言うと大変なことになるので、だからそういう自分が理解できれば深めたい、それはいいと思うんです。

ただ行く場所、町側に法定で定められた報告、定められた以上に報告してますけれども、こういう報告を出すっていうしか決まってないですね。

それを事細かく超えて良心的というのかな、細かく出してきている。ですから議会側も

それはある程度は一生懸命教えを伝えよう説明しようとしてるなということは理解せざるを得ないところはあるんじゃないのかなと。

ですからいち議員としてね、事細かく知りたいそれは個別に箇条書なりね、担当の課長に提示して答えてもらえるものは答えてもらえばいい。口述でやると、いろんなところに触ってくる。今質問一番最初からスタートから触ってると思いますね。

ですから、これ議長許しますよってずっとお話をされさせさせてきたところがある。だからそこはやはり、ちょっと西会津町議会の議場では適さないんじゃないのかなと。私はそのように伺っています。

話して悪いのかいいのかちょっとジャッジはできませんが、本来の議会の運営に定められた法定で定められた運用の中では、やはり適さないのではないのかなと感じて伺っていましたが、議長の見解はいかがでございましょうか。

○議長　先ほどですね、報告第2号から4号につきましては、議決となる対象となる事件ではありませんので、報告のありました書類の範囲内において、不明な点を明確化する程度の簡単な質疑とするということであります。

もっと事前に、もしこのケーブルテレビじゃなくて、ないところで担当課に聞いていただければそれでよろしいんじゃないでしょうか。

この資料というのは、マル秘の部分で提出するあれはないんです。

議会の、以前議会からの申入れによって、今日出してるんですよ。

良心的というのか、そういうことで町側がやっていますので。

町長。

○町長　いわゆる振興公社は一部民間の企業ですよ。

それにはいわゆる取締役会があって、株主総会があって、そして監査もしていただいて、その結果を交渉して皆さんに提示しているわけでありまして、それはどこまでできるかできないのかと今次長から話があったとおりでと思いますけれども、今5番議員がそのことを聞いて、そういう細部の内容については、この場でじゃなくて、例えば振興公社に行って聞くとか、あれは担当課の中でいくという程度にしてもらわないと、この議会の中でそういう内部の話までね、三留議員が言われたようにようなことで、その違いを聞いて、その先どういうふうなことを質問されるのか、あるいは自分の意見を言われるのかどうか分かりませんけども、この報告事項の中でどこまでね、どこまで、何て言うかね、質問ができるのか、非常に言葉としてはかなり大ざっぱなその表現になってますから、あとはやっぱり時間の中でしっかりこれ、なんかねちょっと統一見解を出していただかないとちょっと困るのかなっていう、今聞いててそんなふうに思いました。

とにかくいろいろ組織の経過を経て、こういう決算ができて皆さんに報告しているということですから、その内部のこまいところまでのことについては、どこまで皆さんにお知らせを説明しないといけないのかなと、この議会の場ですよ。それちょっと皆さんで検討してもらいたいなというふうに思います。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　町長が話したのとかぶりますけれども、西会津町議会、この議会という名義で株主を所得してませんし、いち個人で多分議員の皆さんも株は取得していないと思いま

す。

理事権ないですね。この空間には。

要は権利のないことを、徒手空拳で、放映が流れてるところでやはり話すというのは、危険が伴うんじゃないのかな。双方ともね、言ってるほうも言われるほうも。

根本的にエビデンスに、法治国家なんですからね、やはり法に基づいてきちんと議長も御していかなくちゃいけないでしょうし、やはりスタートに、法で、きちんと法令等でこうやっていいよ、悪いよ、権利があるよ、ないよ、義務があるのかなのか、これは明確化して、きちんと肅々と議会を行わなければならない。これは、私だけじゃなくて、皆さんが負っている議員としての義務、議会としての義務、ここは皆さんに共通して御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私も御理解いただきたいのは、例えばいち膳ですね、これの改装費用、これは議会が議決しております。ですからその結果について、あるいはその効果についてお聞きするのは当然だと思いますけども。

いやいや、去年のあれでしょ。

○議長 小林議員、公社の事業なので、町は出していますけど、公社の事業でありますし、決算の細部とかそういうものについては。

○小林雅弘 いやいや、議決してるんですよ議会は。

○議長 分かります。分かります。

○小林雅弘 ですからそれに対する我々は町民に対する責任がございます。

ですから、お聞きしてるんです。

ただ、今ここでやるべきなのか決算のときにやるべきなのかという御意見がありましたけれども、それは検討の余地があると思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 いいところにお気づきだと思います。

我々が議決するのは町側で示した数字、そのときに根掘り葉掘り、根掘り葉掘りやんないで、多分御異議ありませんかで解決していく。

使ったあとの成り行きについて、やはりそれも決算段階で、本来は根掘り葉掘り、できるだけニアピンなところまでお聞きすればいいのかなって。

それもどこまで聞いて、何かいかにも善し悪しに使い過ぎだとかそういったことに聞こえないようにしていくために、質問する側も場所と空間はやはり選んでいかなくちゃいけないのかな。やはりそこら辺の相手側から言えばね、さっき町長が民間事業体である。たまたま社長と町長ね、体一つなんですけど、相手が相手であれば、何言ってんだ賠償してもらおうか、うちの気密議会で話されて困る、そういった事案もないとは、他人の社長だったらばないとも限らない。たまたま同一人物ならほとんど問題は起きない。

だからやはりその一線っていうのは、やっぱりきちんと我々も考えながら、ここだっていう線、ぴっとはなんないかもしれません。

しかし、町側もやはりそこんところはすぐに走るべきだし、議長自体だってそのぴっと線が引けないことも出てくる。やはりその辺の空間をきちんと抑制していけるような議会

をやはりきちっとね。何となく、何となく、いろんなこと話して、最後にね、しゃべるだけしゃべって、ほとんど駄目ですって回答もこれもおかしいですよ。なんでしゃべらせただんだということになっちゃう。

事前の御する議長のほうの立場もあるし、ですから、こういうことで質問したい場合、将来的にはね、今ここでしょうがないですけど、事前に大まかなものは議長に提出してもらうとか、そういったことも今後はね、考えてこの場でがばっとなっちゃうと言いたかった人はね面白いし。

そういう意図で私ね止めてるわけではないので、できるだけ本御本人の理解も深めたいだろうし、どこでオチをつけるかっていうものだから、オンライン上の本来の西会津町議会で、やっぱりここで適するのかわからないのかと言えど適さない。これは何となく大まかに分かったと思うんですけど、だから、それでも聞いて深めたいのであればどういう手段があるか、そういうことも今後はね、各個で考えざるを得ないのかな。

そこら辺で共通した認識はある程度みんなね、びたっとはいかない。議員全員とは言わないでしょうけれども、やはりその辺で私は認識を持ってもらって、今般はね、ある程度のところでただの数字が変化してマイナスの原因は何だとかね、赤字が大きくなったねとかそういうことを聞いていく程度、さっき議長が言ったように、軽微な数字の動きが変わったねとか、そういった軽微なものを伺うのは、ある程度答えようがありましようが、詳細に当たって、きっちりとやるのは、やはり本会議場では適しないと私も思っております。

以上です。

○議長　小林議員、決算の細部にわたっても質疑を行うことはできないということになっているんですよ。

だから、ただ今まで質問した中で、プラス・マイナスについてお答えできるんだったらお答えいただきたい。ただ、いち膳の場合は、町が金を出してますけれども、これは予算とか決算の場で、やっていただければいいんじゃないのかなと。今やる営利的な営業的なものについては控えていただきたいと思います。

課長どうですか。

商工観光課長。先ほどの。

小林議員、もっと細部にわたってあれなのは、私今回認めてしまいましたけれども、やっぱり課に行ってまた振興公社に行って、やっぱ聞いていただければいいと思います。

この場は報告なので。

三留議員。

○三留正義　民間企業の場合は情報開示で決算書、そういったものは要求すればもらえるはずですね。

ですから、町長が言ったように、そこに行って聞いてみたらどうだよっていうのは、あながち間違いではない。だから経営なさっている事務方の方になり社長なり、その人のところに行って、決算書、業務報告書をもって内容について詳細を伺って、相手が話してくればラッキーだし、だからそこら辺の、全くなんて道がふさがれているわけではないので、普通の法令に遵守、のっとってやっていく、相手が拒否しなければそれで教えても

られるわけですから、何回も繰り返しますけれど、西会津町議会、開会の場では適さないとされると思います。

以上です。

○議長 小林議員、もう一度。

課長、報告書にあるもの。

それでは、小林議員。

私内容を聞くということでありましたが、質問がやっぱり適さないということで、取消しをしていただきたいと思います。

○小林雅弘 全部ですか。

○議長 全部。

決算の細部にわたって、聞くことができませんので。

小林議員、報告報告の内容、その前回と比較してどうのこうのじゃなくて、そういう今回の示させられている内容について。

受託収入もこれちょっとあれでしょ、中身は。

町の委託料は幾らだとかそういうのは答えられますけど、受託収入、公社そのものの、民間の決算です。

小林議員、受託収入だけ。これは町の、町の受託収入。

その部分を答弁します。

それだけです。よろしいですか。はい、それのみでということ。

○議長 再開します。(11時35分)

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

いろいろ御質問いただきましたけれども、公社に関わる詳細な部分、細部にわたる部分ということが多うございましたので答えられる項目のみお答えさせていただきたいと思います。

一点目のですね、受託収入の関係でございます。

これにつきましては、町の指定管理料でございまして、その受託の内訳については、温泉業務それからオートキャンプ場の部分、それからふれあい交流施設の部分、それからさゆり公園の部分ということでございます。

以上でございます。

○議長 5番、荒海正人君。

○荒海正人 私からも幾つかお尋ねします。

まずロータスインについてですけども、お示しいただいた部門別収支の中で温泉業務のところやはりマイナスになってるっていうところで、やはり温泉から沸かし湯になったっていうのが影響が大きいかなと思うんですが、その沸かし湯になったっていうことがダイレクトに影響してるのかっていうところで、沸かし湯になった前と後ろの辺りの部分について、ダイレクトに沸かし湯になったのがダイレクトに影響してるのかっていうところをお尋ねします。ほかの要因もなかったのかっていうところに関わってくるんですけども、その点についてお示してください。

あと道の駅についてなんですが。

○議長 荒海議員に申し上げます。

この資料の。

○荒海正人 このやつは駄目なの。

○議長 これは駄目です。

○荒海正人 これについては駄目なんですわ。了解しました。

沸かし湯になって、やはりその温泉業務に対して、やはりその沸かし湯なったことが、どのぐらい影響があったのかっていうことについてお示しをいただければと思います。

というのと、あと道の駅についてなんですが町の実施計画の中では来年度リニューアルし、大規模改修があるっていうことだったんで、それに関連してなんですけども、今年度の事業の中でそれに向けた準備等についてあるのか。予算もついてない話だから。

○議長 荒海議員、これ町の事業になりますので。

○荒海正人 それに向けた準備については今年度事業等で組み込まれてたりしないのかっていうところの確認です。

だからその事業計画の中に入っていないってことですね。

○議長 荒海議員、この資料からちょっと読み取れていないでいいので。

○荒海正人 読み取れてなくて、入ってるかどうかの確認だったっていうことで。入っているのかどうかその来年度に向けた準備っていうのが入ってる、この事業計画の中に入っているのかっていう確認です。

あと最後に、昨年度から経営改善に向けたアドバイザーが入っているわけですが、この事業内容であったり今年度の事業の中で反映されてるものっていうのはどういった部分になるのでしょうか。これから反映されているっていう話なのでしょうか。その点についてお示しいただきたい。

○議長 商工観光課長。答えられる範囲内で教えてください。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

沸かし湯に関わる影響ということでございますが、報告書の記載のとおりでございます。

沸かし湯によりまして大きな影響があったというようなことで、報告を受けてもございまして、詳細の数値等については報告を受けてないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

それからあと、大規模改修につきましては、これは町の関係でやっている事業でございまして、公社の関係の中身ではございません。町については実施計画で計上させていただいているとおりでございます。

以上です。

○議長 これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第9、報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類について、御説明いたします。

お手元の、一般財団法人西会津町農業公社に係る令和5年度事業報告及び決算並びに令和6年度事業計画を御覧ください。

1ページを御覧ください。

初めに、令和5年度事業報告について申し上げます。

まず、事業の概要についてですが、町の基幹産業である農業は、稲作を中心としたミネラル野菜などの園芸作物栽培、菌床キノコ栽培などの振興に取り組み、一定の生産実績を上げておりますが、一方で農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加による生産面積の減少、米価の低迷による農家所得の減少、農業用施設の維持管理など、町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、解決すべき課題が山積しているところであります。

このような農業における課題の解決と持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出を図ることなどを目的に、町が中心となり農業公社の設立が検討され、昨年9月15日に「一般財団法人西会津町農業公社」を設立し、10月1日から業務を開始したところであります。

また、これまで農業公社の役員は、農業公社の設立目的、担うべき役割などについて町と認識を共有し、町農業の持続的発展に向け、町や地域の担い手農家等と連携して各事業に取り組んできたところであります。

次に、事業の内容ですが、昨年10月21日に農業公社設立記念式典を野沢体育館において開催いたしました。

農用地等保全事業では、農用地保全に係る集落説明会を開催し、集落の実態把握と中山間地域等直接支払交付金を活用した事業の検討などに取り組みました。

園芸作物等栽培事業では、収益性の高い作物としてアスパラガスを主力作物に位置付け、ほ場の確保と土壌分析、堆肥の投入など作付に向けた準備を行いました。

2ページを御覧ください。

育苗生産販売事業では、町所有の耐雪型パイプハウスを活用して冬期間における育苗利用等の実証栽培を町から受託し実施したところであります。

雪処理支援隊業務受託事業では、要支援者を対象とした除雪作業と見守り支援などの業務を町から受託し、対象者へのサービスの質の向上に努めました。

行政事務等業務受託事業では、農業公社の事務室を置く、新郷連絡所の窓口業務を町から受託し、地域住民への利便性及びサービスの質の向上に努めました。

管理部門では、町や地域の担い手等と連携・役割分担しながら、町農業の持続的な発展を図り、また農家の皆さんが安心して農業に取り組める体制づくりに取り組んだほか、理事会及び評議員会を適時開催し、円滑な事業運営に向けて取り組んでまいりました。

次に、法人の概要については記載のとおりであります。資産の状況では町が現金2千万円を出捐しております。

3ページを御覧ください。

貸借対照表であります。

資産の部のうち、流動資産は現金及び受託業務に係る未収金であり、固定資産は定期預金であります。これらの流動資産と固定資産を合わせた資産の部の合計は 2,088 万 3,685 円であります。

続きまして負債の部のうち、流動負債は受託業務に係る返還金や未払い法人税、所得税の預り金などであり、負債の部の合計は 95 万 5,249 円であります。

続きまして、正味財産の部のうち指定正味財産 2 千万円は町からの出捐金であり、そこから一般正味財産 7 万 1,564 円を差し引いた正味財産の合計は 1,992 万 8,436 円であります。負債の部と正味財産の部の合計は、2,088 万 3,685 円であります。

4 ページを御覧ください。正味財産増減計算書であります。

一般正味財産の部のうち経常収益は新郷連絡所窓口業務、雪処理支援隊業務、育苗利用等実証栽培業務など町からの受託業務と町からの団体育成補助金の、合計で 580 万 6,987 円であります。

経常費用は、社員の給与手当や臨時雇用社員の賃金、事業用消耗品、活動保険料等の事業費で 393 万 8,985 円、役員報酬や給与手当、消耗品費、事務室の光熱水費などの管理費で 190 万 3,566 円、5 ページに行きまして経常費用の計で 584 万 2,551 円であります。

この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス 3 万 5,564 円となり、未払い法人税 3 万 6 千円を加えた一般正味財産増減額は 7 万 1,564 円のマイナスとなったところであります。

また、正味財産の期末残高は 1,992 万 8,436 円となったところであります。

6 ページは監査報告書であり、記載のとおりであります。

7 ページを御覧ください。

令和 6 年度の事業計画であります。

まず事業の方針であります。町の農業振興を図るため集落と連携した農地保全の確立、地域の特色を生かした農業の展開、高収益営農モデルの構築、担い手農家の確保と育成を推進し、地域農業の発展に寄与することを目的に各種事業を展開してまいります。

特に、農用地等保全・人材育成・園芸作物等栽培事業に重点的に取り組むとともに、雪処理支援隊業務や新郷連絡所窓口業務などを町から受託し、農業分野のみならず、広く地域住民への利便性及びサービスの質の向上にも努めてまいります。

部門別の事業計画では、農用地等保全事業では自己保全農地の管理や良好な景観維持のため、草刈り作業に取り組んでまいります。

農業用施設等維持管理支援事業では、農業用水路・農道等の維持管理作業に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策支援事業では、有害鳥獣からの被害防除対策となる電気柵の設置と撤去作業に取り組んでまいります。

農作業受託事業では、水田における耕起、代掻き、田植、稲刈り等の作業について、依頼者と担い手農業者等との橋渡しを行うほか、人手が不足する場合は人材を確保し支援してまいります。

人材育成業務事業では、新規就農者の確保や栽培技術、農産物販売等の研修を実施してまいります。また農業分野で採用した地域おこし協力隊員の育成も町からの受託事業とし

て取り組んでまいります。

園芸作物等栽培事業では、高収益作物栽培による事業収益の確保のため、アスパラガス、ウド、スイカなどの栽培に取り組んでまいります。

8ページを御覧ください。

農林産物販売事業では、町内産農産物の高収益化やブランド化に向けての販路調査を実施し、農家所得の向上に努めてまいります。

育苗生産販売事業では、昨年度に引き続き町所有の耐雪型パイプハウスにおいて野菜苗等の育苗利用等の実証栽培に取り組んでまいります。

雪処理支援隊業務受託事業では、町と連携して要支援者宅の除雪作業や見守り活動を町から受託し実施してまいります。

行政事務等業務受託事業では、新郷連絡所の窓口業務を町から受託し、地域住民の利便性及びサービスの質の向上に努めてまいります。

管理部門では、農業公社の設立目的である町農業の持続的発展と課題解決に向けて、町や地域の担い手などと連携・役割分担し、農家の皆さんが安心して農業に取り組める体制整備に努めてまいります。

また、町からの受託業務等を通して、行政事務の効率化や住民サービスの向上にも取り組み、農業者のみならず、地域住民から信頼される法人となるように各種事業に取り組んでまいります。

町といたしましては、農業公社と緊密に連携し、事業の円滑な実施や安定した事業運営を支援してまいる考えであります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　一点だけ確認をさせていただきたいと思います。

有害鳥獣対策支援事業と園芸作物の中にスイカというのがございまして、こういったところの収入を上げられるという考え方が出てまいりましたので、このスイカの場合ですと、かなりの面積を使うんだろーと思います。

ただ強いというならば電柵をされて対応されていかないと、熊にやられる可能性があるだろーからそういったところを準備されてるのかどうかだけ確認させていただきたいと思います。

○議長　町側の、大丈夫ですか。

猪俣議員、公社の判断になりますので、今、地域振興農林振興課長はお答えできないと思いますので。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　一点、お伺いいたします。

まだ西会津町農業公社はスタートしたばかりだって、そういうのは承知しております。

ですから、計画がどうのこうのっていうよりも、まずこれらの事業をどのぐらい取組が始められているのか、始まっているのか、それをお示しいただきたいと思います。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　それでは5番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

この農業公社の事業につきましては、議会のほうでも調査特別委員会設置されて、そこでもいろいろ説明をさせていただいておりますが、これまで農業公社で19ほどの事業を全部で予定をしております。

段階的に事業に着手しようということで、第1フレーズということで、1年目から3年目にやる事業ということで、今取り組んでおりますが、計画している事業については、昨年10月からのスタート、あと本格的に今年度から着手いたしますが、今のところはその計画に基づいて事業を推進しているというふうに理解をしております。

○議長　これで、報告第4号、一般財団法人西会津町農業公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、皆さんに申し上げます。このあと、午後1時より全員協議会を開催します。開催時間までに、議場へお集まりください。

全員協議会終了後には、広報広聴常任委員会を開催してください。会場は大会議室です。

その後広報分科会を開催してください。会場は第2委員会室です。

さらにそのあとに、議員互助会世話人会を開催しますので、世話人の方は第1委員会室にお集まりください。なおメンバーは議長、副議長、紫藤議員、長谷川議員、小林議員の5名となっております。

最後に、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会を大会議室で開催してください。

以上であります。

お疲れさまでした。(12:00)

令和 6 年第 3 回議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 6 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

散 会

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

令和6年6月10日（月）

開 会 10時00分
延 会 14時58分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 英 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

○議長 皆さんおはようございます。

令和6年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 おはようございます。3番、長谷川正。通告によりまして、一般質問をいたします。

質問事項、温泉健康保養センターについて。

温泉健康保養センターは建設より30年以上経過し、施設の老朽化も目立ち、今回、新源泉掘削と機械室床の修繕が必要となった。新源泉が完成するまでは、沸かし湯にての営業であり、「早く前のような温泉に入りたい」と町民の皆様の多くの声を聞くところであります。

そこで今回、このような質問をさせていただきます。

1つ、温泉健康保養センター施設の設立時の目的を伺います。

2つ、温泉健康保養センターの源泉掘削の完成までの後期日程を伺います。

3つ、源泉掘削に係る費用と財政負担軽減策を伺います。

4つ目、新源泉完成後の温泉健康保養センターのさらなる活性化について、町としての取組を伺います。

5つ目、新源泉の今後の利活用について。温泉以外の利活用は考えられないでしょうか。

6つ目、町民の皆様にもこれからも愛される施設となるため、町としての取組を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

町長。

○町長 3番、長谷川議員の温泉健康保養センターについての御質問にお答えをいたします。

西会津町温泉健康保養センターは、平成元年に国の自ら考え行う地域づくり「1億円ふるさと創生事業」の使途について、当時の町内の全世帯、事業所、小・中学生、在京西会津会会員からアイデアを募集し、その中で一番多く寄せられた温泉開発の提案に基づいて整備したもので、平成4年の開設以来年間約6万6千人、延べ約200万人が利用する町民の憩いの場、交流の場、また、町外から多くの人を訪れる観光施設となっており、本町の活性化に向けて欠くことのできない重要な施設であると認識しております。

1点目の温泉健康保養センター施設の設立時の目的についてのお質しですが、町では温泉健康保養センターを地域活性化のシンボルと位置づけ、町民の健康増進や福祉向上のほか、さゆり公園の利用と合わせた都市との交流など、町活性化の拠点施設として活用することを目的として整備いたしました。

次に、2点目の温泉掘削工事の完成までの日程についてであります。これまで議員全

員協議会で説明申し上げてきたところでありますが、温泉健康保養センターは温泉掘削工事の入札を去る5月9日に執行し、今議会定例会にその請負契約の締結についての議案を提出しているところであり、御議決後速やかに工事請負業者や指定管理者等との打合せを進め、令和8年3月31日の竣工に向け作業を進めてまいります。

次に、3点目の温泉掘削に係る費用と財政負担軽減策についてであります。まず、温泉掘削に係る事業費につきましては、今議会に提出しております工事請負契約の金額である1億5,200万円飛び飛び9千円を予定しております。そのほか、次年度にかけて動力ポンプ設置工事と電気配管工事を予定しており、温泉施設整備に係る総額は3月議会定例会で御説明申し上げましたとおり、約2億2,900万円を見込んでおります。

また、財政負担軽減策については、元利償還額の7割が普通交付税の基準財政需要額に算入されるなど、財政的に有利な過疎対策事業債を主な財源として充当いたします。例えば、過疎対策事業債を現在の利率の0.9%で2億2,900万円を借り入れた場合、償還の総額は約2億4,400万円となり、そのうち元利償還額の7割、約1億7,100万円は交付税措置とされるため、町の負担は3割の約7,300万円となります。過疎対策事業債の償還は12年ですので、単純に1年あたりに換算すれば町の負担は約600万円となります。このほか、ふるさと応援寄附金制度のクラウドファンディングも活用し、財政負担の軽減を図ってまいります。

次に、4点目の新源泉完成後の温泉健康保養センターのさらなる活性化についてであります。施設の整備目的である町民の健康増進や憩いの場、交流施設として利用者の増加を図るため、指定管理者と連携しサービスの向上や活性化対策について鋭意検討してまいります。

次に、5点目の新源泉の今後の利活用についてであります。温泉掘削に当たっては、県自然環境保全審議会温泉部会に入浴を目的に掘削許可をいただいているところであり、現在のところ入浴以外の利活用は考えておりません。

次に、6点目の町民の皆様にこれからも愛される施設とするため、町としての取組についてであります。安定した施設運営とサービス向上に努めるため、指定管理者と連携しながらより一層町民の皆様に足を運んでいただける温泉施設になるよう、鋭意取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 初期の目的であります町民の健康増進や福祉向上に努めるとあります。私が見る限り、町民の皆様の健康増進、あと福祉向上、これにはちょっと程遠いようなことがあるんじゃないかなと思っておりますが、町としてはそのようなところをどうお考えですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町民から見ると、健康増進や福祉の向上については程遠いのではないかなというような御質問でございますが、町としてはそのようなことでは考えてございません。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私が見るにつけ、今コロナ禍っていうこともあったと思うんですが、町内・

町外の利用者の方々、それがすごく減ってると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

昨年度の利用者につきましては、議員御指摘のとおりトータルの人数としては少なくなったというところがございますが、それほど大きな影響はなかったと。増減の差はなかったというようなことで認識しております。入浴いただくために料金を改定しましたり、公社としましても様々なサービスを考えまして対応しているということで認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺のところを見て、町民の皆様も大変心配しておられます。町民の皆様もやはりこの施設を使って本当に健康、あと福祉の向上、そういうふうになりたいと。本当に温泉につかってリフレッシュして、そこで来てる方と交流して話をしたり、そういう場となれるように思っているところであります。それは多くの町民の皆様の声であります。したがって、本当に今、施設を考えても縮小傾向がありまして、その辺はいかがお考えですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議長、お許しいただければ、もう少し具体的なところで補足で御質問内容をいただければありがたいです。

○議長 もっと長谷川君、具体的に町のそういういろんな指導とかできるようなことであれば。

○長谷川正 具体的にと言われましたので、まずは休憩所の食堂がなくなりました。あとフロントにあった土産物、これもなくなってしまっております。それと、施設の入手前のミニカーカフェだったと思うんですが、そこは今中止しておりますので、その辺のところを町としてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 休憩所の食堂の件ですとか、土産物の件でお質しをいただきました。

まず、そちらにつきましては町で携わってる部分ではございませんで、公社のほうで携わっている部分でございますので、その辺の答弁については御容赦をいただきたいと思います。

それから、ミニカーカフェにつきましても、温泉健康保養センターということで御質問いただいているところがございますが、またちょっとその趣旨と外れるかなというようなことで御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺のところは振興公社のことですので、私もそれは理解しているところであります。しかし、町としてはやっぱり、町民の皆様がここをどうにかしていただきたいという声を聞いております。そして、それは町民の皆様がフロントに行って話をしたこともあるそうなんです。でも全然聞いていただけないということで、本当に困ったなということで私に相談を持ちかけられましたんで聞いております。町としてはそういう指導ってことはできないのでしょうか。

○議長 長谷川議員、指導というかそういうあれでよろしいですか。公社のやっぱり運営とか経営に関しては町では答弁できないと思いますので、指導というかそういう考え方でよろしいですか。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町では、公社のほうと月1回指定管理等様々な部分での打合せ等をしております。議員からそのようなお話がございましたというようなことについては、公社と情報を共有していきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 設立時の目的が町民の健康増進を図る、福祉向上を図るということをうたっておる以上は、そのようにお願いしたいと思っています。これは要望であります。

2点目の工事の完成までの日程ですが、今の工事入札を行ったというところでありますが、完成は令和8年3月31日竣工に向けてとありますが、この計画どおりにいきますか。どうでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今のところ、議員の申し上げたとおり、令和8年の3月31日竣工というような予定でやっております。工事の進捗につきましては、実際掘削等やってみて多少早まったり等の状況はあろうかなというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 少し早まったりという言葉はいただきましたが、本当にこれより前に出来上がってもらえればいいかなと思っています。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

3点目でございますが、財政負担軽減策について。

ふるさと応援寄附金制度、あるいはクラウドファンディングも活用とありますけども、クラウドファンディング、今どのようなところまで進んでおりますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 クラウドファンディングの進捗状況についてのお質しにお答えいたします。

クラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税のクラウドファンディングという制度を使う予定で事務作業を進めております。その日程につきましては、10月から12月の3か月間で募集をし、募っていきたいというようなことで考えております。

なぜその時期にしたかという理由でございますけれども、ふるさと応援寄附金、12月が最も多く寄附されるというような時期でございます。ふるさと納税のクラウドファンディング制度を今予定している事業者、標準のクラウドファンディングの期間が3か月というようなことでございまして、10月から12月の3か月間で予定しているというようなことでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 クラウドファンディングでございますが、ここの町民の皆さんとか私もクラ

ウドファンディングできますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町民の方につきましては返礼品の部分はございませんが、寄附自体はできるということでございます。議員につきましては、公職選挙法の関係で抵触するおそれがあるというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。

私の勉強不足かなっているのは否めませんが、本当にこの施設は町民の皆さん関心が高い。私もクラウドファンディングやりたいなっている人が結構おります。ですので、町民の皆様にも本当に分かりやすいようなそういう周知をしていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 クラウドファンディングについて、町民の皆様に分かりやすい周知をとるようなことでございます。

その周知の方法につきましては、広報誌ですとかケーブルですとかLINEですとか、様々な方法によりまして周知を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 クラウドファンディングのことについては理解いたしました。

5点目の新源泉の今後の利活用についてということですが、現在のところ入浴以外の利活用は考えておりませんという答弁であります。会津管内でも温泉を利用して入浴以外に使っている自治体もあると思いますので、そういうような御利用の仕方はお考えではないですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今現在、町長が最初に答弁したとおり、温泉以外の統合については考えていないというところでございます。議員からもほかの自治体ではやっている例もあるというようなことで情報いただきましたので、その辺については調査させていただきたいと思います。

なお、掘って見ないと塩分ですとかいろいろ様々な面、どういうことがあるのかとかっていう詳細の部分分かりませんので、その辺も含めて判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺のところ、入浴以外でも活用していただきたいと思います。私は思っております。塩分であり、そこにまつわる温泉の熱を利用した何かできないのかなということもこれからお願いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

入浴以外の活用方法というようなことでございます。先ほども御答弁いたしました。

掘ってみてどのような成分なのか、あるいはどのような流量があるのか。あるいは事業化したときに初期投資ですとかランニングコストとか、その辺の部分も考慮しなければいけないかなというように、その辺については慎重に検討させていただきたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺のところ、御検討よろしく願いいたします。

次、6点目ですが、「町民の皆様からこれからも愛される施設となるよう、指定管理者と連携しながらより一層町民の皆様に足を運んでいただける温泉施設になるように取り組んでまいります」と、先ほど町長からの答弁もありましたが、施設内で要するにあれもやめる、これもやめるといったら、やはり町民の皆様の足が遠のいてしまう。

今、千葉県浦安の某有名施設では、6月6日に新エリアが完成したそうです。そういったところでものすごく集客。あそこと比べるのはあまりにも無謀だと思うんですが、何を目的に皆さん来られるのかなと。新しい発見なんですよ。そういうことで、ここの施設はやはりいつ行っても新しいものがあるねとか、ここ変わったねとかいうのを私は望んでおります。町としてはいかがお考えですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 今、議員からいろいろな御提案をいただきました。その辺の部分については公社に関わる部分かなというふうに思いますので、公社と情報共有してまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それにつきましても、町民の皆さんこんなことをしたらいいんじゃないかなと施設のほうに、フロントのほうによく提案されるそうです。それなのに、一向にらちが明かないと。そういう提案がありますので、町としてもそういうところをやはりお客様第一なんですよ。どこの施設でも一番大事なのはお客様なんです。仕事をしていく中では、やはりお客様なんです。お客様が何を望むか。望んでいращやるのか。その辺をしっかりと聞いて、しっかりと実行していただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

そちらについても公社のほうと、議員からこのようなお話があったというように、情報共有させていただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 町民の皆さん、本当にこの施設愛しております。本当にみんなが行って、私もそうでありますけど温泉に入って、そして休憩所で休憩して、そこで食事を取ってまた温泉につかって帰ると。そこでリフレッシュして、また次の日からの仕事にプラスにしていくというそういう施設になっていただきたいと思います。っております。

本当に皆さん心配しております。私も知恵を出したいと思います。町民の皆様もいろいろその策は持っておられます。町民の皆様本当に聞いて、町民の皆様のための施設になるように私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員からお話ありましたことにつきましては、公社と共有させていただきたいと思ひますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 今の答弁であります、それは早急にやっていただきたいと思ひております。そして、町長にお伺ひいたします。町民の皆様が本当にこの施設を愛しております。みんなで盛り上げようとしております。その辺のところは、町長としていかがでしょうか。私もそれには尽力させていただきたいと思ひておりますが、どうでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員のお話等、公社のほうと共有しましてできる部分からその対応を助言お願いしていきたいというようなことで考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 本当に町の保養センター、保養施設は、町外からの方がサウナがあつて非常によいということを言っておられます。

○議長 長谷川議員、振興公社内部のサウナとか、確かに話は分かりますけれども、公社内部の営業とかそういうことのあれですので控えていただきたいと思ひます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 皆さん本当にこれからの施設のことを心配しておられます。私は売上げとかなんだとかっていう話ではなくて、本当に皆さん、お客様に十分満足していただける施設にさせていただきたいと思ひておりますので、重ね重ねになります、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひますがこれは要望です。

最後に、町民の皆様がやっぱりこの施設なり西会津町の施設を宣伝したいと。こんなにすばらしい施設を宣伝しない手はないではないかと。今までもずっと町外に発信はされているとは思ひますが、そういう町民の皆様についてはどうお考えですか。

○議長 三留正義君。

○三留正義 施設単体のことについては、町の歳費で公の市政です。これは全く問題ないと思ひますが、そこから深遠して広報、これは事業の営業活動に全く当たる。その辺を議長はしっかり区分して、一番冒頭に一般質問を許すということを宣言されているといます。先ほど来、質問事項がない。延々と要望と重ね重ねとさっきおっしゃいましたが、そういったことを議長はずっと延々とこの時間、要望、要望、要望。やはり宣言どおり一般質問をしていくべきではないかと私は思ひますが、議長その辺はいかがでしょう。

○議長 今、そういう宣伝についての町の考え方を聞いてもらうと。町としての宣伝を。そういうことでよろしいですか。

あとは質問ですので、要望、要望では駄目ですので、その辺を気をつけてやってください。

町の答弁を求めます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町民の方が施設をぜひ宣伝してPRしたいというような要望があるということで、町としてどうかというようなことをございます。町といたしましても、町民の方がそのようなことで御協力いただければなおありがたいというようなことでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それについてですが、町民の方がPR、宣伝してもいいということですので、町としてもそういうPRをしていただけるような手法を教えてください。

○議長 長谷川議員、ちょっと議題外になってますので、通告外になってますのでこの質問は控えていただきたいと思います。

○長谷川正 これも温泉健康保養施設のことをやりますのでセーフかなと思ったんですが、それは駄目ということですか。

○議長 そうです。この辺で。

○長谷川正 分かりました。

最後に、本当に質問形式になっていないということも言われました。その辺を今後改善して一般質問に反映させていくということで、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 1番、紫藤真理子君。

○紫藤真理子 1番、紫藤真理子です。一般質問の通告に従って、子宮頸がん予防（HPVワクチン接種）について質問させていただきます。

子宮頸がんは、若年時のワクチン接種でかなりの確率で予防できるがんであると言われています。西会津町の現在の認識及び取組についてお聞きしてまいりたいと思います。

その前に、HPVワクチン接種について少し説明させていただきます。HPVワクチンは、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの感染を予防するものですが、子宮頸がんのほとんどは主に性交渉によって感染するHPVが原因のため、感染予防としてのワクチン接種が最も大切だと言われています。多くの場合、HPVウイルスは自然に排除されるとも言われていますが、それは増殖などを繰り返しながら感染し続け、長く潜伏するようです。このHPVウイルスは、性交渉がある女性なら誰もがかかる可能性があるため、できる限り若い世代のうちにウイルス感染する前の接種が重要ということになります。

HPVワクチンの接種、その歴史を語れば、日本では2013年4月に原則無料の定期接種となりましたが、その僅か2か月後には積極的接種勧奨が中止されました。その理由は、接種後に湿疹や接種部の痛みを訴える事例が数多くあったことや、注目すべき点は、接種部分以外の広い範囲の痛み、手足が動かしにくいなどの多様な症状が存在したことです。それに伴い、厚生労働省は国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと判断しました。その結果、日本のワクチン接種率が先進国で最も低いものになってしまいました。

勧奨停止の期間に、ワクチンの信頼性を担保するため急速なデータを集め、十分なエビデンスが得られたために、2022年の4月から積極的接種勧奨が再開されました。しかし、世界ではワクチンの有効性、ベネフィットが通告されている中、日本では子宮頸がんは増加傾向にあるのが現状です。

子宮がんの患者は、厚生労働省や国立がん研究センターなどのデータによると、20代後

半から 30 代、40 代の女性が多く、その年齢は働き盛りや子育て真っ最中の方が多く見られます。特に、若い女性の死亡率が高いので、マザーキラーと言われている恐ろしい病気なのです。患者本人は手術や抗がん剤治療、放射線治療の副作用や後遺症と、それまでの生活とは全く違った時を過ごすことになるでしょう。また、子どもを望んでも妊娠できないことや、せっかく授かった子どもが分娩のときに困難になることも事実としてあります。子宮頸がんの発症のピークが女性の妊娠・出産年齢と重なり合うこともあり、女性にとっては、また家庭にとっても深刻な病気だと考えます。

このような現状を踏まえて質問いたします。

1 番、HPV ワクチン接種の積極的勧奨対象者とキャッチアップ対象者の現在の数を伺いたいと思います。

2 番、2013 年 4 月から 2013 年 6 月までの期間と、積極的勧奨再開が始まった 2022 年、23 年、24 年 4 月現在までの接種者の推移をそれぞれ伺います。

3 つ目、積極的勧奨再開が始まって 3 年目を迎えるわけですが、これまでの期間に、町では厚生労働省が作成したパンフレットなどの対象者に配布するそのほかに、保護者にはどのような情報提供をしてきたのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 1 番、紫藤真理子議員の子宮頸がん予防（HPV ワクチン接種）についての御質問にお答えいたします。

HPV ワクチンとは、子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を予防する効果があるワクチンであります。このヒトパピローマウイルス感染症に対する予防接種は、平成 25 年 4 月 1 日に定期予防接種として導入されましたが、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛が接種後一部に見られたことなどから、同年 6 月には適切な情報提供ができるまでの間は、接種を積極的に勧奨しないとの方針が厚生労働省から示されました。

その後、令和 2 年 10 月にワクチンの有効性や安全性などについて、適切な情報提供の体制が整ったことから方針の一部が改正され、令和 3 年 11 月 26 日には HPV ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと。接種による有効性が副反応などのリスクを明らかに上回ることが示され、定期接種の積極的勧奨が再開されたところであります。

1 点目の対象人数につきましては、今年度積極的勧奨対象者、いわゆる定期接種対象者は小学校 6 年生から高校 1 年生相当の平成 20 年 4 月 2 日から、平成 25 年 4 月 1 日生まれの方で、現在 74 名となっております。また、定期接種の積極的勧奨を令和 3 年まで控えたことにより、その機会を逃してしまった方などを対象に、今年度末までを期間として定期接種の機会を提供するキャッチアップ接種の対象者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの方で、現在 123 名となっております。

2 点目の接種者数の推移につきましては、ワクチンの種類と接種開始年齢により必要な接種回数や接種間隔が異なり、年度をまたぐ方もいることから、新たに接種を開始した対象者数としてお答えいたします。

平成 25 年 4 月から同年 6 月までは 2 名、積極的勧奨が再開された令和 4 年度は 13 名、令和 5 年度は 9 名、本年度につきましては、4 月末現在新たに開始された方はおりません。

また、現在のキャッチアップ接種及び定期接種の対象年代の町民 231 名のうち、接種を完了した方は本年 4 月現在 34 名となっております。

3 点目の保護者に対する情報提供の取組内容につきましては、毎年度、対象者に予診票とパンフレットを送付し必要な情報を提供してまいりました。また、問合せにも随時対応し、ワクチンの効果やリスクなどを丁寧に説明してきたところです。進学等により、県外で生活している方につきましても、最寄りの医療機関で接種できるように接種費用の償還払い制度や、特に必要がある場合には、医療機関と個別の契約により接種機会の確保にも努めてまいりました。今年度につきましては、これまでの取組に加えて西会津中学校の思春期講座の活用や、県の強化月間に合わせた広報やケーブルテレビ、ホームページや SNS 等を活用した情報提供の強化に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 再質問をさせていただきます。

町に住民票を置いて当町を離れている方、例えば大学生が主だと思いますけれども、その方たちがテレビでちょっと拝見しましたけれども、7 月から集団接種が始まるというようなことをちょっと見たんですけれども、その場合の大学生であれば 7 月の後半くらいから集団接種などできるのかなと思いますけれども、どのようにその対応されるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの集団接種というお話でしたけれども、恐らく町内にチラシ等が回っていますのは、子宮頸がんの検診の部分だと思いますので、その部分については担当課ではございませんので答弁は差し控えさせていただきます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 すみません。私の聞き違いであったと思います。

個人情報になるかもしれないと思うのですが、本町を離れた対象者、例えばキャッチアップの対象者ですけれども、例えば転居先の自治体で接種できるようになっているとおっしゃってましたけれども、その追跡などはされて確かに受けているというのは分かるんですか。お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町民で亡くなった方については、追跡調査はしておりません。現在やはり住民票のある方につきましては、町外に在住していてもやはり町民でございますので、積極的な勧奨の対象者であればその勧奨をさせていただくというような体制で現在進めているところです。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 よく分かりました。

2 番目の質問で、接種者がかなり少ないと私は思います。いかが感じられますか。この数字に対して。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

先ほどの答弁で1つ付け加えさせていただきたいのですが、町から転出された、例えばキャッチアップ接種の対象年代の方が転入された自治体がございます。そして、そういう転入された自治体ではしっかりキャッチアップ接種の対象者の方については、その自治体の責任においてキャッチアップの推進に努めておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

続きまして、接種者の状況が少ないのではないかなという御質問だと思いますけれども、厚生労働省が公表しているデータ上のお話でございますけれども、令和3年の段階で、日本全国でおよそ接種率は対象年代の方25%程度となっております。現在、町では計算すると出てくるわけですが15%程度でございます。確かに低い状況ではありますけれども、例えば考え方としては、接種を完了した方が転出してしまいます。そうすると、町としては接種した方がいなくなってしまうわけですので、ところが日本全体で考えればその方は分母・分子に入ってきますので、そういうことで全体では接種率は上がっていくんだけれども、転出してしまうことによってこういった地方の自治体についてはなかなか伸びないような状況も見受けられると思います。

しかしながら、定期接種の対象者の方が早期の段階で接種していただくことには一定程度の効果があるということが確認されておりますので、そういった方にしっかりと接種をしていただけるように積極的な勧奨を進めていきたいと考えております。

○議長 1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 もう一つですが、国の方針が積極的勧奨の再開となって、そのときに町ではどのようにいち早い対応として何かをされたのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

答弁いたしましたとおり、最終的に判断される方は多くの場合保護者の方になります。保護者が正しい情報を入手して、そして正しい判断ができるように町としては正確な情報をお伝えするという意味で、予診票と併せて厚生労働省で発出しているパンフレット等を送付して積極的な勧奨に努めていると。それを見てよく分からないからってというようなことでお問合せがあった場合には、やはり丁寧な説明をさせていただいて理解を促してきたところであります。

○議長 1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 私が時期にこだわってお聞きしているのは、この町に2019年の9月8日に北村邦夫先生という産婦人科の高名な先生がいらっしゃいました。そのときに、たしか町長、それからそのときの教育長、江添先生ですね。その方とお会いしてお話しされたことは、町長、記憶にございますか。あると思います。

そのときに、北村先生がワクチンの有効性とかリスクとか、いろんなことを講義されました。そしてその当時、本当の目的は保護者の方々が子どもにどのような性教育をしたらよいのかということを悩まれている、そのリクエストに応じて家庭教育のほうで企画した講演会だったんですけども、とてもそれは心配されていて、とにかく早い時期に再開されることを先生は望んでいらっしゃいました。そして、そのとき先生がおっしゃったのは、こういう小さな自治体から町を挙げてワクチンの接種を奨励するように、それができれば

自分はこういうふうに行脚して歩いている意味があるんだっていうふうにおっしゃいました。それを考えると、解禁になった 2022 年、この年今から 2 年前ですけども、そのときからどのような動きをしていたのかっていうのがとても気になります。町長はいかがお考えでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

積極的接種勧奨が始まってから 3 年経過するわけですが、その間町といたしましては、先ほど議員申し上げましたとおり、北村先生とかそういった方の御講演とかそういうことはやっておりませんけれども、しっかり町として保護者の方が適切に判断できる情報を提供してまいりました。

また、この予防接種につきましては努力義務ということでもありますけれども、あくまでもやはり努力義務であって、最終的に判断するのは保護者の方です。なので町としては、その保護者の方が正しく判断できるようにしっかりと正確な情報をお伝えしていく。強制するものではございませんので、その点については御理解をいただきたいと思ひますし、今後とも正しい情報をしっかりと保護者の方にお伝えしていきたいと考えております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 啓蒙の仕方については納得いたしました。

続いて、再質問いたしたいと思ひます。今後も続くワクチン接種なので、新しく対象年齢になった保護者には、学校の保護者会などを利用して正しく子どもにも情報を伝えるのはいかがかと思ひますが、町の見解をお聞かせください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。

今ほどの内容ですが、やはり学校との調整もございますけれども、必要な対応だと思ひておりますので、そういったところについては調整をさせていただいて機会を与えていただけるように調整をしていきたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 それと並行して、適正期に教育現場で性教育の一環として学習することが、子どもにとってとても大事なことでないかと常々思っています。現在、中学校では 3 年生が婦人科のドクターによる講義がなされているようですが、もっと低い学年、例えば小学校の 5、6 年生からワクチン接種のベネフィットとリスクを専門家から丁寧に説明していただき、関心を持って男女が一緒に学ぶのはいかがかと思ひますが、町のを考えをお聞かせください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 御質問にお答えいたします。

中学校 3 年生での性教育の部分で啓発といいますか指導を進めているということでございまして、低年齢化、小学生ですとかそういった部分からの性教育の部分については十分学校とは前向きに相談していきたいというふうにご考慮しております。

○議長 1 番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 前向きにお考えになるということで、非常に安心しました。

このワクチンに関しては、男女が平等だと思います。男の子も女の子もしっかりと共通の認識を持って学ぶのが本当に大切なんだと考えております。

それに関してですが、現在、男性もがんの種類によってはHPVワクチン接種が有効だと発表されています。男性のがんに関しては、例えば中咽頭がん、肛門がん、陰茎がんなどによって、同じようにHPVによって病気を発症するという発表なので、無償ではないですが、自治体によっては助成金を投じて接種に力を入れているところもあります。例えば東京都。東京都は助成金を出しています。男の子の場合は、ほとんど自費では五、六万かかる。この接種は五、六万かかるというふうに言われています。私たち助成がなければ、五、六万という金額はとても高いと思います。だけでも、五、六万の何分の1かの助成があればまた違うと思います。

例えば、その中でも都に先立ちまして……

○議長 紫藤議員に申し上げますが、今子宮がん予防についての質問でありますので、町側答えられますか。

○紫藤眞理子 結論だけ言います。男の子、男性にもワクチンの助成などということはお考えですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 男子にもHPVワクチンの接種の助成をしてはどうかというような御質問ですけれども、まず、割合的に子宮頸がんの発症率と、例えばなんですが先ほど議員おっしゃいました男子に発生する可能性があるがん、その割合については明らかに男性のほうが少ないだろうっていうことは厚生労働省のデータ上は分かっております。厚生労働省として、しっかりそういうデータに基づいて発生・発症・蔓延を予防しなくてはいけないと判断して、いわゆるA類疾病っていう分類にヒトパピローマウイルスを指定しまして予防に努めております。財源的な部分については、国が自治体の場合は交付税措置で9割程度財政支援をいただいていると思いますが、そういう状況であります。

それに対しまして、男子の部分についてはそこまで知見がまだ集まっていないというような状況だと思います。国が本格的に動かないっていうことであれば。私も男子の情報については、厚労省のデータを見て知っておりましたが、まだ国全体としてそういう動きはないような状況でありますので、しかし、やはり対応していかなければいけないというような状況であれば、そういった部分も含めてこれから調査あるいは町としての研究、そういったものをさせていただいて、必要とあれば事業として検討していきたいなと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長 紫藤議員、この質問についてはこの辺にとどめてください。

1番、紫藤眞理子君。

○紫藤眞理子 いろいろ前向きに御検討いただけるようで期待しております。

いろいろ伺ってきましたけれども、HPVワクチン接種にはまだまだリスクに疑問を感じたり、それから思想的にいろんな問題でワクチンを拒否される方もいるかと思います。積極的勧奨とはいっても選択するのは個人であり、ほとんどの場合保護者であります。決してワクチンを強いるものではありません。しかし、最も大切なことは命、特に若い人た

ちの命に関わることを取り扱っている非常にデリケートな問題です。正しい情報を丁寧な対応で、一人一人納得いくようにいろんな場面を通じて行政として取り行っていきたいと思っています。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野でございます。私は、今次定例会に1件の一般質問を通告しております。

「町民の足」移動手段についてお聞きいたします。

少子高齢化が進む中で、移動手段の確保は重要な課題となっております。そこで、住民生活の質を維持するためには、持続可能な移動手段の確保が必要です。そこで、地域公共交通及び移動支援サービスへの取組についてお聞きいたします。

1つ目、町民バスの利用者数の推移をそれぞれの路線ごとにお聞きいたします。デマンドバス、定時定路線バス（集落行き3路線）、まちなか循環線、野沢坂下線です。

2つ目、令和5年度町民バスの運行経費及び財源をお聞きいたします。

3つ目、A I デマンドバスの利用状況及びデマンドバスの効果と課題をどのように捉えておりますか。

4つ目、定時定路線バスの現在の課題と今後の方向性をどのように考えておりますか。

5つ目、第9期介護保険事業計画、第10期高齢者福祉計画に掲げられている高齢者等の移動支援サービスへの取組をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 4番、上野恵美子議員の「町民の足」移動手段についての御質問のうち、町民バスについてお答えいたします。

町では、地域における移動手段の確保のため、デマンドバス及びまちなか循環線、野沢坂下線を含めた定時定路線バスを町民バスとして運行しており、これまで平成30年10月から極入徳沢線、高目線、黒沢線の定時定路線運行を開始。また、令和3年11月からA I オンデマンドバスを導入するなど、より町民の皆さんや町への来訪者が安全で利便性の高い公共交通としての運行に努めております。

初めに、1点目の町民バスの利用者数の推移であります。令和に入り、令和元年度と令和5年度の年間の利用者数の推移で申し上げますと、町民バス全体では、元年度で3万4,386人、5年度が3万3,383人と4,003人の減となっております。なお、この間新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4年度が2万8,833人で最も利用者数が少なくなりましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の5年度には1,550人の増となり、回復傾向となっております。

次に、運行体系ごとについて、まずデマンドバスでは、元年度で1万7,616人、5年度が1万2,309人、5,307人の減で推移しております。次に、定時定路線では、路線別に極入徳沢線では、元現年度で4,339人、5年度が4,719人、390人の増。高目線では、元年度で1,441人、5年度が1,150人、291人の減。黒沢線では、元年度で1,306人、5年度が1,035人、271人の減。3路線合わせて、元年度で7,086人、5年度が6,914人、172人

減の微減で推移しております。

次に、まちなか循環線では、元年度で 6,376 人、5 年度が 6,573 人、197 人の微増。次に、野沢坂下線では、元年度が 3,308 人、5 年度で 4,587 人、1,279 人の増で推移しております。

次に、2 点目の令和 5 年度町民バスの運行経費及び財源であります。運行業務委託料、燃料費、タイヤ代など消耗品費、車検整備など修繕費などの運行経費総額で、9,875 万 3 千円となります。その財源としては、利用者からの町民バス使用料 307 万 6 千円、県市町村生活交通対策事業補助金 1,595 万 8 千円、特別交付税 6,384 万 9 千円、これら合計で 8,288 万 3 千円となり、運行経費総額からこの財源を差し引いて不足する額 1,587 万円が一般財源となります。

次に、3 点目の A I デマンドバスの利用状況及びデマンドバスの効果と課題についてお答えいたします。A I オンデマンドバスは、令和 3 年 11 月から実証運行を開始し、翌年 4 月から本格運用をしております。その利用状況は、令和 3 年度の 5 か月間で 107 人、一月平均 21 人。令和 4 年度で 483 人、一月平均 40 人。令和 5 年度で 606 人、一月平均 50 人と利用者は年々増加しております。

また、デマンドバスの効果については、定時定路線やまちなか循環線と違い、利用者自らが目的に応じて利用したい時間帯や乗降バス停を予約センターへの電話やスマートフォンなどから専用アプリで予約することができるため、より柔軟な利用が可能で、利便性の向上につながっていると考えております。一方、運行受託事業者においては、事前予約された利用者の需要に合わせ車両及び運転手の配車管理が行え、効率的な運行が可能となっております。

なお、課題といたしましては利用の促進が第一であり、デマンドバスは定時定路線などとは違い利用者登録や事前予約などが必要となるため、面倒と感じ利用につながらないでいる方も存在することから、各種団体自治区や地区サロンなどの集会の場に職員が出向き、デマンドバスの使いやすさを説明し、利用者登録や事前予約方法など具体的に御案内して利用促進が図れるよう取り組んでおります。

次に、4 点目の定時定路線バスの現在の課題と今後の方向性についてお答えいたします。定時定路線バスは、町内の集落を結ぶ主に幹線道路を文字どおり決められた時間に決められた路線 3 路線で運行しており、予約が不要で安心して利用できることから、高齢者を中心に御利用いただいております。この定時定路線バスの現在の課題と今後の方向性であります。定時定路線バスは運行本数が限られ時刻表どおりに運行するため、都合に合わない場合に利用できない点や、逆に利用者がいなくとも運行しなければならない点などが挙げられます。今後は、さらに高齢者のみ世帯や、高齢者の独り暮らしの増加、運転免許証の返納なども進むことが予想されることから、利用者の御意見や利用の動向を全運行体系で路線ごとに見極めながら、町バス交通体系整備検討会議などで協議を進め、日常生活を支える公共交通手段として安全で利便性の高い総合的な交通体系の確立に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 　ただいまの答弁について、訂正がございます。

○町民税務課長 　申し訳ございません。答弁の中で 1 点読み間違いがございましたので、

訂正をお願いいたします。

3枚目、その3の「次に、定時定路線では路線別に極入徳沢線では、元年度で4,339人、5年度が4,729人」と申し上げなければならないところ、5年度の人数を4,719人と申し上げました。訂正をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4番、上野恵美子議員の「町民の足」移動手段についての御質問のうち、高齢者等の移動支援サービスについてお答えいたします。

お質しの令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画におきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、通院や買物などに係る交通手段の確保など、日常生活の困り事に対する支援の充実を図ることとしております。

具体的には、介護保険の生活支援体制整備事業により、町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置するとともに、「ささえ愛支援会議」を設置し取り組んでいるところであります。

生活支援コーディネーターは、地域のニーズや既存の資源を把握し、人材の確保や育成などを行う資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくりなどを行うネットワーク構築に加えて、ニーズと取組のマッチングなど課題解決に向けた調整役を担っています。

ささえ愛支援会議では、町を含めた多様な構成員が地域課題の解決に向けた生活支援コーディネーターの活動を組織的にバックアップしており、今年度につきましては、高齢者の移動支援を会議の集中テーマとして取り扱うこととしておりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

少子高齢化が進む中で持続可能な交通手段の確保、これがとても重要になっています。今の国境交通を利用されている方が年を重ねても、できるだけバスに乗っていただけるように。そして、公共交通を利用できなくなった方に対するきめ細やかな足の確保、これもとても重要となっていて、これに対しては官民が一体となって、また町民の方々と共に考えて取り組んでいく必要があると思いますが、その辺の認識を確認させてください。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、上野議員の再質問にお答えいたします。

町民の移動手段につきましては、議員がおっしゃられるように非常に生活の各場面で大切なものとなっております。高齢化が進む本町におきましては、交通弱者と言われる方が交通機関をできる限り利便性のよい交通機関を利用しながら生活を営んでいただくということを非常に大事だと考えております。町といたしましても、町や事業者、また関係団体の方と意見を交わしながら、また利用者の方の御意見を頂戴しながらよりよい交通体系の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それで、町民バスそれぞれの利用者数の推移を説明していただきました。令和元年で全体で3万4,386人、令和5年で3万383人と4,003人の減となっていたということでしたけれども、そこで、人口減少や少子高齢化の進展がこの町民バスの利用者数、

または利用状況にどのように影響を及ぼしているかと捉えているかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、町民バスの利用者数の御質問にお答えいたしたいと思います。

答弁でも申し上げましたように、令和元年度から5年間でおよそ4,000人の利用者が減っております。路線別で申し上げました中身でやはり一番大きいのは、デマンドバスの利用が減少幅が大きいといったところで影響が大きく出ております。デマンドバスにつきましては、先ほど申し上げましたように利用者登録やまた予約が必要だったりといったところで、どうしても高齢者の方から敬遠されがちだというところがございますので、町としては先ほど答弁でも申し上げましたように、利便性を御説明しながら利用登録、または予約のしやすさなどを御理解いただいて利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。高齢になっても公共交通非常に大切な役割を担っておりますので、そういった方々が持続可能な利用につなげられるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 人口減少に伴って利用者数が減っていくというのは自然なものと捉えざるを得ないのかもしれないですけども、デマンドバスの利便性の向上を図る必要があるということで、そこは理解しました。

また、バスに乗れない人の割合も増えてきているのではないかと私は捉えています。そこで、実際に定時定路線バスです。集落行きの3路線、黒沢線、高目線、極入徳沢線。これに何回か乗ってみました。私が乗ったときはお客さん1人も乗っていないバスには何回か乗り合わせましたし、多くても数名ほどでした。しかし、お客さんの足となっているということは十分に確認させていただきました。また、お客さんとお話をさせていただく中で、幾つか課題も見えてきたのかなと捉えました。

令和3年度にも町民バスについて質問させていただきました。そのときの答弁では、利便性の向上、また利用者の増加に取り組んでいくと、そういう答弁がなされたと思いますが、そこでこの3年間、その点においてどのような取組をされてきたのかなということをお聞きしたいのですが、まず、バスの運行状況であったり、また利用者のニーズはどのように捉えたのか。そして、今利用している方がさらに歳を重ねても利用し続けるためには何が必要か。そのような視点で課題の明確化、これが必要だと思いますが、この辺はどのように取り組んでこられたのかお聞きします。

○議長 上野議員に申し上げます。一つ一つやってください。

○上野恵美子 この3年間でバスの運行状況、また、これも一つ一つですか。これはいいですか。利用者のニーズをしっかりと捉えること。また、今利用している方が継続して利用するためには何が必要かという視点での課題の明確化。ここにはどのように取り組んでこられたのかお聞きします。

一つ一つですか。分かりました。

じゃあ、バスの運行状況については、この3年間でどのように取り組んでこられたのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、町民バスの運行状況について令和３年議員がおっしゃられた一般質問の答弁後に、こういった町としての取組を行ったのかというところでお答えさせていただきたいと思います。

令和３年から本年まで、具体的な大きな運行体系の課題を解消するような変更といったものはございませんけれども、一例を挙げればＪＲとの乗り継ぎの時間帯についてできる限り安心してゆっくり乗降できる。また、高速バスとの連結などといったほかの交通機関との連結などをできる限り余裕を持って行えるような時間の時刻表の時刻の検討なども進めているところでございます。その検討に当たっては、先ほど申し上げましたバス交通体系の協議会などで検討をしていただきながら進めているところでございます。

また、ＡＩオンデマンドバスがその後に試験運用、さらには令和４年の４月から本格運用になっておりまして、それを行うことでバス停の数が町内で１００か所ほどバーチャルバス停が増えてございます。より身近なバス停で乗り降りができるといった点では、そういったところも運行の形態の中で利便性を高めるために取り組んできたものとして挙げられるというふうに捉えております。

○議長　４番、上野恵美子君。

○上野恵美子　では、利用者のニーズを捉えるということでは、どのように取り組んできたのかをお聞きます。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、利用者のニーズというところでございますけれども、町への町民バスを利用した際の何ていうんですか、御相談ですとか、また、実際直接運行に携わってらっしゃるバスを運転される乗務員の方、運転手の方が直接町民の方からいろいろな御提案を受けた際には、その事業所のほうから町に対しまして情報をいただき、それに対して町と事業者が連携してこういった対策が取れるのかということの日頃に行っているところでございます。

そういったことを併せてニーズの把握に努め、また、さらに大きな体系の変更などがございましたら、それは町民の皆さんから、利用者のみならず町民の皆さんから様々な意見をいただくための手法を尽くしながら、ニーズを捉えてまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長　４番、上野恵美子君。

○上野恵美子　それでは３つ目で、今利用している方がさらに歳を重ねても継続して利用をしていただくには何が必要かという点では、どのような取組、考え方をお聞きます。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは、御質問にお答えいたします。

町民バスを御利用される際に、やはり高齢で乗り降りに支障を来すような方については、町では自動でステップが出てくるような車両をつけたりですとか、また手すりなどといった乗り降りする際の補助用具なども適切に配置して、利用の際の支障をできる限り排除するような考え方を持ちながら、車両の整備に当たっているところでございます。

また、運行上主要な箇所だけですが、利用客が多いようなバス停にはベンチなどを設置して、バスを待つ際にはそちらで腰をかけてお待ちいただくような設備も整えなが

ら利便性を高める取組をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今の答弁を踏まえて、順次ちょっと詳しく聞いていきたいと思いますが、私は実際にバスに乗ってみたことによって、私なりにですけれども現行の運行にはやっぱり幾つか課題があると捉えました。特に人口減少が進んでいる集落行きの定時定路線バス、これとデマンドバスを中心にお聞きしていきたいと思いますが、その前に、令和5年度の町民バスの運行経費及び財源ということで御答弁いただきまして、県からの補助金と特別交付税で大きく手当されているということが分かりますが、合わせて歳入全体のどれくらいを占めているのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、財源についての御質問にお答えいたします。

先ほど答弁で申し上げましたように、町民バスの使用料ですとか県の補助金、また特別交付税で総額8,288万3千円が特定財源としてございます。失礼しました。交付税は特定財源ではありませんが、財源として見れる予算としてございます。それを先ほどの経費9,875万3千円の中でどのぐらいの割合を占めるのかというところでは83.9%がその財源が充当されているということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 83.9%ということで理解いたしました。

それでは、まずデマンドバスからお聞きしていきたいと思ひます。これはちょっと確認になりますけれども、デマンドバスの利点っていうのをどのように捉えているかもう一度確認させてください。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、デマンドバスの利点についてでございますが、答弁で申し上げましたようにデマンドバスは御自身が利用したいときに利用したい場所まで予約を入れることで利用することができることとなっております。ですので定路線とは違い、やはり自分の利用体系に合わせて予約をして利用できると待ち時間が少なくて済むといった点が挙げられるかというふうに思ひます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 デマンドバスは町全体を網羅して運行されていますし、タクシーほどの自由度はないにしても、ある程度利用者さんの人数に合わせた運行が可能になるというのがデマンド場所であって利点であると思ひています。というところでは、多くの利用者の方から高く評価されていると捉えています。令和3年度にA Iデマンドバス、これが導入されました答弁にありましたけれども、そこでA Iデマンドバスの目的、導入の目的は何だったのかちょっと確認させてください。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、デマンドバスの御質問にお答えいたします。

令和4年4月から本格運用をいたしましたA Iオンデマンドバスにつきましては、スマートフォンをお持ちであればスマートフォンのアプリ上で自分の都合に応じて予約が可能

となるといったところがございます。また、先ほど申し上げましたバーチャルバス停などの利用もスムーズにいきますし、さらに予約を入れる際に最短の時間がアプリ上で御案内できますので、そういったところでは、利用者の方の利用にできる限り利便性の高い情報を提供差し上げて、利用につながるといったところで非常に効果を発揮しているところがございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのとおりでありまして、当初の説明でも、より効率的で自由度の高い経路で運行することによって、利用者の増加、利便性の向上を目指すということでありました。

では、示されたより効率的で自由度の高い経路で運行するということに対しての説明では、今ありましたけれどもスマホアプリ等によって予約することによって、A I デマンドバスはアプリで予約することになっていますので、希望場所に近い仮想バス停留所での乗り降りが可能になるということで説明されました。これはイコールデマンドバスが目指す利便性の追求の1つだと捉えてよろしい、私はそういうふうに捉えているんですけどもいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 お答えいたします。議員がおっしゃるように、町民バスの利用促進のために非常に効果の高い予約の方法といたしますか、デジタル技術を使った利用促進につながっているというふうに理解をしております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 では、デマンドバスの利便性とはお客様の希望に近い場所から乗り降りすることが可能であるということで理解しました。

確かに、説明どおりにA I デマンドバス、先ほど答弁でもありましたけれども多くの停留所があります。先ほど100か所って言われていましたが、バーチャルバス停というものです。町外から来る若い人たちはスマホアプリで予約する人がほとんどですので、より希望に近い停留所から乗り降りできています。しかし一方で、電話予約の方、どこにバーチャルバス停があるのか分からない、旗が立っているわけではないので分からないので、固定の停留所にほぼ限定されて利用されていると。

確かに、時刻表では「デマンドバス停留所は現地に小旗、小さい旗等のある停留所と小旗等がない停留所、バーチャルバス停があり、予約方法にかかわらず全てのデマンドバス停留場を御利用いただくことができます。ただし、停留所以外での自由乗降はできません」と記載されていますが、実際にはどこにそのバス停があるか分からない。この現状に対して、どのように考えるかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、停留所についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、停留所につきましては停留所の看板がある場所やあと小旗の設置されている場所、そのほかにバーチャルバス停ということで、これは目に見えない停留所でございますが、停留所を電話で予約されたときにバーチャルバス停でも乗り降りが可能となっております。

電話予約の際には、その電話を受け付けた予約センターの社員、職員がそのバーチャルバス停の位置が特定できる情報をお伝えして、そこでお待ちいただくというような作業をしているところがございます。ただ、なかなか分かりづらい箇所などもございますので、そういったところは丁寧に説明をして停留所の位置を特定していただく作業を分かりやすくしていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 本当にここは分かりやすくしていく必要があると思っております、1つ課題だと思っています。町内の利用者の方ほとんど高齢者の方で、停留所以外での自由乗降はできませんとなっているので、自宅から旗が立っている停留所まで本当に足腰弱くなった方が往復して歩いているっていうそういうこともありますので、ぜひそこは明確にさせていただきたいと思うんですけれども、電話予約であったとしてもアプリ予約であったとしても、ひとしくサービスを提供することであったり、また利便性の向上に図るということではひとしくまとめられていることであると思いますので、その辺はお願いしたいと思いますが、サービスに差が出ないようにどのように取り組んでいくか、ちょっとその辺もうちょっと詳しくお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、バス停についての情報の提供の仕方でございますけれども、バーチャルバス停についてもデマンドバス電話予約であったときでも、バーチャルバス停利用することができます。電話予約いただいたときに、御自身の乗降場所を言っていただければ一番近くのバーチャルバス停を含めた停留所を御案内して、できる限りそういった移動の困難なことが起こらないような御案内を事業所と一緒に続けていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そのような対応をすることによって、より年を重ねてもできるだけバスを利用していただける可能性が広がると思いますので、ぜひそこは徹底してお願いしたいと思います。

町内の利用者の方、ほぼ高齢の方なんですけれども、スマホアプリで予約される方っていうのはいらっしゃるのか。その辺の浸透具合をお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、デマンドバスの利用、A I オンデマンドバスの利用についてでございますけれども、やはりA I オンデマンドバスを利用される方は町外の方が中心となっております。ただ、中にはこういったアプリを利用される町内の若い方なんかも非常に利便性の高い操作といいますか、サービスになってございますので、そういったものをこれから登録やあとはその操作方法などを含めて、町内の高齢者の方にもぜひ触っていただいて、そういった便利なサービスを利用できるような取組を担当課とあと事業者のほうで連携して行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 3年間取り組んでこられたと思うんですけれども、なかなか浸透していない現状があると思いますが、引き続きそれには取り組んでいくということでありましたの

で分かりました。

課題の2つ目として、A I デマンドバスの予約の場合は、スマホで確認するとバスの空き状況が一目で分かるので、空きがあれば時刻表にかかわらず予約できています。町外から来る若い人たちはそのように活用していますが、一方で電話予約の方。町内の高齢の方ほとんどかと思いますが、そのような予約をする方はいらっしゃいますか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 予約の方法についてお答えいたします。

電話予約であってもアプリからの予約であっても、先ほど議員がおっしゃられるバスの空き時間があれば最短の時間を御案内して利用できるというふうに考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 確かにそのように時刻表には書いてありますが、それが町内で利用される高齢者の方に浸透しているのか。もっと浸透させることが必要ではないかということでお聞きしていますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 今ほどの利用について、高齢者の方への浸透はどうかというお質しでございますけれども、おっしゃるようになかなかデマンドバスの利用について町内隅々、高齢者を含めた利用になかなか結びついていないという実態もございます。先ほどのサロンですとか、自治区の集会や団体の集会などでデマンドバスの利便性など、またやはり操作をしてみるとこんなに簡単だったんだなというような御意見もいただくことが多くございます。そういったところも含めて、町内の皆さんに機会を捉えて広報周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 3 年目になって、現状がだんだん明らかになってきたのかなと思います。それは町外から来る方々の利便性の向上には本当につながっているのかなと思いますけれども、一方で町民の方は高齢の方が多いので、その利便性の向上にはあと一歩進めていかないといけないところがあるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、予約が取れないときがあるということで、それだけデマンドバスのニーズが高まってきているのかなと思ったんですけれども、利用者数は減っているということでしたが、ここにも私1つ課題があると捉えていまして、それは定時定路線バスとデマンドバスが並行運用されていますが、その中で定時定路線バスの集落行き3路線と、デマンドバスの野沢行き発車時刻が両方とも12時半と15時半、重なって同時刻で発車している時間帯があります。

デマンドバスは集落の中でも定時定路線バスが行かないエリアまで行くということで、1つ例を挙げますと、これは実際にどの路線でも起きていることだと思いますが、例えば黒沢行き、定時定路線バスのコースから離れた方からデマンドバスの予約が入りました。デマンドは野沢駅発12時半で出発します。同じ時刻12時半発で定時定路線バス黒沢行きも発車しますが、お客さんが1人も乗っていないとき、そういうときがあります。同じ時刻に同じ集落に向かって、2台のバスが走っていく。一方で違うお客さんからデマンドバスに複数予約が入った場合、バスと運転手さんの手配ができなくて、デマンドバスの予約

を断らざるを得ない、そういう状況はないですか。お聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、デマンドバスの運行の時刻についての御質問にお答えいたします。

デマンドバスはあくまでも予約時刻が前日でしたり、また当日であれば1時間前に予約を入れていただくという決まりになってございます。そういった点で、デマンドバスをまずお断りするといったことは想定としては考えてございません。定時定路線バスはバスが準備されて、その時刻に決められた路線、決められた時刻を担当しまして、デマンドバスを利用されたい方、何らかの事情で同じ時刻、同じ方面に利用したいといった方がいらっしゃっても、デマンドバスの利用については予約を入れていただいたものとして運行を行うということで理解をしております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 もちろん想定としてはデマンドバスの予約を断るという想定はしていないと思いますけれども、実際にこういうことが起きているということでありますので、しっかりやっぱり現状を調査していただきたいと思います。定時定路線バスは予約をしなくてもいいという利点はありますけれども、利用者がいなくても運行しないといけないという課題もあると思います。確かに利用している方の足となっていることは本当に確かです。これは十分分かりますが、極端にお客さんが少ない路線もあると思いますが、その辺はこの現状に対してはどのように考えるか、お聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、定時定路線バスの運行についての御質問にお答えいたします。

先ほど利用者の推移でも申し上げましたが、やはり町内の集落を結ぶ幹線道路を運行しながら利用をいただいているところでございます。利用者数についても人口減少が影響なのか、それとも別のサービスを利用して移動されているのかというところはもう少し分析をしないといけないところなのかなと思いますけれども、それについても利用人数については若干の減少で推移していて、逆に増えている路線などもございます。そういったところでは今後定時定路線バスの役割、また町民の皆さんへのサービスの提供といったところを踏まえた中で、慎重に検討すべき事項だというふうに捉えてはおりますけれども、先ほどの、何ていうんですかね、乗る人がいなくても運行しなければならないといった定時定路線バスの役割もございますので、そことあとはデマンドバスとの併用などもできないものなのかといった様々な相互に補完し合うような運行のやり方なんかも考えられますので、そういったところも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 なので、現状のデマンドバスのニーズに対する運行状況と、また定時定路線バスのニーズに対する運行状況のバランス、これをやっぱりしっかり調査して検討していただきたいと思います。

バスで最後の質問になりますが、集落行きの定時定路線バスの朝一番の集落行きの便と集落からの最終便、これ、回送になっていきますけれども、これは私も疑問に思っていたが、乗り合わせた方からもどうして乗れないんだというふうに聞かれましたので、理由

をお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

基本的には定時定路線バス、路線ごとに町なか行き、または集落行きといったことで運行をしているところでございます。回送があった際に乗車できないのかという御質問でございますが、あくまでも町が町民バスとして運行の許可をいただく際に、路線の時刻、路線の運行本数などといった許可をいただきながら車両の運行を行っておりますので、回送する車両に乘客を乗せて運行するといったことでの許可が得られていないといったところで、それには乗れないというような考え方かと思われま。

ただ、言われるように、戻ってくるときに、希望があればそこにお乗りいただいて目的地に行けるようであれば、そういった無駄を省くといった点では何か方策があるかどうかを含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは続きまして、移動支援サービスについてお聞きしていきます。

答弁の中でもありました第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の中で、通院や買物等の移動支援サービスに対するニーズが高まっていることから、移送・移動支援サービスについてどのようなサービス提供が可能か、具体的に検討していくということで記載されています。ですが、その前の第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の現行の前の計画ですけれども、そこにおいては介護タクシー、または福祉タクシーを含む移送・移動支援サービスについて検討するということが掲げられておりました。この段階で既に介護タクシー・福祉タクシーはニーズがあると捉えていたのではないのでしょうか。それが新しい計画になって、介護タクシー・福祉タクシーが明記されていないのはなぜか、お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

前期計画におきましては介護タクシー、あるいは福祉タクシーの立ち上げを検討するというような表現がされておりました。前期計画、令和3、4、5年の3か年につきましては、やはりコロナの影響がありまして、地域のニーズをしっかりと把握して、それに対して話し合いを進めるという作業がなかなか思うように進まなかった点がござい。そういった中で、民間事業者が介護タクシー、あるいは福祉タクシー部門を立ち上げていただきましたので、そういった部分も含めて本当に移動支援サービス、移動支援というのはもしかすると人ごとに1つずつ必要なものというのが違うことが想定されますので、新しい現在の介護保険事業計画の中では、そういった一つ一つ、人ごと、そして地域ごとに違うことが想定されるニーズをしっかりと把握して、それに対して今現在立ち上がっている介護タクシー・福祉タクシーもその一つと、支援サービスの一つと捉えて、どのように対応していくかということはこの期間に検討していきたいということで定めております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町が何年もかけて調査・検討している間にも高齢化は進んで、また免許証

を返上した方、町民バスを利用できなくなった方、また歩いて移動することができなくなった方もどんどん増えていて、どんどん介護タクシー・福祉タクシーのニーズは高まっていると思います。そういう状況の中で、介護タクシー・福祉タクシーの事業を始めた業者さんがいるということでは町が計画・検討していた事業でもありますので、その民間の参入についてはどのように。そこは官民一体となって取り組むべき事業だと思いますが、そこにおける町の支援の考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

介護タクシー・福祉タクシー、民間事業者で立ち上げていただきました。やはり立ち上げる段階で考えていたこと、そして実際事業を運営してみたら発生してくる課題、事業者の中でしっかり把握できているんだと思いますけれども、そういった部分につきましては当然移動支援の一つとして町が想定しておりますので、事業がうまくいくようにどのように官民で連携していけばいいのかという部分は、この期間に十分検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 官民一体となって取り組んでいくという答弁でありましたのでよろしくお願ひしたいと思います。特定の一つの事業所に対してということではなくて考えていただかないといけないのかなと思いますが、私の支援の提案としては、まず免許証返納者に対して介護タクシー券の配布、また自治体によっては利用料金を補助しているところもありますので、ただ、民間のタクシー会社を圧迫することはないように、要介護者、または要支援者、障害のある方で普通のタクシーには乗れない、介護タクシーが必要な方への利用料金の補助、または業務委託、そのような形での検討をお願いしたいと思います。ちょっと答弁は難しいと思うので、一応提案であります。

最後になりましたが、私も町民バスに乗ってみていろいろ感じさせていただいたことがありました。ぜひ課長、町民バスに乗っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、町民バスの利用についての御質問で、やはり利用者の皆さん、日々御利用いただいているサービスの中身がどういったふうにサービス提供されているのかと。また、そういった体験をしながらどういったところに課題があるのかといったところも、やはり時間とともにニーズが変わって来たりですとか課題が変わってくる場面もございますので、私もそういったサービスの提供の仕方を肌で感じながら業務の課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ肌で感じてきていただきたいと思います。高齢化、どんどん進展しています。町民の足の確保、これは早急な対応が求められておりますので、その対応を求めて私の一般質問とさせていただきます。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後1時15分といたします。(12時13分)

○議長 再開します。(13時15分)

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 皆さん、お疲れさまでございます。5番、小林雅弘です。

これより一般質問をいたします。

まず、熱中症対策について伺います。

昨年2023年は、観測史上最も暑い年になりました。世界気象機関は今年1月、2023年の世界の平均気温は、1760年代に始まった産業革命前に比べて1.45度上昇したと発表しました。今年5月19日付の新聞報道によると、西会津町で80歳代男性が道路に倒れているのが発見され、医療機関に運ばれたということです。熱中症の症状は中等症とのこと。気象庁の東北地方の予測では、6月は平年並み、7月は気温が高くなるとのこと。ますます熱中症対策の必要性が増しています。

そこで伺います。

1つ目は、エアコン購入への補助についてです。

このエアコン購入への補助については、2023年9月議会で提案しましたが、町の答弁は「エアコン購入に対する助成につきましては、低所得者世帯に対する国のセーフティーネットとの整合性や公平性を考慮するとともに、近隣自治体での取組状況を注視し、関係機関が行う貸付制度が利用できないかも含め検討を継続してまいります。」と述べています。

さて、検討の結果、今年は住民税非課税高齢者世帯へのエアコン購入への助成制度をつくるのかどうか、お答えください。これは町の経済対策としても重要と考えています。

2つ目は、同じく9月議会で提案した福祉電気です。

電気料を抑える政府の補助金が6月使用分から廃止されるため、7月請求の家庭向け電気料金が大幅に値上がりする見通しという報道がされています。今までの異常な物価の値上げと相まって、生活がますます苦しくなっています。町民からは、エアコンをつけたいが電気料金のことを考えると控えざるを得ないという声が上がっています。

そこで、冬の福祉灯油と同様の考えで、夏の福祉電気を実施してはどうでしょうか。

3つ目は、やはり9月議会で提案した断熱リフォームに対する補助の提案です。

国の熱中症対策実行計画では、断熱リフォームの推進等を通じ、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図ることとしています。当町でも町の経済対策を兼ねて、断熱工事に対する補助を実施してはどうでしょうか。

最後に、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターについてです。

昨年の9月議会で提案し、県も積極的に進めている指定暑熱避難施設を町は指定・設置するのでしょうか。県は昨年度311施設を登録、今年度は500施設に拡大する計画とのこと。町はどのように考えているのでしょうか。

次に、災害への備えについて伺います。

御承知のとおり、2024年1月1日16時10分、石川県能登地方で最大震度7の地震が発生しました。この地震では家屋の倒壊が相次ぎ、死者が260人を超え、交通網も寸断されるなど、奥能登地方を中心に北陸の各地で甚大な被害が発生しました。このような地震はいつどこで起こっても不思議はないと述べる専門家もいます。町でも、町民の命を守るため、今から備える必要があると考えます。

そこで伺います。

1つ、災害時備蓄品はどの程度確保されているのでしょうか。

備蓄品については、3月議会で同僚議員への答弁にありましたが、避難者は最大何名と想定し、避難所は何か所と考えていますか。

また、災害備蓄品の量は、それに基づいて計画されていますか。

同じく3月議会で同僚議員に対し、「要配慮者に必要な生活用品なども備蓄品として備えておくことが求められていることから、今後、必要量を見極めて整備してまいります。」、そう答弁しています。その充足程度はどのくらいでしょうか。

2つ、私は災害への備えに女性の視点を生かすべきと考えていますが、町はどのように考えていますか。

第5次男女共同参画基本計画の中で、地方防災会議の女性委員比率は30%を目標とするとされています。男性優位社会の中で、女性の割合が3割を超えると女性目線の議論がされるようになり決定が変わってくるとのことです。政府の男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインでは、避難所運営への女性の参画が求められています。

町では、計画づくりや避難所の管理責任者、意思決定に女性が関われる仕組みができていますか。

3つ、避難所に福祉機能を備えるべきと考えますが、町はどのように考えていますか。

福祉避難所として計画されているのは何か所で、どこでしょうか。

また、能登地方では高齢者が住む地域で大災害が起きれば、一般の避難所で様々な状態の避難者を受け入れていくしかないことが明らかになりました。一般の避難所もトイレの洋式化やバリアフリーにしたり、福祉用具を備蓄したりするなど、福祉的機能を備えることが必要だと考えますが、町はどのように考えていますか。

4つ、避難所に次に述べる設備・備品を準備してはどうでしょうか。提案いたします。

①太陽光パネルや自家発電設備は避難所に準備されていますか。

②国が推進するマンホールトイレや、トイレやシャワーなどに使える可動式コンテナ(トイレトレーラー)などがございます。これらの導入を検討してはどうでしょうか。

③県の避難所運営マニュアルでは、ペットの保管施設の整備やペット連れの区画を用意する必要があるとしています。町はどのように考えていますか。

④行政の連絡手段として、衛星を使った電話を用意する自治体があると聞きます。町はどうでしょうか。また、町民の安否連絡用に災害用公衆電話を設置してはどうでしょうか。さらに、携帯電話の充電器の準備が必要と考えますがどうでしょうか。

⑤在留外国人に対して、外国語による正確な情報提供や相談対応のため、避難所に多言語翻訳機を設置してはどうでしょうか。

以上、一般質問といたします。簡単・明瞭な答弁を望みます。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　5番、小林議員の災害への備えについての御質問にお答えをいたします。

近年、自然災害による被害が各地で頻発しており、地震のほか、台風や豪雨災害など、気候変動に伴う異常気象の影響を受け、局地化・激甚化傾向にあり、自然の猛威は我々の想像をはるかに超え、被害をもたらしています。災害は「いつか」から、「いつでも」、「どこでも」やってくると、日頃から災害に備えることが大切であります。

このため、町では防災マップを各家庭に配布するなどして、災害を他人事と捉えず、防

災意識を高め、いざというときに速やかに避難行動に移せるよう機会を捉えて周知・啓発に努めております。

初めに、災害時備蓄品の確保に関して、想定する最大避難者数と避難所の数についてありますが、町地域防災計画では指定避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、合わせて30か所を避難所に指定しており、全体の収容人員を屋内では2,849人、屋外では3,183人、合わせて6,032人としております。

また、備蓄品については町地域防災計画において1人当たり食料1日分と水3日分を目安に備蓄することとしており、約500人分を拠点となる施設に分散して備蓄しているほか、災害時応援協定に基づき、協定を結ぶ町内商店や町外流通事業者、関係自治体などから必要な物資を調達する仕組みを構築して対応しているところであります。

なお、避難所において配慮すべき乳幼児や女性、高齢者などの要配慮者に必要な生活用品として、子供用・大人用の紙おむつや、乳幼児ミルクなどを新たに備蓄したところがありますが、直接備蓄は保管場所や期限切れといった課題があるため、流通備蓄を基本に、引き続き必要量を見極め、順次整備を検討してまいります。

なお、各家庭において食料品を中心に、生活に必要な日用品などをストックしておくことも災害の備えとして有効ですので、町民の防災に対する意識の醸成と併せてその普及を呼びかけてまいります。

次に、災害への備えに対する女性の視点についてであります。これまでの防災会議の構成員は、各機関等から選出された代表者によって構成されているため、女性委員比率は3割を超えておりませんが、町地域防災計画においては、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築を図るとしております。

そのため、避難所の設置・運営に当たっては、プライバシーの確保のみならず、避難生活を送る上での課題について女性職員の意見を取り入れるとともに、避難の状況に応じた職員の配置に配慮することで、性別や年代、身体状況にかかわらず、避難された全ての方に寄り添った運営体制が整えられるよう努めてまいります。

次に、避難所の福祉機能についてであります。町では介護老人保健施設「憩の森」と、介護特別養護老人ホーム「さゆりの園」の2か所を福祉避難所に指定し、10人の受入れ体制を整えております。

また、一般の指定避難所の設備面では、トイレの洋式化やバリアフリー化がなされており、運営面では、必要に応じて要援護者に対応できる専門職を配置するなどして、一定の福祉機能を備えるよう努めてまいります。

なお、福祉用具の確保については、身体状況によって必要とする福祉用具が多様であるため、町内の事業所などからの協力を得て対応してまいります。

次に、避難所の設備・備品についてであります。避難所に指定している施設のうち、9施設に太陽光発電、または自家発電設備を備えております。

また、避難所で必要な設備として、トイレや入浴などの衛生設備があり、議員御提案のとおり、マンホールトイレやトイレトレーラーなどは本町でも災害時における備えの一つと認識しておりますが、可動式コンテナの整備については、維持管理を含め多額の経費を

要することから、マンホールトイレによる対応や災害時応援協定に基づく協力・支援による必要な設備等の確保などを含めて慎重に検討してまいります。

次に、県の避難所運営マニュアルにおけるペットの避難については、衛生上の問題から避難所内の避難者の生活スペースとは区別して対応することとなり、避難者自らがペットを管理しなければならないため、飼い主の心情に配慮しながら、ペットの管理場所などについて適切に対応してまいります。

次に、連絡手段の確保であります。N T Tの特設公衆電話、いわゆる非常用電話であります。これを避難所となる13施設に設置しているほか、県の総合情報通信ネットワークにより衛星回線で全国の自治体と通信が可能であり、さらに現場対応用として衛星携帯電話1台を準備し、万が一に備えた通信手段を確保しております。

また、携帯電話の充電については、ポータブル電源2台、発電機3台のほか、必要に応じて消防団に配備している発電機を活用して、必要とする電源を確保してまいります。

次に、避難所における在留外国人への外国語の対応については、専用の翻訳機は備えておりませんが、一般のタブレットやスマートフォンの翻訳機能の活用により対応してまいりたいと考えております。

なお、県では国の防災基本計画の修正及び令和6年度能登半島地震の課題を踏まえて、令和6年3月に県地域防災計画を修正していることから、本町においても計画の修正に向けた作業を進めてまいります。

また、地域防災計画の見直しと併せ、関係機関が実施する各種訓練への参加や町防災訓練などにより点検・検証を重ねながら、災害への備えと対応力の向上を図ってまいります。

その他の御質問については、担当課長より答弁いたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5番、小林雅弘議員の熱中症対策についての御質問のうち、エアコン購入への補助及び夏場の電気料金の助成についてお答えいたします。

最初に、エアコン購入への補助についてであります。町民生児童委員41名を対象に、日頃の活動の中で把握している夏場の暑さ対策の現状について本年1月に調査したところ、担当地区にエアコンがない家庭があると回答した委員は26名、エアコンはあるが使わないで熱中症を心配した家庭があると回答した委員は12名となりました。エアコンがあっても使用しない主な理由は、「冷風が苦手、または扇風機を使っているから。」や、「節約のため。」というものであります。

おただしの助成制度であります。対象とされている住民税非課税高齢者世帯につきましては、収入の幅が大変広く、年金のみの御夫婦では世帯主193万円、扶養されている方148万円、合計年収341万円、月換算で約28万4千円までは該当することとなります。

真に支援が必要な生活に困窮する世帯に対しましては、その場限りの一時的な支援よりも、継続的な伴走型の支援が必要とされております。

町社会福祉協議会を窓口とする貸付けと、家計改善のための相談支援を組み合わせ活用いただくことが、困窮した状況からの自立など対象世帯の真の福祉向上につながるものと考えており、現時点では住民税非課税高齢者世帯へのエアコン購入に係る助成制度を創設する予定はありませんので、御理解願います。

次に、夏場の電気料金の助成についてであります。国は令和5年1月から本年5月使用分まで激変緩和措置による電気料金の上昇抑制と終了期間を明示し、支援終了後に向けた備えを促してまいりました。この間、多くの家庭におきましては、できる範囲での備えを進めてきている一方で、備えることが難しい生活に困窮した家庭もあると認識しております。

先ほども説明申し上げましたとおり、生活に困窮する世帯に対しましては継続的な関係が保たれる伴走型支援が有効であることから、町社会福祉協議会を窓口とする総合的な相談等支援制度を活用いただき、困窮した状況から自立していただくことが対象世帯の福祉向上につながるものと考えております。

町といたしましては、町社会福祉協議会と連携し、当該制度の周知と利用の促進を進めていくこととしており、現時点では町独自の夏場の電気料金を助成する予定はありませんので、御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 5番、小林雅弘議員の熱中症対策などについての御質問のうち、断熱工事に対する補助についてお答えいたします。

建物の断熱工事に対する補助については、昨年9月議会定例会の一般質問において小林議員にお答えいたしましたとおり、町といたしまして現在のところ、熱中症対策として断熱工事に対する補助制度の創設の考えはありませんが、議員おただしのとおり、昨年5月に閣議決定された熱中症対策実行計画においては、基準を満たした省エネルギー住宅、ZEHやZEBの普及拡大と併せて、断熱リフォームの推進などを通じ、健康・快適で省エネルギーな住宅や暮らし方の普及を図ることとされております。

こうしたことから、国においては省エネ基準を満たした新築住宅を建築・購入する個人への補助や、住宅ローン減税の適用、県においては省エネルギー住宅改修補助などを行っており、町といたしましては、この国・県の制度の利用の促進を図り、地球温暖化対策として脱炭素社会の実現に向けた国・県の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

なお、暑さ対策として、遮光カーテンやすだれ、グリーンカーテンなどにより室内への日差しを遮ることや、打ち水などにより建物内外の温度を抑える効果が見込まれることから、まずはこの容易に取り組める住環境対策と併せて、扇風機やエアコンの適正使用、さらに水分・塩分などの補給、気象情報により外出や作業を控えるなど、基本的な熱中症予防行動に努めていただくことを広く関係機関と連携して町民の皆さんに周知するなどして、熱中症予防に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 5番、小林雅弘議員の熱中症対策などについての御質問のうち、指定暑熱避難施設についてお答えします。

近年、地球温暖化の影響により、国内では熱中症による死亡者数が増加傾向にあることから、国は熱中症対策を強化するため、昨年5月に気候変動適応法を改正し、熱中症特別警戒情報を法制化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設、いわゆるクーリングシェルターの開放措置などを本年4月から施行したところ

であります。

このことから、福島県では、県民が一時的に暑さをしのげるスポットとして、本年6月1日から「ふくしま涼み処」の運用を開始し、県内で約1,250施設が登録していると報道されています。

本町においても、このふくしま涼み処に町役場や図書館など町内で7つの公共施設を登録するとともに、同施設を町のクールシェアスポットとして位置づけ、6月3日から運用を開始したところであります。

このクールシェアスポットは誰でも利用が可能で、暑い時期を涼しく快適に過ごすことができるとともに、施設側には利用者の体調不良時における対応なども依頼をしているところでもあります。

既に各施設にはポスター等を掲示し、利用者へ熱中症予防のための涼み処であることを周知しているほか、町広報誌や公式ホームページ、公式LINE、ケーブルテレビを通じて町民の皆様にもお知らせをしているところであります。

おただしのクーリングシェルターにつきましては、熱中症特別警戒情報発表時の避難施設に位置づけられることから、県内でも明確に指定している自治体は、会津若松市など4市にとどまっているところであり、多くの市町村では検討段階であることを確認しております。

町としましては、今次設置したクールシェアスポットをクーリングシェルターの設置基準と同等の条件を有し、かつ、特別警戒情報の発表がなくとも利用可能な施設として位置づけており、今後も運用できる施設の拡大に努めてまいる考えであります。

また、このほかにも熱中症予防対策として、防災行政無線やケーブルテレビ、公式ホームページや公式LINE、全戸へのチラシ配布による注意喚起や、各種健康教室などにおける予防啓発等を行っているところであり、今後とも熱中症予防に関する普及啓発の推進に向けて鋭意取り組んでまいる考えであります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 御答弁をいただきました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、私は質問順に再質問させていただきますので、まず熱中症対策、そこから始めさせていただきます。

まず、エアコン購入への補助を求める件では、やらないというような答弁でございましたけれども、いろいろ理由は書いてあります。

この中でちょっとお尋ねしたいんですが、継続的な伴走型の支援が必要とされておりますということで、町社会福祉協議会を窓口とする貸付けと家計改善のための相談支援を組み合わせて活用いただくことが困窮した状況からの自立など、対象世帯の真の福祉向上につながるというような御答弁でございました。私、真の福祉向上、これを強く言っているわけではございませんで、当面暑さからどう町民を守るのか、そういう観点から質問をしています。

ですから、長い目で見たらこちらのほうが確かに効果的だと思いますけれども、私は短い期間で本当に町民の健康と命を守るのかどうかという観点からエアコンの補助を求めています、その件についてはどうお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 小林議員の当面の暑さから町民の命と健康をどう守っていくのかというお話でございますけれども、まずは私のほうの御答弁で申し上げましたとおり、例年行っております熱中症予防対策ということで町民の皆さんへの熱中症予防に対しての普及啓発、熱中症を防止するために不要不急の外出を控えるでありますとか、水分を十分取る、そういった一般的な熱中症の予防対策について十分に御理解をいただくよう、町の防災行政無線、あるいはケーブルテレビ、公式ホームページ等をもちまして啓発をしてまいると。また、熱中症アラートということで熱中症の危険度が高まる一定の気温等になった際にはその都度、防災行政無線等で熱中症の予防について啓発を図っているところでございます。

これにつきましては、今年もだんだん暑くなってきましたので、毎年やっている広報等でのお知らせと併せて、また暑さ指数が高まったときには随時熱中症予防のお知らせを行って、自ら命と健康を守っていただくように町民の皆さんに呼びかけをしてまいることがまず一点と、それと併せまして、今ほど御答弁で申し上げましたクーリングシェアスポットの設置であります。町内の公共施設につきまして6月3日から設置をしておりますので、こういった施設につきましても有効に活用していただきまして、この暑い夏でのいわゆる短期的と申しますか、当面の熱中症の予防についてはそのような対策を取ってまいるという考えでございます。以上でございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 考え方としては私はいいと思うんですよ。私の方向性とも一致しています。

ただ、こういう実態がございます。エアコン購入補助を実施している自治体、去年は2023年の9月議会では4つ御紹介しました。今回は3つ増えて7つになっております。1つは福島市、高齢者の熱中症防止緊急対策、エアコン設置支援。次に、これは前回も御紹介しましたが、喜多方市の高齢者にやさしい住まい、エアコン設置事業。今回また新しく相馬市が非課税高齢者世帯向けルームエアコン設置事業。前回も紹介した白河市、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業。お隣の柳津町、柳津町住まいづくり支援事業、これは前回の答弁の中でも私は御紹介いただきました。次に、天栄村高齢者エアコン購入事業。もう一つが西野村の高齢者世帯冷房機器購入補助事業。こういうのがございます。

やはり確かに、何ていうんですかね、あれ、日よけ。あれは25度ぐらいのときに私もやっているんですよ。25度ぐらいのとき部屋の中は23度、2度ぐらいの効果が、これはきちっとしたデータではございませんよ。我が家の、我が家にはちょっと病気のわんこがいるものですから、常にエアコンの温度を、というか室内の温度を気にしております。そこでずっと見て分かったんですが、25度から26度ぐらいのときは2度ぐらいの効果があると。これは確かだと思います。

ただ、グリーンの何とかという、よくつるとか何かでやるの、あれはちょっと効果が分かりませんけれども、去年やったんですよ。やったんですがなかなか全面ではないので効果のほどがはかられない。やはり喫緊の対策としてはエアコンがいいんじゃないかというふうな考え方に基づいて御提案をさせていただいた次第ですが、これらのやっぱり市町村どんどん増えております。ですので、この町としても今後検討する、そういう姿勢はあるのかないのかだけお聞きします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 5 番、小林議員の御質問で、エアコンへの補助を今後検討する考えはあるのか
ないのかということですが、確かに熱中症政策で今小林議員がおっしゃったように家
庭内にエアコンをつけることによって暑さ対策というのにもつながるんじゃないかとい
うことで、そういったことで補助したらどうかということでもありますけれども、このエ
アコンについては最近のチラシなんかを見ても結構 10 万以上するということ、設置
費を含めれば 15 万円近くなるのかなということで、そういった面で補助するにしてもど
のくらいの金額を補助したらいいのかとか、例えば非課税世帯だといってもどの程度の補
助額によって、世帯でもどの程度の負担ができるかということで、そういうことでお金
を持っている方だったら簡単にやれるのかもしれませんが、そういった面で家庭内のそれぞ
れの世帯の公平性、そういったことをどう考えるのかとか、そういったことで補助を打ち
出すにしても、やっぱりある程度の基準的なものをつくらなくちゃいけないのかなとい
うことで思っています。

ですから、町では今行財政改革を進めていまして、補助金の見直しなどもやっているわ
けですけども、そういった今時代に合った、時代に合っていないものとかそういった補助
金についてはやっぱり廃止していくか、廃止するような方向で考えているわけですが、
新しくつくるものについてもそういう面ではそういう基準的なもの、今の時代にどんなふ
うに合わせたらいいのか、そういったものも検討しながら補助金の創設する場合にはそう
いう基準的なもの、そういうものを考えていきたいということでありますので、今行財
政改革と併せてそういった補助金の創設についても検討していきたいということでありま
す。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今の副町長の答弁は私も同意するところではございます。どんな基準があれ
ばいいのかということなんですが、例として西野村は上限 3 万円、それから白河市は上限
これも 3 万円というような形での補助になっていると。あと西野村も 3 万円ですね。今、
西野村だけ言いましたっけ、天栄村言いませんでしたっけ。天栄村が 4 万円だそうです。
そういうことを御紹介しておきたいと思います。

次に、断熱工事の問題、ちょっとよく分からなかったんですが、断熱工事に対する補助
制度の創設はありませんというのが回答ですよね。これ、断熱工事についても結構随分な
ところで補助をしているんですよね。例えば、失礼、断熱工事についてはいろんなところ
で補助しているんですが、その財源が環境省の事業で既存住宅における断熱リフォーム支
援事業があるんですよね。こういうものも結構よその、いわきなんかもそうみたいですけ
ど、よそのところで使って補助していると。最大 120 万だそうです。

問題なのは、こういう制度があるということを、やはり町民の皆さんに周知していただ
きたいという本当は趣旨で質問をさせていただきました。どうですか。そういう補助事業
ってないですか。いろんなところの。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、住宅の断熱リフォームの補助制度についての御質問にお答え
いたします。

先ほど答弁でも申し上げましたように、国や県で税制制度ですとか補助制度、また、融資を受けた際の融資の制度などがございます。その中で補助制度として先ほど議員がおっしゃられた環境省の制度については、国・県が行っている事業、国が実施する制度を県が行っている場合もございますし、また市町村がそれを御案内するといった、何ですかね、環境に適した、基準に適したリフォームといったところをまず確認しなければなりませんので、それが間違いなく環境に影響のある工事になっているかどうかといった点を確認した上で、補助に該当させるといった事業でございますので、先ほど申し上げました国の補助制度を利用して県や自治体を実施するといった流れとなっておりますので、町といたしましては国・県の制度がございますので、町民の皆さんがそういった制度を利用したいといったときに御相談いただければ、その制度について御案内をさしあげるといった手続を踏んでいきたいというふうに考えております。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　そうですね。なかなか分かりづらいんですね。待っていては。ですから、町民の皆さんにも分かりやすく、例えばこういうのがありますよというような御案内が春の時期でも出せばいいのかなと、出していただければいいのかなと。さらに、私はやはりこれによって一つの経済対策だと思っておりますので、町民の業者の皆さんにも。ですから、どんどん町としても進めていただきたいというふうに思います。また、できれば町として独自の、何ていうんですか、金額の上乗せみたいな形での補助なんかもできればいいなというふうに考えております。

それでは時間もないので、災害対策に移らせていただきます。

なかなかこの町の災害対策は細かく、非常によく、すばらしいものだとも私も認識しております。その点でもちょっと幾つかだけ質問を再度させていただきたいと思います。

まず、備蓄品なんですが、例えばテントですね。奥川方面とか群岡方面とか新郷方面とか避難所がございますけれども、そこにやはり緊急にすぐ利用するためにはそこに分散しておく必要があると思うんですけども、どの程度分散してあるのかというのをお尋ねいたします。

○議長　　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　　それでは、備蓄品の各地区拠点への配備状況でございますけれども、先ほど町長の答弁で申し上げました備蓄品をそれぞれ奥川支所に例えば 100 食分ですとか、失礼しました、お米で 100 食分、またパンで 36 食分、飲料水ですと、飲料水は比較的多く備蓄しておりまして、奥川地区の拠点となります拠点で、およそ 800、これはリッターかな、800 リットルは奥川支所に備え付けているところでございます。ただ、そのほか、先ほど申し上げました、やはり耐用年数が短いものととか、管理をやはり集中的にしたほうがより災害時に利用しやすいといった備蓄品については役場本庁舎脇にございます野沢体育館のほうで保管をしております、それについて、今後大規模災害が発生したときの拠点施設となり得る避難所などへの配置数などについては詳細に検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　　1つだけちょっとお尋ねします。テントについて。テントというんですかね、

室内に。あれについてはどのぐらいに分けられる予定なんですか。また、分けて配備しているのかどうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 避難所の避難ルーム、間仕切りをしてプライバシーを守るための区画をするものでございますけれども、町の野沢体育館に2人用のものが76、村岡の旧村岡中学校に24個ほど保管をしているところでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。やはり、この次にいう災害対策、これもかなり共通する部分がございます。女性に対する配慮、その中では間仕切りだけよりもやはり屋根のあるテント、そこで着替えとか授乳とかしていただくというようなことで、あえてやはり聞いたわけなんです、やはり奥川にも必要な数、配備していただきたいと思えます。

次に、女性の割合の問題、非常に真摯にお答えいただきましてありがとうございます。ということは、まだ女性の委員比率というのは3割行っていないということですね。それ、確認してよろしいですか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは女性の防災会議への参画の割合でございますけれども、前回令和3年に見直しを行いました防災地域防災計画の策定の際に委員となっていましたのが、委員20名中、女性が2名でした。1割の参画ということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ありがとうございます。なかなか女性の方をお願いして参加していただくというのは大変だと思いますけれども、やはり町としてはこれは目標ですので、3割を目指して、女性の委員の方になっていただくよう働きかけをしていただきたいと思います。なぜかと申しますと、内閣府の国の男女共同参画視点からの防災復興のガイドラインというのがございます。その中で避難所のチェックリストというのがあるんです。これは、東日本大震災の反省からだだと思いますけれども、新たに加えられたものが多くございます。その中で、間仕切りなどでプライバシーを確保した授乳室・オムツ替えスペース、これを造らなきゃいけない。男女別の更衣室とか休養スペース、介護・介助が必要な人のためのエリアづくり、女性専用スペース、男性と女性でトイレを離れた場所にする、これはあまりここで言うのはちょっとはばかれますが、性暴力があったということですね。ですから、女性のトイレを3にして男性のトイレを1、この割合で造ってください。しかも離れたところに造ってくださいというような細かいガイドラインがあるようです。それから、トイレへの経路や設置場所、個室内に照明を設置するとか、管理責任者には男女両方を配置するというようなことが言われております。ですから、まだまだやはりそういう意味では、これからこの町もどんどんよくして整備されるだろうと思えます。そういう姿勢というか、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

避難所での様々な視点でございますけれども、やはり大規模災害が発生するたびに様々

な課題が浮き彫りになりまして、そういった課題が、何ていうんですかね、改善の方向にきております。議員がおっしゃるように、女性の女性に対する配慮、また乳幼児に対する配慮といったものを、ガイドラインを基に県が作成しております避難所運営マニュアル作成の手引といったものも市町村に示されまして、市町村ではそういった手引に基づいて細かく対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。議員がおっしゃる視点を大切にしながら、避難所の運営に準備を進めてまいりたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、私の質問の最後の質問に移らさせていただきます。

この4番の項目の中で、いろんな提案をさせていただきました。特にペットの問題ですね。今まで軽視された部分が多いと思うんです。ところが、高齢者にとって、ペットは心の支えであり、非常に大事なものだというような報告が上がっていました。ですので、やはりいろんなガイドラインの中にも書いてありますので、ぜひペットの問題、この町、ペットに優しいまち、そういうふうなふうに言われるようにやはり取り組んでいただきたい、そういうふうに思っています。それで、さっき実はちょっと時間もないんですが、熱中症対策で1つ質問忘れたのがありまして、戻ってよろしいですか。

○議長 時間内で。

○小林雅弘 私シェルターの問題、質問しましたっけ、どうでしたっけ。シェルターの問題、やっていないよね。

シェルターの問題、確かにクーリングスポットとシェルターというのは、クーリングスポットのほうが町としては取り組みやすいのかなというふうに思います。設置基準とか考え方なんか。それはもう理解しました。こういう意見があるんです。7か所、この町は新たに造っております。ただ、それが例えば奥川ですと奥川の中心地、新郷ですと新郷の中心地というふうになっています。地元からするともう少し区長さんとか地元の人の意見を取り入れて、設置を細かく検討してもらえないかというような意見がございました。去年私がこれを質問したときに、そういう意見を結構たくさんいただきました。それについては町としてはいかがお考えでしょうか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 小林議員のクーリングシェルターに関しての再質問にお答えをいたします。

できるだけスポットについては増やしてまいりたいと考えております。

また、町で設置したほかに、県が設置した施設には、例えば奥川地区ですと奥川の郵便局、こういったところも県の指定施設として設置をされているというようなこともございます。基本的には当面は、町が管理できる部分について設置をしたというところでございます。中には、自治区の集会場など利用してはどうかなという考えもあるやに思いますけれども、公的な場として開放する際に自治区の住民の方だけではなくて、利用される方についてはどなたでも利用できるという形にせざるを得ないので、その際にもし自治区の施設などを開放した場合に、誰でも自治区以外の方も利用していいか、それに対して誰が管理をするのかといったような問題でありますとか、また、体調不良者が出たときの対応などについてもなかなか難しい部分があるかと思いますが、町が管理できる、ある

いは民間の施設であっても積極的に御協力をいただけるような部分があれば、今後も追加をして指定をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 最後の質問。

○小林雅弘 今の町の答弁、非常に積極的なものだと思って評価いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さんこんにちは。6番、荒海正人です。

本日の一般質問につきましては、石高プロジェクトについて1件であります。

石高プロジェクトは、昨年度、令和5年度より開始された事業であります。米だけではなく、作業も含めた米作り全体を特別なものとして新たに位置づけるサービスでもあります。ただお米を買うというわけではなく、お米という特別なものを手にすることで、その農家を応援するという仕組みになっています。昨年度は、システムの構築や生産者との関係づくり、各種イベント等が実施されたところでもあります。また、各種報道関係でも大きく取り上げられるなど、農家の人手不足解消や米の高付加価値化、さらには町の交流人口、関係人口づくりにおいても効果があるだろうと期待が高まっている事業でもあります。

今後、さらに事業の推進を図っていただきたいと考えまして、これまでの取組と今後の展望についてお尋ねいたします。

1つ目、令和5年度から実証的な取組として行われています石高プロジェクトについて、これまでの事業実績と今後の取組について、どのように考えていますか。

2つ目、事業で扱う米や農家の選定について、町としての考え方や選定基準はあるのか。また、ほかの町の事業におきましても、米の販売促進や高付加価値化に向けた取組等が行われておりますが、それら事業との差別化、違いというものは図られているのでしょうか。

3つ目、米作りの作業や関連イベント等に参加することで、お米と交換できる仕組みづくりがされている中で、参加者や地域等との橋渡しが重要になってくると考えます。その橋渡し等についてはどのように行われていますか。

4つ目、今年度は国の交付金を充当し事業運営がされていますが、今後の財源等についてはどのように考えますか。

以上であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、荒海議員の石高プロジェクト事業についての御質問にお答えをいたします。

石高プロジェクト事業は、本町の基幹産業である稲作について、最新のデジタル技術を応用し、インターネットを活用した新たな販路の拡大と安定的な農業経営の実現、事業参加者と生産者の交流による関係人口や交流人口の拡大による地域全体の持続的発展を図ることを目的に、令和5年度から総務省の過疎地域持続的発展支援交付金を活用して実証事業に取り組んでいるところであります。

まず1点目の御質問の、これまでの実績と今後の取組についてであります。令和5年度では石高システムの構築をはじめ、地域通貨や米調達、交流イベントなどの実証を行い、その効果や課題を検証したところであります。

主な実績としましては、石高プロジェクト事業のSNS登録者数は450人となり、その

うち米を収穫前に購入する権利としてのお米ボード購入者数が 65 人、米 10 銘柄の流通量が約 1 トン、体験交流イベントのイベントへの参加者数は 4 イベント延べ 109 人でありました。

米の流通量については、当初目標の達成には届きませんでしたが、そのほかの事業効果として、事業実施により本町と関係を築いた首都圏企業の社員が町内の空き家を借り移住したほか、地域おこし協力隊による起業など、移住者 2 名、設立企業 2 社となったところであります。さらには、テレビや新聞、雑誌などにも多数掲載され、全国的にも注目されたところでもあります。

今後は、これら昨年度の評価検証により明らかになった課題について改善しながら、2 年目の実証事業に取り組んでいくこととしております。

次に、2 点目の事業で取り扱う米や農家の選定基準、他の事業との差別化についてありますが、取り扱う米は、他品目では販売量のばらつきや発送の手間、数量の調整が難しいなどの実証結果から、今年度は逆に少数品目に絞っての実証とするほか、事業への理解や事業参加者との交流などに対応いただける農家を増やしていく計画で、今後はこれら 2 年間の実証結果を踏まえて、協力農家・企業等とともに事業を推進していくこととしております。

また、本事業では、まずは農家を応援する仕組みや町のファンを増やす取組などに力を入れ、デジタルを活用した新たな手段として、差別化というよりは他の事業と連携・協力し、米の販路拡大につなげられるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、3 点目の事業と地域等との橋渡しについてであります。事業の実施に当たってはデジタル戦略を担当する地域おこし協力隊員が中心となり、インターネット・SNS による情報発信や参加者とのコミュニケーション、体験交流イベントの企画、農家との調整役などを担っており、この 4 月には、これらの業務を主目的とした会社を起業したことから、今後の事業展開を見据えた体制が構築されたところであります。

次に、4 点目の今後の財源確保については、事業開始当初から国からの交付金の終了を見越した事業展開を行っており、将来的には補助金等に頼らない事業運営を目指しているところであります。この全く新しいシステムの事業について、賛同する企業との連携や事業の仕組みを利用した米以外の農林産物や他の地域への波及など、外部資金の調達や横断的な事業の拡大を目指しながら財源の確保に努めていくこととしておりますので、御理解願います。

○議長 6 番、荒海正人君。

○荒海正人 今年度 2 年目の事業になりました石高プロジェクトでありますけれども、昨年度は先ほど御答弁いただきましたけれども、効果検証の年度でもあったのかなというふうに思います。先ほど答弁の中に、効果の部分では移住者も出たり会社も起業する方もいたり、あとはメディア各社で取り上げて、かなり町を代表する事業にもなっているのかなというふうな答弁をいただきました。この点についてはこういった点がありますので、どんどんどんどん石高プロジェクトに関しても推進していただきたいなというふうに思っているところであります。

一方で、やはり課題検証の年でもあったなということで、課題については今後精査して

いくということでありましたけども、具体的にどういった課題があったのか、数点上げていただければと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、今ほど町長が答弁をしていただきましたが、この事業につきましては本当に1年目、いろいろ実証した結果、様々な課題だったり、それに向けて、それを踏まえた解決策だったりということで、相当関係者とを議論しながら進めてまいりました。昨年度の課題でやはり一番大きかった部分につきましては、決済の方法でございます。せっかく石高システムをつくって、スマートフォンのアプリをつくって購入できるような仕組みをつくったわけですが、決済の方法が銀行振込しかできなかったということがございまして、これが一番大きな課題となったところでございます。販売代金、スマホで購入されるような方々が一々銀行に行って振り込みしないとできなかったというようなところが大きな課題でありまして、2年目はこれを解決するべく、クレジットカード決済できるような形で今検討をしているところでございます。

それから、2つ目としては大きな課題としましては、実証事業を去年からいきなり立ち上げたということもありまして、例えばこの石高プロジェクトの企画だったり、広報だったり、デザインだったり、または運用だったり、先ほど町長の答弁の中で申し上げたように、デジタル担当の地域おこし協力隊がプロジェクトマネジャーという形で進めてはおりましたが、分散しているような、今ほど申し上げた部分が全て分散しているようなことになっておりました。そういうことで、これもやっぱり全体を取りまとめる組織が必要だなというのが2つ目の大きな課題で、これも先ほどの答弁の中で、今年の4月に担当、地域おこし協力隊員が新しい株式会社を設立しまして、この課題解決には解消をされてきたというようなことになっております。

そのほか、米の調達の部分であります。例えば米の銘柄、去年は10種類でやっておりましたが、そういうことでこういうことをすることによって発送の手間だったりそういった部分が出てきたということで、これも今年度解決するように、品種・種類を絞るようなことにしております。大きく言いますとこのような形の課題が出てきて、それぞれ検証して解決に向かっているということでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 課題の抽出もかなり明確的にされて、本当にこれから改善していただきたいなというふうに思っています。

課題の点について、幾つか再質問させていただきますが、1つずつしますけれども、まず第一に上げていただいた決済システムについてですけれども、やはり買手側の手間としてはやはりより手軽な方法で支払い方法ができればいいなということでもありますけども、決済システム自体に関してはシステムはあるんですけども、やっぱり何ていうんですかね、仲介する銀行だったり、あるいはクレジットカード会社との関係もある中で、そういったシステム改善というのは可能なのかというか対応できるのかというところについてはいかがですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、本当にそこが一番大きな課題だったものですから、去年の段階からもう既にクレジットカード会社との話し合いを続けてまいりまして、それで何とか引き受けていただけるような会社と巡り会うことができて、今年度の実証事業2年目の中でそれを実践しようというような形で現在進めているところでございます。

ただ、これもクレジットカード決済だけでございまして、例えば今のスマートフォンの決済の中ではP a y P a yとかそういったいろんなQRコードを読み込むような決済システムもございますが、こちらまではなかなか対応できないということでしたので、まず2年目はクレジットカード決済に絞って実施をしていきたいということでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはりより手軽に支払いできるような仕組みというのは大事ですので、引き続き改善、改善ということで取り組んでいただきたいと思います。

課題の2つ目として上げてもらった全体を取りまとめる組織ということで、今年度は地域おこし協力隊の方がそれを請け負う会社を起業して運営もされていくと。何ですか、会社の中でも改善し対応もしていくということだと思んですが、とはいえ、やはり新しい仕組みでもありますし、あとはやはりお客さんいての取組でもあるし、あとは見せ方もやはり結構重要な事業でもあるということで、かなり、何ていうんですかね、多岐にわたった対応が必要になるんじゃないかなと予想されます。そういった部分では、今後さらにこの事業を発展していくに当たって、例えば起業した会社と連携しながらも、町、役場の中での人員配置だったり、あるいは今まで協力隊が対応していたわけですが、合わせてもう1人、2人という部分で協力隊等、また役場の中での人員等で確保するという考え等はあったりするんでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

運営体制の部分でありまして、先ほど申し上げました新しい会社組織を中心になってやっていくんだということで、確かに議員おっしゃるとおり、この石高プロジェクトそのものがすごく先進性があるといえますか、世界観だったりイメージだったりがあるものすごく特別な事業になっております。

ただ、そういった部分につきましては、1年目のときにしっかり関係機関が集まってそういった世界観をつくり上げて、あとは本当にこのシステムによるプロジェクトを順調に推進していく部分に2年目はなっているわけでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、そういう人員の確保の問題というのが出てくるようにも思っております。2年目の実証の中でそういった会社をつくって運営するのも、この実証事業2年目の実証部分でありますし、また先ほど申し上げましたように、このプロジェクトを始めることによって都会からそういうような副業人材というような形で、このプロジェクトの関係企業から来た人間だったり、または地域おこし協力隊として西会津に住むことになった別の人間もおりますので、こういった副業人材なんかも一緒になって協力していただいてやっていきたいと、2年間はそういったことで、まずはこの受皿会社を中心となってやっていくシステムを実証していきたいということでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 本当にこの1つの事業を成り立たせるためにも、やはりいろんな人員が必要だということで、幸いにも国だったりの事業でいろんな補助制度等があります。その制度を活用して協力隊制度もそうですし、あとはほかの企業体に町がアドバイザー等を充てて対応している事業等もあります。いろんな事業等も、何ですかね、抱き合わせながら人材確保についても今後見込んでいただきたいなど。人材面での支援もぜひ見込んでいただきたいというふうに思っております。

次に、先ほど課題の3つ目として上げていただいた米の調達についてですが、昨年度に関してはひとまずの米の枠ですかね、販売の枠を設定して対応したというわけであったんですけども、ただ支払い等のシステム上の課題等もあって、全部目標には至らなかったということで話を伺っているんですが、事前に確保していた分のお米というのは、何ていうんですかね、余らせたりとか、あとは農家に対しての影響というのはなかったんでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

何回も申し上げましたとおり実証事業ということでありまして、昨年度の場合は実証事業に協力していただいて随時出荷ができるようなある程度の規模を持った農家さん、農業法人さんに御協力をいただいております。また、このシステム、去年の場合は国庫補助の決定の関係でちょっと遅くなって8月から米ボードを販売いたしました。販売するボードの販売状況については常に農家さんのほうと情報共有できておまして、米が出来上がる前、収穫前の段階でもうこのぐらいの販売状況だというのが分かるような状態になっておりましたので、収穫してからはそういったある程度規模感のある農家さんでしたので、余剰分についてはその他の販売のほうに回すことで支障なく実施できたというようなことでございました。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはりメインがお米になるシステムですので、やはりこのお米の流れというか、確保についてはやはりより安定させていかなければいけないんだろうというふうに思っています。これから名前が売れ、そして仕組みも理解され、いろんな方に利用されていくにつれて、どんどんこのシステムを介して米が流通されていくんだろうと思います。その点についてもやはり引き続き改善を見込みながら対応いただきたいなというふうに思います。

プラス、併せてちょっと確認なんですけれども、今後の改善の方向性として今は実証段階でもあるんでおおよそ町の担当がお米の受発注等やって、特に受注、インターネットを管理して注文があったよというのを確認されているんかと思うんですが、そういった注文があったという情報も農家の人と同じ時間軸で共有するとなおいいのかなんとも思ったりするんですけども、そういった認識のずれがないような対応等についてはどのように考えられていますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

昨年度の実証事業の中でも管理していましたのは、先ほど申し上げましたようにデジタル担当の地域おこし協力隊が受発注の管理はしていたわけですが、受注される情報といいますのは去年の協力いただいた農家さんとはコミュニケーションツールでしっかりすぐに即時に情報共有をするようなシステムで行っておりました。

今年度につきましては先ほど来申し上げている新しい会社のほうで、そこら辺も含めて、さらに農家の数も増やすというふうに考えておりますので、しっかり情報共有できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今後は町もそうですけれども新しく起業された会社でも対応するということですので、会社で対応するのであれば土日とかも関係なく対応されると思いますので、引き続きやはり注文、受発注等も含めて管理をしっかりして臨んでいただきたいなと思います。

次に、今後発展していくためにということで再度質問させていただきたい部分がありまして、この石高プロジェクトのお米の販売の仕方は、ただ、冒頭で私も話しましたけれども、ただお米を売り買いするということだけじゃなくて、お米の作業も含めた、何ていうんですかね、作っていく過程も含めて価値をつけていこうと。お米がおいしい、プラス、そこにこだわっているものだったり、あとは農家さんの思いみたいなものを上乘せして売っていこうという内容だと思うんですけれども、その辺りの認識についてはどのようにお考えですか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほども私も答弁で申し上げましたが、やはりこの石高プロジェクトの大きなところというのは、議員も今お話しされたようなデザインだったり世界観だったり、この地域、西会津の文化だったり風習だったり環境だったり、そういうのを購入者の人に伝えていくというのも、この大きな石高システムの特徴だというふうに考えております。そういうことで農家の方々が昨年度の場合ですとちょっとアーティストではないんですが、西会津のこの環境の中で一生懸命丹精込めて作った米をうまく分かってもらえるようなシステムにしていきたいということで、こういった世界観のプロジェクトにしたわけですので、今年度以降も違う形の世界観のこの事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今の課長の答弁どおり、やはりこの世界観が結構今メディア関係で受け入れられている、受け入れられているというか取り上げられている一番のポイントなのかななんて思ったりもします。何ていうんですかね、この西会津町がこれまでずっと長く続いてきて、その世界観がまさに言語化、デザイン化されて、石高プロジェクトという形で表されているかなというふうに思っていますので、その世界観を誇示しながら、引き続き改善していただきたいなと思っています。

あわせて、この世界観って、結構これまで町が取り組んでいた、例えば日本の田舎、西会津町だったり、そういった部分ともかなり親和性がある話でもあると思っています。と同時に、ほかの課、ほかの町の事業とも親和性がある考え方も、何ていうんですかね、内

包されているもんだとも思っているんです。例えば、お米を高く売ろうという話でいったら、農産物のブランディングの話もそうですし、地域と関わってやっていこうという話は集落支援の話でもありますし、より多くの人に西会津の米だったり町を知ってもらおうという話であったら情報発信ですし、去年の事業で行われたお米ナイトというものであればイベント関係の関連性もあるということで、こういった西会津町の事業の世界観と合わせて、西会津の世界観で考えると結構ほかの事業との関わり合いというのも結構重要なんじゃないかなと思っています。要は何が言いたいのかというと、石高プロジェクト一本でお客さんを集める、顧客を集めるだけだと、やはり結構限りある部分だと思っています。担当者も数限られていますし、予算も限られているので、限られた部分での範囲になっていくと思うんですけど、ほかの事業とのタイアップというか、関わりの中で関わり代をつくっていくことによって、ほかの事業で西会津に関わっている方もこの石高プロジェクトに引き込んだり、逆に石高プロジェクトで西会津を知ってもらった方に対してほかの事業にも関わってもらえる、関わり代というのがつくれるんじゃないかななんて思うんですけども、そういった連携体制だったり世界観の庁舎の中での認識の共有というのは、どういうふうに進められていたりしますか。

○議長 荒海議員、もっと簡潔に質問してください。

○荒海正人 石高プロジェクトが持っている世界観というものを、ほかの課だったりほかの事業だったり、役場内でどういうふうに共有されていますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします

まず初めに、町長が答弁の中で答弁していただきましたが、ほかの課の事業、ほかの町の事業との差別化というようなおたしでございましたが、私どものほうではそれは町長の答弁の中では、デジタルを活用して新たな手段として他の事業を連携協力して米の販路拡大につなげていくんですよというようなお話をさせていただきました。実際役場の中では、去年実証事業の6月の補正予算をいただく前に、関係する商工観光課、農林振興課と打合せをして、そのあとは町、町議、企画調整会議の中で8月だったり9月だったりということで、それぞれプロジェクトの推進状況については皆さんに説明して共有を図ってきました。さらに、10月、11月と議員お話しされたように、商工観光課のほうでお米ナイトだったり西会津ナイトだったりということがありましたので、私ども一緒に参加しまして、逆にそこで石高プロジェクトのPRもさせていただいたりもしました。さらに、商工観光課のほうで作成いただいておりますお米ブックだったりそういった冊子なんかにも石高プロジェクトのページを作っていただいて差し込んでいただいたり、とにかくいろんな事業と組み合わせて、要するに町のお米が売れば、また町の米の売り先が広がればいいわけですので、積極的に連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 これまでの事業で行われた、先ほども御答弁いただきました西会津ナイトだったり、あとインターネット上で交流するサイト、交流する、何ていうんでしょうね、機会というか、コミュニティというかをつくられているわけですけども、そういった内容

も見ると本当にいろんな方が関わってもありますし、あとは、中には名立たる経営者だったりとか、あとは学者の方だったり、社会に対してかなり影響力を持っている方もこの石高プロジェクトを通じて西会津を知ってもらっていたりもします。こういった部分を、やはり石高プロジェクトだけで完結してしまうのはやっぱりもったいないという部分でもありますんで、ぜひほかと連携もしていただきたいと思いますし、ほかの事業にとっても結構関わるメリットがあると思いますんで、商工関係だったり農林部門だったり、教育もそうですし福祉関係もそうなのかもしれないですけど、世界観を軸とするとどういう切り口でも結構関われる事業だと思いますんで、相互に本当に連携しながら、誘い、誘われ、誘い合い、何かそういった環境で相乗効果を生んでいていただきたいと思います。

最後に、財源確保についてお尋ねします。

先ほど答弁の中にも、一番最初町長に御答弁いただきましたけれども、今後も財源確保について、財源確保に努めていくということでありました。今後、民間の事業者、起業した事業者とも連携しながらの話になりますんで、収益的にかなり収益事業として一本立ちできるのであればそういった事業者が中心となっていくというのが一番理想なんだろうと思うんですが、やはり地域との関わりだったり、ただお米を売り買いじゃなくてやっぱり関係性をつくっていくという中では、事業を育てていくという考え方も結構重要だなと思っています。要は、中長期的に事業を見立てていかなきゃいけないかなと思っています、という部分で、特に直近、短期的な部分においては、特に必要経費の部分、サイトの使用料等の必要な経費については、やはり町が引き続き見ていただいて、より効果を上げられる部分に関しては民間でどんどんどんどん掘り下げていっていただくというような役割分担も必要なんじゃないかななんて思うんですが、その辺りの予算の使い方であったりというのは考えていらっしゃいますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 今後のそういったランニングコスト等に含めましての考え方につきましてでございますが、町といたしましてはこのシステム、全く新しい仕組みで始まったわけでございます。先ほど来申し上げましたとおり、そういう民間の受皿会社が立ち上がって、そして民間の感覚だったり考え方だったり、そういった部分でどんどん進めていっていただけたらなというふうに思っておりますし、そういった部分でありますとやっぱりクラウドファンディングの活用だったり、あとはそういう関係企業との連携だったり、そんなことも出てくるのかななんていうふうに期待はしているところでございます。

一方で、議員申されましたようなサーバーだったり、そういう電子決済のシステム料だったり、どうしても出てくるようなランニングコストの部分がございます。こういった部分につきましては、実は今年度の補助事業の部分でも補助事業の対象外になってしまうことになっておりますので、もう既に今年度からそういった経費をどうやってやっていこうかというようなことを考えながら行くのが実証事業2年目の必須になっておりますので、しっかりと検討はしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、新しい仕組みだからこそ新しいそういった費用負担といたしますか、そういったことも活用できるのかなというふうに期待しておりますので、今年度の中でしっかり検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長　　6番、荒海正人君。

○荒海正人　　お金の切れ目が事業の切れ目にならないと思いますが、やはりお金の部分を見ていくということも、やはりこれから事業をより発展していくという部分では本当に大事な部分だと思っています。本当に先ほども申し上げましたが、理想としては、やはりこういった石高プロジェクトモデルによって町内の農家の方がお米の販路を確保できる、また、いろんなつながりが生まれて、西会津の関係人口、交流人口が増えるということが一番理想だと思いますので、やはり新しく始まった事業でもありますし、それが単に新しいというわけではなくて、これからの時代に本当にマッチした事業でもあると思いますので、引き続き町を挙げてこの事業を育てていっていただきたいなというふうに願ひまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長　　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめて延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（14時58分）

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

令和6年6月11日（火）

開 議 10時00分
延 会 14時02分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 英 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第5号）

令和6年6月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務常任委員会）

（経済常任委員会）

（議会活性化特別委員会）

（ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例 調査特別委員会）

（一般質問順序）

1. 三留 正義 2. 猪俣 常三 3. 青木 照夫

○議長 おはようございます。

令和6年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は、順次質問席に着き、発言を求めてください。

9番、三留正義君。

○三留正義 議場の皆さん、おはようございます。

今般は一問、一般質問の通告をしておりますので、通告に従い、質問してまいりたいと思います。

質問に入るに先立ち、昨今の日照り、農家の方は、除草作業、水がなくて大変苦慮している方も多いかと思います。できるだけ早く入梅になってほしいなと思っています。願うばかりでありますけれども。

それでは、通告してある質問をしたいと思います。

安全対策についてということで9番、三留正義、通告しておりますので、質問内容について質問します。

1番、町総合計画の後期計画の中で、安全対策について謳われていますが、最近のテレビなどの報道ですね、事件報道などから、これからの山間・高齢者地域の防犯・安全対策について、これからどのように「こちよく暮らせる」環境をつくるのか、お伺いします。

二つ目です。これも愛媛県新居浜市でしたか、カーブミラーの事件がテレビでビデオ放送になりましたね。それに基づいて質問します。

カーブミラーの設置についてです。

一つはカーブミラーが設置されるまでの要領を伺います。

二つ目、カーブミラー設置の工事基準(安全性)について伺います。

三つ目、所有者は誰で、管理は合理的になされているかを伺います。

以上の、以上が質問内容になります。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 9番、三留正義議員の安全対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の防犯安全対策についてであります。町総合計画では、事件事故のない明るいまちづくりの実現には、地域住民一人一人が「地域の安全は地域で守る」という自主防犯・安全意識を持つことが必要なことから、幅広い世代に対して関係機関と連携しながら、防犯に対する啓発活動を繰り返し実施し、町民の防犯・安全意識の高揚を図り、犯罪被害の未然防止に努めることとしております。

このため町では、町防犯協会が中心となり地域安全の確保のため、防犯パトロールをはじめ、防犯教室や年末年始の街頭啓発活動など、各種地域安全活動により、地域における安全で住みよい町づくりを推進しております。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、共助による見守り力には限界があり、また、犯罪はどこでも起こり得る可能性があり、さらに高齢者を狙った詐欺なども巧妙化

していることから、地域の安全・安心への不安が高まっていると認識しております。

このため、従来から行っている普及啓発活動に加えて、犯罪を未然に防ぐためにできる具体的な対策について、警察や町防犯協会と今後協議を進め、防犯対策の強化を図り安心して心地よく暮らせる環境づくりを推進してまいります。

次に、カーブミラーの設置についての御質問にお答えいたします。

カーブミラーは、見通しの悪い交差点や、急カーブなどにおける事故を防ぐために、道路反射鏡設置指針に基づき、道路を新設または改良する際に道路管理者が設置するものがあります。

また、道路管理者が設置するもの以外に、町では地区の要望に基づき町交通安全協会に町が資材を提供して設置するものがあります。

カーブミラーの設置に当たっては、設置基準に基づき安全性を確保し、設置後の管理については、交通安全運動期間中に町交通安全協会による点検を依頼しており、異常が確認された場合には、町に情報をいただき、道路管理者が設置したものについては、道路管理者がその対応に当たり、町交通安全協会に依頼して設置したものについては、町交通安全協会に修復資材などを提供して対応いただいているところであります。

なお、設置主体が不明なものや修復作業に重機の使用を必要とするものなど、町交通安全協会が対応が困難なものについては、町が対応するとともに、物理的に対応が困難な場所については、カーブミラーに替えて、注意喚起の看板設置や路面標示などにより注意を促すよう対策を講じているところであります。

町としましては、引き続き町交通安全協会と連携を図りながら、交通安全施設の適切な管理に努め、地域の安全を確保してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 答弁いただきました。それではですね、何点か質問していきたいと思います。

質問に入るに先立ちまして、ベースにですね、町の総合計画、この基本計画に沿いながら、内容についてちょっと話していきたいと思います。

それで 78 ページ、消防防災安全対策というところで、今回の事件からお話を導き出しているということで、そこに表が、犯罪件数というのが令和 3 年までかな、ありますが、直近のものがお分かりであれば、まずそれをお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは町内における犯罪件数についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられた町、総合計画にございます過去の犯罪件数におきまして、平成 30 年が 10 件。令和元年が 12 件と 2 桁台となっておりますが、平成、失礼しました、令和 2 年には 4 件、令和 3 年には 6 件、ここまでの計画に載っている数字でございます。直近で令和 4 年の件数と 5 年の件数を申し上げますと、ともに 6 件という犯罪件数を記録したところでございます。

なお犯罪の内容につきましては令和 4 年、5 年については軽犯罪などが主なものということで把握してございます。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 軽犯罪は現在もあるんだということは分かりました。

それですね、質問の趣旨、骨格のほうに入っていきたいと思いますが、今回最初の1番にお話ししたのは、皆さんもテレビ、報道で記憶に新しいと思いますが、一軒家でしたかね、ポツンと一軒家とかタイトルに見出しになっていましたが、山間部、高齢者地域、目撃する隣家がない、隣家まで遠い、隣の家まで遠いというような環境の中で発生しているという、こういった状況が同一の犯行をした人が3か所かな、そういったことで同じような環境の中で行ってきた。

この状況というのは、我が町ではどの集落、ちょっと奥に入ると皆さん、どこでも共通したような環境になっているのかな。我が町だけで防犯ということは確かに課長の答弁のように警察、そういった専門機関の方たちと協議をしながらやらなくちゃいけない。それも当然だと思って聞いてました。しかしながらその地域性で抑制できるそういった総合計画の中でこれ見ていくと、実施計画の中でも、防犯というのは計画での数字、金額的ベースで数字で事業をこうするというのは、先ほどちょっと実施計画のほう改めたんですが、具体的な町のビジョンとして描きというものは、はっきりとしたものは上がっていないと見受けられましたが、これからですね、さっき見せ、これ冊子に2025年までということで、今後のことを考えていました。代掻きやりながら、うちの町がこういった環境にあるのであれば、町の防犯を考える総合計画上をですね、今回は総合計画全体じゃなくて取りあえずこの問題の部分を取り取ってみましたけれど、やはり圧倒的な高齢者地区、そして環境がそういった空き家が多いだとか、目撃だとか、なかなかね、ほかの人から死角になってしまう集落、そういったことが当たり前のようにうちの町はあるんじゃないのか。そういった環境の中で、どういった抑制していく方法が考えられるか。そういったことが今後の方針というかね、今後に向けて何点か、要素として考えられる部分があればですね、検討材料があれば、ちょっとお話ししたいと思っています。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それでは町内の防犯に対する考え方についてお答えいたしたいと思えます。議員がおっしゃるように少子高齢化が進む本町において、見守る力がどんどん低下してきているとそういった中で、本町の特殊な条件下において集落が点在していてしかも高齢化が進み、なかなか相互の協力なども希薄化していたり、力が弱くなってきているというところでございます。

それをこれから将来どういった対策で、対策を講じて、安心安全な町づくりを進めていくかといったところでは、やはり今ある組織、防犯協会や警察機関などと連携しながら見守る目をできる限りそういった協力をいただいて、維持していく。そういった活動を継続していくという一つと、あとさらに防犯対策についても、日々様々な防犯対策のシステムなどが構築されております。デジタルを使った防犯に対応できるような見守りのシステムなども民間事業者では開発が進んでおりますので、そういった力も利用しながら高齢、こういった過疎地域の見守る目をどんどん増やしていくようなことも、今後考えられるのかなというふうに感じているところでございます。

そういった双方を充実させながら、できる限り見守る目を維持し、維持強化していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義　見守る目。その周辺の環境のね、再構築、そういったこともあるんだということでは分かりました。その部分は。

ただね、さっきポツンと一軒家の話しましたが、実は私の近所というか町の中、野沢町内ていうのかな。そこでもですね、実はこれは軽犯罪になるんでしょうけれど、ごみをですね夜間、塀に置いていたり、特定の場所に周回的にですかね。そこのお宅の方はもう我慢できなくてカメラを設置してみたとかね。そういった話が最近多数聞かれます。

そういった具体策を生活している居住している人が、自己防衛という形でですかね、今は皆さん取り組もうとしています。そういう方は経済的にもね、そういった自分を守ることができるだけの資力がある。ただ、今後考えなくちゃいけないのは、今日、今回の一般質問でもかなり出ましたけれど、バスの話から、高齢化、これ本当にもうちょっとぐっと具体的な総合計画の中でも舵切りしていかないといけないくらい、高齢化を逆に新次元っていうお話をされた、さっきの議員も言いましたが、新次元の取組として、本当にこれ考えていかないと、まだ歩けたり、お金を使えたりするうちはいいんですが、その近所隣も助けを求めても行こうにも行けない。そういった環境になりつつ、全域的になりつつあるのかな。

だからいろいろな方策、考え方はあるんでしょうが、考え方の一つ、将来的な考え方の素材の一つとしては、やはりそういう経済的弱者もいらっしゃる。そしてその方は自分で守るといってもなかなか容易にならない。そういったところまでやはり町の防犯行政、後で考えますっていうのはね、ちょっとなかなか許されないのかなと。であればやはり次期の西会津町の大きな計画の中では、やはりうちの町の現状をしっかりと踏まえた、発展させるものは発展させるとかね、そういったことも踏まえながらやっぱり現実に立脚しながら、そこは大切な部分になってくるのかなと私は見えています。

ですからカメラという例を出しましたけれども、これも一応考えていく材料の一つにはならないのか、具体的な何をするっていうことではないんですが、カメラやそういったものの、機材システムも検討の材料の一つには、なるのかならないのかお伺いします。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長　それでは御質問にお答えいたします。

まずは防犯対策、御自身で自御身の命ですとか、財産を守るためにやっていただくという基本的な部分、戸締まりですとか、また戸締まりをサポートする補助的な鍵を付けていただいたりとか、住宅周りにセンサーライトを付けたり、簡易なカメラですね。ちょっとした来訪者の記録を取れるような簡易なカメラを付けるなどといった、御自身で今すぐにでも取り組めるような対策については、ぜひとも安全を担保する意味で、町民の皆さん一人一人が取り組んでいただきたいなというふうに考えているところでございます。

また議員がおっしゃる地域を守る行政としての立場として、守る考え方の中で町民広く安全安心な町を築くためのその方策として、カメラ、それは高精度なカメラで、記録などをしっかりと取れて、その記録についても、しっかりと管理できるような防犯カメラといったものについての検討については必要なことなのかなというふうに感じております。ただ町内、やはり集落が点在して、そういった設備投資にも様々な費用がかかります。設置に係る費用やまたランニングコストなども相当額かかるということで、他の地域で導入し

た例なども調査しております。そういったことも踏まえながら町で取り組める対策がどういったものがあるかというところは、関係機関、団体と協議しながら前に進めていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 検討の素材の中、検討材料の中には入ってくるかもしれないっていうかね。入るだろうというような温度だと思いますけれども、確かにね、ケーブルテレビがうちの町にはありますけれど、記録画像を保存するのにどっかの高価なサーバーと契約しなくちゃいけないだとかね。保存するために。そういったことはいきなり考える云々っていうのは、この場では適さないと思いますけれども、ただ、やはり視点とすれば、守ってあげたいという、やっぱりそういう行政から見てそういった方向での考え方は捨てないで、きちんとその路線は維持しながら考えていただきたいなと考えています。

ましてデジタル何とかとかって昨今ね、いろいろ言われています。デジタルはイコールお金がかかる。これも私は承知しているつもりです。ですから今すぐ、先ほど言ったようにここで要求するとかそういうことは私も言いませんが、ぜひ検討していける。そういうスタンスはきちんと町の中で持っていただきたい。それが私の心ならずも願いではあるんですが、そういった視点は失わず、事業展開をしていくというそういう心づもりでいらっしゃるということで、返していいのか、もう一度だけお願いします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではお答えいたします。

昨今の犯罪が広域化、また巧妙化しているといった現状も踏まえまして、町として先ほど議員がおっしゃるような対策について視点をしっかりと持ちながら、関係団体と一緒に連携しながら協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 考え方、スタンス、そういったものは分かりました。

それではですね、カーブミラーの話をですね、したいと思います。

カーブミラーについては先ほどの答弁では2種類に分けたのかな。町が設置したものと、交通安全協会に頼んで、要望があったところに設置したというような色分けでお話をされたのかなと聞いていました。しかしながら聞いていましたが、最終的に道路管理者がその対応に当たり、町交通安全協会に依頼してということが、くだりの中でありました。ということは委任、委任で交通会は受任しているという解釈でよろしいのか、お伺いします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではカーブミラーの御質問にお答えいたします。

カーブミラーの設置につきましては議員がおっしゃるように、二つに分けて御説明を差し上げました。町が道路の設備として道路管理者が設置するものと、それ以外のものといったところがございます。不具合が生じたような場合につきましては、そういった不具合を町のほうに御連絡いただければ、それについて先ほど言いました町が設置したものを、道路管理者として設置したものの、またそれ以外のものということで道路管理者のものについては町の建設水道課が、責任を持って対応する。またそれ以外のものについては、その対応、町民税務課がその修復、こういった修復ができるのかという、こういった修復が必

要なのかと言ったところで軽易なものについては交通安全協会と相談をしながら、例えば交通安全協会の方にそういった修理ができる方、その修繕が必要な箇所の状況を把握しながら、それができる方がもしいらっしゃれば、交通安全協会に依頼をしてそういった補修材料をお渡ししながら修繕をしていただくといった意味で、先ほど答弁を申し上げましたので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 二つに分けてそういうことで、一応確認ですが、説明の中ではっきりぱっと受け取れなかったんですが、受任と委任ということで私言いましたけれど、道路図面上に残っているものと交通会さんで後から後付けしてその要望で建てていいよって、進めてきた慣習的な経緯、そういった中でいずれにしても、最終的に問われれば所有者は、西会津町ということでよろしいのかお伺いします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 カーブミラーの所有者についての御質問ということでございます。

カーブミラー全てにおいて、町道路管理者が設置したもの。またそれ以外のものでありましても、資材を交通安全協会にお渡しして、設置いただいている町の予算を使って設置していただいているといったところでは、カーブミラー設備は全て町の責任で設置しているものというふうに理解をしております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私の理解が妥当だということで確認できました。

それですね、ちょっとね、酷な私の話なんですけど、新居浜市を例にすれば、市の反省点として、全件点検するみたいな話がね、記事として記事として載っていました。うちのほうで具体的にそれほどどうだというのは今までね、ないとは思いますが。ただ、今後交通会さんに見てもらおうというくだりもありましたけれども、一定の期間、何年かに1回はカーブミラーの一覧表みたいなのをやっぱり整備して確認して、その確認した翌年以降からまた交通会さんが何年か確認して定期的にまた、テコ入れというか、現実確認をしてというような作業も、今後は考えていかなければならない社会的な時期に来ているんじゃないかなと思ったので、そういった考え方ができるのかできないのか、お伺いします。

○議長 町民税務課長、渡部英二君。

○町民税務課長 それではお答えいたします。

先ほどの御質問の中でカーブミラーの設置管理に関わる所有者責任についてでありますけど、ちょっと言葉足らずなところがございまして、町が管理する町道をイメージしてお答えを差し上げました。町の中には県道・国道がございまして、そういった施設、道路、道路、に設置されているものについては、町の管理下から外されるということで御理解をいただきたいと思います。

今ほどの御質問でございますけれども、間違いなく町が責任を持って管理すべき施設、設備でございますので、その点検に当たっては、今現在町の交通安全協会に春先、雪解けを待ってそれぞれ点検をしていただいているところでございますけれども、設置後にやはり老朽化して、なかなか交通安全協会の方が判断に苦慮するという設備もございます。そういったところも踏まえて、議員がおっしゃるように、やはり何か事故が起きてからでは

やはり遅い対応となってしまいますので、点検などについてこれ今後こういった対策が取れるのかということも含めて、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　交通安全協会さんですね、漏れなくこれも一番最初に話題に出した高齢化、こういったことからいきますと、やはり毎年安全点検やったりしますよね。そこから落下、滑落じゃないですけど、いろいろなことも考えられてくる。本当にこの町の抜本的に考えなくちゃいけないところが、もう足元に来ている。その中で社会的に整理しなさいよっていうちょうどきっかけが出たところで、やはりリスト化する。そして軽微な点検は、通年のね、通常点検、不具合がなさそうだと、ありそうだと。中には特殊なね、加工というか特殊な設置をしているところも見受けられるようですし、そういったことも今後やはり一定の基準を持ってその基準から批准して、定期的に町は管理してるんだという、きちんとした合理性の中で、やっぱり管理していかなければならないのかな。誰かに聞かれて、んって詰まるような今までの慣習だと言え、それはそれなんです、それでまかり通りにくくなっている現代社会。やはり細かいところまで、ちゃんとやってるのっていうようなね、そういった時代になってきているようなので、やはりそういった社会的な適応をきちんとしていけるような考え方、それをもってして取り組んでいただきたいと思います。

それでカーブミラーは大体分かりました。課長のお話で。

そして先ほど来ずっとちょっとごちゃごちゃ言っている、町の全体の考え方、今回はこの二つの部分だけを切り出しましたが、冒頭に申しあげました町の大きな計画、総合計画の中で、やはり今まで以上に舵切りを強くしなくちゃいけない。高齢者環境についていろいろなものがあると思うんですが、異次元のね、高齢者対策、もしくは福祉対策やそういったことも考えていかなければならないのかなと。今までのような進展開発そういったイメージの計画、確かに力強い計画、それは必要なんでしょうけれども、やはりもう私ももう還暦になりますけれども、待ってくれない。時間だけは待ってくれない。そういった中で、この町に現実にはみんな生きています、町がどういうふうな計画で導いてくれるのか、やっぱそういったところをやはり意識的に、高齢化社会にある程度適応する、そういった視点を持ちながら考えていかなければいけない時期に来たんじゃないのか、それに組んでほしいなと心ならずも思っているんですが、総合計画次期に向けて、そういったことも考える要素の一つにはなり得るのか、お伺いしたいと思います。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　ただいまの今後の町の総合計画についての考え方についてでありますけれども、確かに超高齢化時代に向けて、いわゆる様々な現実と、それから将来に向けての課題というのは、これいろんな課題が御指摘のとおりこれから考えられることでありますので、そういう今後に向けては、超高齢化時代に向けての対策、これをしっかり検討しながらですね、総合計画の策定には当たってまいりたいなと、そんなふうに思っております。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　町長から計画の指針ということで伺いました。これもですね、いずれ財務、財政規律、そういったものが根底にベースにきちんと健全なものがね、要求されてくる。

そこには行政サービスがさらに搾り取られるとか、要求される。これがもう目前になってきている。これは私もやっとね4期目になって、おぼろげに分かるようになってきましたけれども、その中で皆さん苦しんでるのは分かります。しかし、やはり高齢化は避けて通れない。そういった中を町でね、今町長が言ったように、そういったプログラムにきちんと結びついていけるような形であってほしいと願っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10 番、猪俣常三です。

最近の報道によりますと、2050 年には1人世帯の高齢者になるのではないかとされています。人口減少の歯止めがかからない今日、それぞれの自治体において、対策の成果を期待しているにもかかわらず、苦慮されております。この難題の克服に取り組んでいかなければなりません。

今時の一般質問を通告しておりますので、順次質問してまいりたいと思います。

それでは、地域医療についてであります。地域によっては医療施設まで距離が遠く、また交通の手段の乗り合わせにおいても、十分とは言えない中、十分医療受けにくく、将来への不安を抱いておる町民のために、次の点について伺ってまいりたいと思います。

一つ、本町において、診療所体制が整っておりますが、さらに医療機器を搭載した移動診療車を運用することにより、定期的に診療を受けたい方の家を巡回して、得たデータを診療所に送信することによって、医師の判断を求めて健康管理の向上につながるためのシステム構築が考えられる。町の所見を伺いたいと思います。

二つ目、後期高齢者が増える傾向にある中、受診者の利便性を高めるオンライン診療の導入も考えられるところでありますので、町の見解を伺いたいと思います。

次に、障害者福祉についてであります。制度では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、法律の理念が示されております。障害のあるなしにかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らせることのできる調整社会の実現に向け、障害者、障害児を支援することが大事であります。

そこで令和6年の4月から「障害者総合支援法」が施行されました。町が策定した「第7期西会津障害福祉計画」及び「第3期西会津障害児福祉計画」の中で、成果目標を設定して、サービス必要量の見込みを推定していることから、次の点について伺います。

一つ、障害のある方の生活基盤の強化を具体的にどのようにするのか、町の考えを伺うものであります。

二つ、社会参加と自己実現への支援についての町の考えを伺うものであります。

3. 障害者のある子供の成長支援について、町の対応を伺うものであります。

次に、農業振興についてであります。国では、地方において集落が農業の将来に向けて続けられるように、地域計画を策定することを義務化されたので伺うものであります。

それでは大きなテーマといたしまして、地域計画についてであります。今まで行ってきた、人・農地プランが地域計画に変わることから、次の点を伺います。

一つ、今年度中に地域計画を策定することとなりますが、現在の進捗状況はどうなっているのか、伺います。

二つ目、現在、自治区等において目標地図を作成中であります。主に取りまとめている方が作成に苦慮されておりますことであるが、また、現在耕作されている方、特に中小規模農家も将来の見通しが不透明で不安を抱いております。町はどのように受け止めているのか伺います。

○議長 猪俣議員、申し上げます。

地域計（１）のまたちょっとよ。また、計画に位置づけられると読んでなかったと思いますけれども。

○猪俣常三 原稿が違ったか。

○議長 （１）をもう一回ですね。（１）もう一回読んで。

○猪俣常三 ２番。（１）今年度中に地域計画を策定されることとなるが、現在の進捗状況は。

○議長 その下、また。

いいかな。

○猪俣常三 原稿が違ったか。

再度、質問いたします。

（１）今年度中に地域計画が策定されることとなりますが、現在の進捗状況は。また計画に位置づけられた担い手農家には、今後どのようなメリットがあるのか伺いたいと思います。

（２）現在、各自治区等において目標地図を作成中でありますが、主に取りまとめている方が作成に苦慮されていることであるが、また現在耕作されている方も、特に中小規模農家も含めましてのことです。将来の見通しが不透明で不安を抱いております。町はどのように受け止めているのか伺います。

三つ目、地域計画と農業公社との関わりはどのようなものなのかを伺いたいと思います。

二つ、持続可能な農業についてであります。

持続可能な農業と言われておりますが、現在の農家の経営状態は、農業資材の物価高騰や、後継者、就農人材の確保など課題が山積しております。農家、特に中小規模農家に対しての支援など、町の考えを伺いたいと思います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 １０番、猪俣常三議員の地域医療についての御質問にお答えします。

初めに、１点目の移動診療車の運用についてお答えします。

御質問にあります。医師が同乗しないタイプの移動診療車は、一般的にワゴン車をベースに改造し、診察ベッドや診療用のパソコン及びモニター、車載用の超音波診断装置や心電計などの医療機器を搭載した車両であると認識しております。

医療現場においては、その車両に看護師が乗車して患者の自宅等を訪問し、車内でインターネット回線を通じて医師が遠隔で診療を行うものであります。

現在、

○議長 暫時休憩といたします。（１０時４９分）

○議長 再開します。（１０時５１分）

○健康増進課長 医療現場においては、その車両に看護師が乗車して患者の自宅等を訪問し、車内でインターネット回線を通じて医師が遠隔で診療を行うものであります。

現在、西会津診療所におきましては、受診が困難な患者に対して、常勤の医師と看護師が患者の状況に合わせて、往診や訪問診療、訪問看護といった方法で自宅等を直接訪問して診療し、必要に応じて、可搬式の超音波診断装置等の医療機器も持参するなど、きめ細かな対応を取っているところであります。

お質しの移動診療所につきましては、患者の通院負担の軽減や、医師が診療所にいながら診察できるといったメリットがある一方で、車両の整備や維持管理に多額の経費を要するほか、高速で安定したインターネット通信環境が必要であるという課題もあることから、福島県内においては、導入されている事例がまだありません。

町といたしましては、現在、移動診療車を導入する考えは持っておりませんが、町民がより安心できる地域医療を提供するため、今後とも、最新の医療システム等について調査研究に努めてまいっている考えであります。

次に、2点目のオンライン診療の導入についてお答えします。

本年3月議会定例会の一般質問において、11番青木照夫議員にもお答えしたとおり、オンライン診療は、遠隔地の患者の診察が可能であり、通院にかかる患者や家族の負担軽減につながるというメリットがある一方で、治療に必要な検査や処置ができない上、診察できる疾患に限りがあるなど、制度上の課題もあります。

現在、西会津診療所においては、1点目でお答えしたとおり、在宅の患者に対してもきめ細かな対応を取っているところであり、また、群岡診療所や奥川診療所を開設して出張診療を行い、町民の受診にかかる負担軽減に努めているところであります。

さらに、訪問看護においては、看護師がタブレット端末を患者の自宅に持参し、タブレットの画面越しにリアルタイムで医師が患者の状況を確認し、問診や看護師への指示を行うなどの対応を取っているところであります。

町といたしましては、昨年度、診療所へ電子カルテシステムを導入するなど、医療分野のデジタル化を推進しているところであります。

お質しのオンライン診療につきましても、医師の診療方針や、住民ニーズなどを総合的に勘案し、導入が可能な部分から計画的に判断してまいっている考えであります。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 10番、猪俣常三議員、障害者福祉についての御質問にお答えいたします。

町では、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期西会津町障害福祉計画・第3期西会津町障害児福祉計画」と、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「第6期西会津町障害者計画」により、誰もが安心して、生きがいを持って生涯暮らし続けられる町づくりに取り組んでおります。

1点目の、障害のある方の生活基盤の強化についてであります。相談支援体制の充実や必要とする障害福祉サービスが受けられる体制の整備、経済的支援や就労支援など、切れ目なく提供できる体制づくりが重要であると考えております。

まず、相談支援体制の充実につきましては、障害のある方が安心して暮らすためには、必要な福祉サービスを適切に選択し利用することや、日常生活上の困り事を解決するため

の支援が必要となります。町では、福祉介護課に相談窓口を設けているほか、相談支援事業業務全般を社会福祉法人にしあい福祉会「障害者相談事業所にしあいづ」に委託し、本人や家族などが安心して相談できる体制を整えており、課題が生じた場合には関係機関と連携し、解決に努めております。

次に、障害福祉サービスの提供体制の整備につきましては、どなたでも必要に応じてサービスが利用できるように、事業所・市町村間の連携強化や、利用者へのサービス内容及び提供事業所等の周知に努めております。

続いて、経済的な支援につきましては、国や県の制度に基づき、各種手当や医療費の助成を行っており、対象となる方が適切に各種手当等を受給できるように、制度の周知と必要な利用支援に努めております。

さらに、障害のある方の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、さらなる生活基盤の強化を図るために、地域全体で障害のある方の居住を支援する「地域生活支援拠点」の整備を進めております。「地域生活支援拠点」は地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるように「相談」「緊急時の対応・受入れ」「体験の機会や場所の提供」「専門的人材の確保と養成」「地域の体制づくり」の五つの機能を地域の実情に応じ、市町村または各圏域内で整備するもので、現在町では、近隣市町村との共同整備に向け調整を進めております。

今後につきましても、障害のある方が可能な限り希望する場所で安心して生活できるように体制の整備に努めてまいります。

2点目の社会参加と自己実現への支援についてであります。就労は障害のある方の自立した生活の基盤になるとともに、生きがいや社会参加にもつながることから、町では関係機関と連携し、就労支援に取り組んでおります。

具体的には、就労に必要な知識や技能の習得を目的とした「就労継続支援」などのサービス提供や西会津町授産場への事業補、助障害のある方の就業面や生活面の相談支援を行う「障害者就業・生活支援センター」やハローワーク、特別支援学校などの関係機関との連携により、本人の希望する働き方が実現するよう支援に努めております。

3点目の障害のある子供の成長支援についてであります。障害のあるお子さんの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援と、本人の特性に合った指導が重要であります。

町では、子育て支援センターが拠点となり、こども園や学校、家庭教育相談室と日常的に連携を図り、必要に応じ児童相談所や医療機関など専門機関の協力を得ながら、支援を必要とするお子さんの早期把握に努め、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、専門的な療育支援が受けられる体制づくりに取り組んでおります。

また、障害などにより、医療的なケアを必要とするお子さんへの対応として、専門的な知識や見識を持つ「医療的ケア児コーディネーター」を配置し、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関が、包括的に支援を行う体制の整備に向け調整を進めているところであります。

町といたしましては、引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら、誰もが共に支え合

い、自分らしく生きがいを持って暮らしていける地域社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解願います。

申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

答弁書のその1の答弁の3行目ですが町では、令和6年度から令和8年度までと申し上げるところを、令和5年度からと申し上げてしまいましたので、修正をしておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10番、猪俣常三議員の御質問のうち、農業振興についてお答えいたします。

まず、地域計画についてであります。人口減少や高齢化の進展、担い手の減少や遊休農地の増加を背景に、国では、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正し、従来の「人・農地プラン」を法定化し、全ての農用地等の区域を対象に、今年度末までに、地域計画を策定・公表することが義務づけられたところであります。

端的に申し上げますと、地域計画は目指すべき将来の地域農業や農地利用の姿を明確化するものであり、本町では、野沢・尾野本・群岡・新郷・奥川の5地区の計画を策定いたします。

まず1点目の現在の進捗状況であります。本年1月下旬から、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川の地区ごとに、自治区長及び担い手の皆さんを対象にした地域計画策定説明会を開催したほか、開催要請のあった延べ22自治区等の集会所などで説明会を開催し、各自治区における自主的な話合いや、農用地利用の確認作業を経て2月22日からは、大字等の単位での「協議の場」を5月末まで延べ17地区で開催したところであります。

この「協議の場」では、ワークショップ形式で、地域の現状や課題、将来の農業や農用地利用の在り方についての話合いのほか、自治区間の調整、目標地図の作成作業を行っているところであります。

今後は、この協議の場での話合いの結果を基に、9月までに地域計画素案を取りまとめるスケジュールで策定作業を進め、来年2月に計画を策定・公表する予定であります。

次に、計画に位置づけられた担い手農家のメリットであります。具体的には地域計画の実現に向けて、担い手農家が経営規模拡大を行う場合、補助金などの支援制度を活用できるといったメリットがあるほか、農地の集約化等により、農作業の省力化やコスト削減等の効果が期待されています。

2点目の自治区における作成作業の苦慮と、将来見通しへの不安についてであります。地域計画には、集落の課題や将来の在り方、農用地利用の状況などについて盛り込む必要があることから、自治区の代表である自治区長の皆さんに、その取りまとめをお願いしているところであります。

町では、自治区長の皆さんに円滑に取りまとめ作業を行っていただけるように、開催要請のあった22の自治区等を訪問し、集会所等で説明会を開催するなど、丁寧な対応に努めてきたところであり、今後も自治区の要望等を踏まえ、負担軽減に配慮してまいります。

次に、農家の将来見通しの不安について、町はどのように受け止めているのかの御質問であります。集落において自治区長を中心に話合いを行い、地域農業や農地利用につい

て考えていくことは重要であり、農地を守り、また遊休農地の発生を防ぎ、農業の活性化を図っていくためには、こうした話合いの場こそが極めて重要であると認識をしております。

自治区によっては、担い手が少ないところもありますが、地域農業の将来見通しについて関係者が話合いを重ね、今後の耕作予定者や農地保全等について、地域計画としてまとめることにより、農家の皆さんの不安解消が図られていくものと考えております。

次に3点目の地域計画と農業公社の関わりについてであります。現在実施しております「協議の場」に農業公社も参画し、話合いを行っているほか、農地保全に関する取組の説明や、自治区からの相談にも応じており、町では農業公社や関係機関との連携の下、地域計画の策定作業を進めているところであります。

次に、持続可能な農業についての農家支援の御質問にお答えいたします。

近年の肥料や農薬、燃油等の農業用資材の価格高騰が農業経営に及ぼす影響は小さくなく、また後継者確保対策についても、本町のみならず全国的にも大きな課題となっております。こうした中、町ではこれまで、令和4年度、令和5年度に燃油価格及び肥料・農薬の農業生産資材費の上昇率を踏まえ10アール当たり3,000円の農家支援を行ったほか、農業用用水施設に係る電気料金高騰に対する支援を同じく2年連続で実施し、農家負担の軽減を図ったところであります。また、農業後継者の確保においては、新規就農者育成総合対策事業や町独自の新規就農者あんしんサポート事業補助金により、新規就農者の支援を行っているところであります。

しかしながら、本町のような中山間地における農業は、人口減少や高齢化による担い手の減少、遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大など、困難な課題が山積し、これは中小規模農家のみならず、町農業全体の課題であると認識をしております。

町では、このような農業分野における様々な課題の解決に向け、また、農業者が安心して農業に取り組めるよう、持続可能な町農業を実現することを目的に、昨年9月に農業公社を設立し、町の農業振興及び農家支援体制を一層強化したところであります。

町といたしましては、引き続き農業が抱える課題を克服し、持続可能な農業を実現するため、町農林業振興アクションプランに基づき、戦略に掲げた重点事業を軸に、「米」「ミネラル野菜」「菌床キノコ」の振興を三本柱として、町農業公社や担い手等と連携し、各種事業に取り組んでまいりますので、御理解願います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の町の御答弁をいただきました。

順次、質問の内容に従って再質問をさせていただきたいと思います。

まず、地域医療についての考え方でございますけれども、今のところは移動診療車については、今考えてないということでもあります。私としましては、地域が広がるございますので、今後、先ほど申し上げましたとおり、2050年くらいになりますと、1世帯当たり1人の世帯になってしまうというようなことを考えたことを、非常に危機感を感じているわけでもあります。その中で西会津町は、診療所というこの拠点を軸にして、医療体制を整っているわけでもありますけれども、さらに高齢化が進んでまいりますと、通院したくてもなかなか通院できないというようなこともお聞きいたします。それと同時に、かかりたいんだ

けれども、なかなか体が動かないというようなことで、施設に入るまでの状況ではないにしても、それがなかなか体が動かない。そういう観点から、この移動診療車ということをも、西会津町に体制が整っているというようなことを考えての御質問、させていただいております。

その中で、本町において診療所を中心としたその診療体制が大事であるということは、ことであって何うわけであります。このことによって定期的に診療を受けられることができれば、健康増進のことがまず第一番、考えなくちゃいけない。それに進展するっていうことを確信は持てるのではなかろうかということで、私なりのメリットがあると考えております。また病院通院するときにつきましても、病院に行けば待ち時間が長いと。とても患者さんにとっては苦痛だというようなことと、患者さんの負担、心理的な負担というのがあります。また、いろんな負担の軽減にもつながりますので、最も私なりの考えた有効的な移動診療車を活用するという、この手段というのはまずは、再度考えてはいただけないだろうかということで再質問をさせていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長　健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　猪俣常三議員の再質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおりこの移動診療車を導入している地域につきましては、大変地域が高齢化が進んでいたり、地域が広い中で医療環境が整っていないといったところが多いようでございます。それに対して将来ですね、そういったことになるのではないかと議員の危惧される危機感については、そういったことも想定されるという考え方としては町も同様の考え方を持っているところでございます。

他県で導入された事例といたしましては例えばですね、市町村合併で面積がもう 1,000 ヘクタール、1,000 平方キロほどになってしまっているのにもかかわらず、医療体制がしっかりと構築されていない、あるいは医師が退任されて、その診療所が閉鎖になってしまった。また、人口が 5,000 人くらいだけでも、診療所も医師も診療所も一つ、医師が 1 人しかいない、そういった医療体制が逼迫している地域に現在は、移動診療車といった先端の施設設備がですね、国等の施策にのっとって、導入されているようでございます。

西会津町につきましては現在のところはまだそういった逼迫した状況にはなっていないということで、現状では必要だというふうには認識をしておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、高齢化でなかなか通院が困難な高齢者の方もいらっしゃるということにつきましてはですね、高齢者の移動手段につきましては、また福祉と医療との連携の中でさっきの同僚議員の方々の御質問の中でもお答えしたとおりに、そういった通院手段の確保については、また別途検討を進めているところでございます。

また診療所の待ち時間が長い。そういった部分につきましても今、電子カルテシステム等を導入いたしまして、待ち時間の解消等についても努めているところでございます。

議員がおっしゃるとおり様々な高齢化に対しての課題を解決するための有効な手段ではないかと、こういうお考えでございますけれども、もちろんこういった議員が御提案された移動診療車のシステムにつきましても、国もですね、進めている施策でございますので、医療が逼迫した地域については有効な手段であるというふうには認識してございます。

繰り返しになりますが現在のところでは、これも診療行為でございますので、最終的に

は医師が責任を負うものでございまして、医師の判断、そして現在の西会津町の状況を鑑みたときに、今すぐにすね、導入が必要なシステムではないかなというふうには考えておりますけれども、将来の超高齢化への対応をしっかりとしていくということで、先ほど9番、三留議員にも町長がお答えになったとおり、町といたしましては、将来に向けた対策にいたしまして、次期のデジタル戦略、あるいは総合計画の策定の中でしっかりと議論をしていく内容であるというふうには認識をしているところでございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大事なことを御答弁いただきました。

私がもう一つメリット的なことを申し上げれば、プライマリーケアにつながっていくのではなからうかというふうに思っておりますし、この移動診療車っていうところには医師は乗っていません。一旦データそのものが巡回の中で出てすぐ、医師の判断が得られるということでもありますので、そのような御答弁をされている内容の部分もでございます。

地域医療を行うことによって患者さんの心身を総合的に診、そしてあと初期段階でのその健康状況、あるいは把握や一時的な救急処置、また日常的に見られるその病気や軽度の外傷の治療、あるいは訪問診療などを行って、特殊な病症の例については専門医に紹介する役割を担うことができるということになりますと、非常に患者さんにとっては、この西会津地域においては、ありがたい移動診療車のありがたさが見えてくるのではないかと、こんなふうに思っておりますし、ちょっと重なる部分があるかとは思いますが、そういった部分を町も同じような考えで、あるとすればお伺いしたいと思います。

プライマリーケアっていうところについて、お答えいただければと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

よりですね、患者の生活環境に近いところに出向いていって医療を行うことが、患者の心身的な部分も含めてですね、丁寧なケアを行えるのではないかなという趣旨での議員の御提案かというふうに理解しておりますけれども、現在西会津診療所におきましては先ほど申し上げましたとおり、訪問看護や訪問診療、そしてそういったものを通じてですね、通院が困難な患者さんの自宅に赴いて医師が看護師とともに、診療を行うといったきめ細かな対応も取っているところでございます。

また患者の自宅ではありませんけれども、西会津診療所のほかに二つの出張診療所も備えて、できるだけ生活環境に近いところで医療行為を行うといったような体制も取っており、また医師3名、そして看護師によるマンパワーでですね、今はしっかりと地域にお暮らしになる高齢者の医療についてもカバーをしているところでございます。

町といたしましては、現在のこの充実した診療体制をしっかりと維持していくことがまず第一に肝要だというふうに考えておりますし、それがどうしても維持できなくなってきたといったときに、初めてこういった議員が御提案になった最新技術によるその代替手段というものも、検討していく必要があるだろうというふうには考えておりますけれども、将来の備えとして検討はしてまいります。現在のところすぐにこういった技術を用いなければ地域にお暮らしになる高齢者の医療ケアができていないというふうには考えておりません。より一層充実した在宅医療等の対応につきましても、現在の医療体制の

中でできることはしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 特に西会津町におきましても、地域が広くて患者さんにとっては乗り入れ場所や、ここが容易でないなどの不安を聞いてはおりますし、また持ってもおられる方も少なくありません。町内の方であっても不安を感じておられる方がおりますし、いずれにせよ遠い、近いの地域に問わず、快適な移動診療車による医療システムの構築こそ避けては通れないと思いますので、そこら辺のところは十分検討されていくというようなことで、御理解をしております。

そこでさらにこのオンライン診療に対してお尋ねをしたいと思いますが、先ほどの答弁の中でも診療行為はリアルタイムであるというふうに言われておられます。患者さんの不安な気持ちを和らげる利点が利点にもつながりますので、医師が情報通信機器を活用して得られた情報から、また必要な医学的な助言をいただけるということが一番肝要であります。そういった期待ができるということが考えられることから、町はさらにどのようにお考えになっていくか、そこのところだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 オンライン診療に関しての再質問にお答えをいたします。

議員が今ほど御質問の中で、患者の不安を和らげて、あるいは専門的な助言をこのオンラインのシステムを使っていただけるというようなメリットがあるんじゃないか、というようなお話でございましたけれども、確かに厚生労働省がこのオンライン診療の役割ということで掲げている中には、患者がですね、自宅のようなそういったリラックスした環境で診療が受けられるということで不安が和らぐというようなこともう一つ挙げられております。また、遠隔地であっても、専門性の高い医師の助言を受けることが可能であるといったことも、一つの役割として幾つかの役割の中の一つとして挙げられているわけでございます。

では、しかしながらですね、これについてはその課題もございまして、いわゆるオンライン診療というのは医療に関しての知識や、能力だけじゃなくて、オンラインというものを使った、使って何ができるか、何をやっていいのか、何ができないのかというようなことをきちっと学んで身につけていく、いわゆるそのリテラシーとい能力や情報をきちっと身につけるということがまず必要になってくるということがございます。こういったことに対して、国等もですね、それに対してのその教育制度や研修等が十分に整備されていないというのも国自身も反省している、課題として挙げているといったようなことがございまして、そういったのをどういうふうに医療現場の中で身につけていくか、ということがまず一つ。システム自体はお金を出せば導入できますけれども、それをいかに運用、人が運用していくかということをまずしっかりとその体制を取っていかなくてはならないということがまず一つでございます。

それと、場合によっては通信が途切れたりしたときに、あるいは、緊急のときに近くにいないわけですから、そのときの患者への対応をどうするかといったことも一つの大きな課題として挙げられているわけであります。

近くに医師がいれば、すぐに対応できるわけでございますけれども、離れていると、も

しそういったことが起こったときに対応が難しいといったことも課題として挙がっているというようなこともございます。

そして、そういったことがあっても、最終的な責任は医師が負うということもございまして、今のオンライン診療のシステムの中では、結構、導入されている事例はあっても、その運用に関しては、そんなに大したことができないというのが現状でございます。

状態が安定している患者の定期的な状態の確認でありますとか、定期的なお薬をもらっている方へ、お薬の処方を出すといったことが主に導入されている事例のようでございますので、なかなか、現在、診療所で行っている診療行為のどれだけオンラインで代替できるかという部分については、非常に限定的だなというところが現在の状況でございます。

そういった部分を踏まえて、医師の診療方針といたしましても、現在のところはまだまだオンライン診療を導入するところまではいたっていないという見解でございますけれども、先ほどの移動診療車と同様に、技術はどんどん進歩いたしますし、高齢化の問題も年々変わっていくわけでございますので、将来に備えた対策といたしまして、十分な調査・研究をしながら、これからの中長期的な町の計画の中でしっかりと議論をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのような考え方を進めていただければありがたいと思います

時間も限りがございますので、次のテーマに移りたいと思います。

障害者福祉についてお尋ねいたしますが、確認ですけれども、障害者の福祉サービスの相談窓口はどこの課が対応されているのか、御確認させていただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

障害関係の相談窓口ということで、答弁でも申し上げましたが、町の福祉介護課がまず窓口になっております。

また、にしあいづ福祉会に「障がい相談事業所にしあいづ」がございます。ここに対して相談事業もろもろについて、その業務を委託しているところであります。町内では2か所ということで対応させていただいております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、もう一つ、確認なのですけれども、会津地区においての県の窓口は設定されているのか、どうなのかというところをお尋ねされたことがございまして、県の窓口はあるのか、ないのか、あるとすればどこになるのかをお答えください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

県の窓口ということでございますので、会津保健福祉事務所内に障害担当の窓口を設置しているということで把握しております。

また、県の社会福祉協議会につきましても、総合的な相談支援ということで、障害に限らず様々な相談を受ける窓口が設置してあるということで把握しておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、障害者の生活基盤の強化についてなのですけども、再度お尋ねいたします。どのように分かりやすく関わっているか、具体的などころをお答えいただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答弁でも申し上げましたとおり、まず、今ほど申し上げました相談・支援の窓口を2か所設けて、相談したい方がいらっしゃれば、確実に相談できるような体制を整えております。

ちなみに、昨年ですけども、令和5年度、障がい相談事業所にしあいで相談を受けた件数は1,388件に上ります。

また、それとは別に障害の福祉サービスを利用する上で相談を受けた件数が201件ございます。

そういったことで、相談の内容につきましてはいろいろあるかもしれませんが、しっかりと相談・対応をさせていただいているというところであります。

また、その相談件数が多いということは、しっかり必要な福祉サービスにつながる可能性が高いわけでありますので、そういったところも対応させていただいております。

また、障害を持たれている方が活用できる経済的な支援へ確実におつながりできるように広報周知に努めております。昨年につきましては、特別障害者手当、特別障害児福祉手当についてしっかりと広報をさせていただいたところであります。

あと、就労の機会というのが、やはり非常に生きがいを持って地域で生活をしていく上で大切だと言われています。それは就労するということが、社会とのつながりを保つということ、そして、自分の役割というものを自覚できるということでもあります。

そういった機会が確実に町内で得られるように授産所等の支援に努めているところであります。また、授産所につきましては、最近利用者の高齢化、あるいは症状の重度化によって利用率が少し落ちているというような情報もあります。

しかしながら、授産所として、就労ばかりをするのが授産所の役割ではなくて、なるべく障害を持っている方に、通ってきていただいて、そして就労の機会を得ることによって、社会とのつながり、そして、先ほど申し上げた役割の自覚ということがしっかり得られるように、やはり基本は通ってきていただくというのが大切なので、そういったことがどういうふうに進めればできるか、働け働けと言っただけでは進まないということで、芸術村と共同で様々な芸術活動を入れながら、こういうことが楽しいんだねというような機会を得ながら、なるべく多くの方が通ってきていただけるような努力に努めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、少しお尋ねしたいと思います。

令和6年の4月から、このように制度が変わりましたということを受けまして、今まで障害者の方々が働きたいのだけれども、なかなかいろいろな事情があって働けない。我が町についても、働く場所が1か所ございます。

この制度が変わってきているとするならば、働ける場所を空き家か何かを利用して、働

けるような事業所をつくってあげることも、この制度を機会に考えられるのではないかと
思われるので、まず、そういうところをこの制度改正に合わせた事業所の設置などは考え
られるのかどうか、お尋ねします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 障害をお持ちの方の働く場所の確保ということでございますが、今ほど
申し上げた授産所につきましては、就労支援B型ということで、通常の就労はなかなか難
しいけれども働きたいという気持ち、あるいは社会とつながりたいというような気持ちを
お持ちの方について御活用いただいているところでありますが、その働く場所ということ
であれば、改めてそういった場所を設けずとも、今、農福連携というような部分で、それ
ぞれいろいろな取組を町内でもやられておりますし、町外に赴いても授産所とのつながり
でやっているような状況でありますので、そういったことも一つの方法ではあると思いま
すが、まずは、せっきく町内に授産所がありますので利用をしっかりといただいて、そ
こからいろいろな働き方につなげていくのが一番の方法かなと考えておりますので、御理
解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私としてはいろいろございますが、一番重要なところだけ再質問させていた
だきます。

○議長 猪俣議員、申し上げますが、最後の質問になりますので。

○猪俣常三 最後の質問ということなので、障害児の子供が大きくなって、町外に出なけ
ればならないということでサービスを受ける場合、保護者が子供の帰りの時間に拘束され
てしまうことが考えられることから、子供の放課後の町内において、預かっていただける
居場所、つまり、事業所または施設などはどのようになっているのか、伺いたいと思いま
す。

例えば、会津の支援学校が終わって、西会津に戻った。奥さんたちは働いているのだけ
れども、拘束されてしまう。だけれども、これを預かっていただける何時間の間、どうす
ればいいのか、これを解決していただいたら物すごくいいという内容でお答えください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今ほどの状況で、もう既に町単独の力ではございません。広域的な取組として、個人が
ございますので、支援学校を利用されているお子さんが放課後行くときには、保護者の方
が送っていくのですけれども、就労の関係でどうしても支援学校が終わる時間には迎えに
行けないといった方につきまして、その中間点にある福祉事業所が送迎を兼ねて行って、
そして保護者の方がその中間地点にある事業所に夕方迎えに行くまでお預かりをしていた
だけというような取組がもう既に発生しておりますので、もしお困りの方がいらっしゃ
れば、そういった方法も既に構築されておりますので、ただ、その御相談された方に确实に
御満足いただけるような方法なのかということは、相談の過程で確認をしていくしかあり
ませんので、そういったことで、ただ一つの方法ではもう確立されているということで確
認しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもちまして、私の再質問を終わります。

○議長 暫時休議といたします。再開は午後時1時です。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。

初めに、人口対策について。今時の定例会の一般質問は2項目です。順次、項目に従って質問させていただきます。

先日、30年後に消滅する可能性のある全国の市町村名が報道されました。県内では約7割の市町村が消滅する可能性があることが報道されたことから、将来の不安払拭のために、町の取組などをお尋ねいたします。

一つ目、本年4月に、民間組織人口戦略会議が30年後の消滅可能性のある自治体を発表しましたが、本町ではどのように受け止められたのか、お伺いいたします。

二つ目、総合計画では令和22年、16年後、人口目標数を3,800人とされるが、目標人口を設定している根拠などをお伺いいたします。

3、総合計画・実施計画、令和6年から8年度では、子育て支援予算の認定こども園を除くと、約5千万円の予算です。これを1億円に倍額し、その中に出産祝金3人目50万円を100万円に増額し、子育て環境を整えられたらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

4番目、10年後の人口は約4千人と予測されます。現人口から約1,500人の減少となります。町の将来をどのようなシミュレーションを予測されますか、お伺いします。

5番目、今後、高齢者世帯や独居老人などの割合が増加することから、居住地の維持管理など、大きく負担が強いられることが予測されます。これからは、街全体をコンパクトに集中させることで行政サービスが行き届き、町民、高齢者に優しいまちづくりを構築すべきと思いますが、お尋ねいたします。

次に、移住・定住についてお伺いいたします。

当町の移住者に対する成果などが広報にしあいつ5月号の町長コラムに記載されています。

今後、さらなる魅力ある移住・定住のまち西会津町にするためにお伺いいたします。

一つ、Uターンの可能性のある首都圏在住で、西会津町出身者などに故郷へ移住の呼びかけや、また、短期滞在などでついの住みかなどにつながる環境づくりが必要と思いますが、いかがですか。

2番目、首都圏居住者に西会津町の五つの地区、野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川などで、見るところ、学ぶところ、体験できるところ、食べるところ、宿泊などができるところ、それぞれの地域の特徴性を生かし、首都圏居住者に積極的なPR活動をすることで、ツアーなどを計画し、移住・定住につなげることが期待されますが、いかがですか、お伺いいたします。

3番目、地域協力隊で現在9人の協力隊が活躍されています。任期満了後に、協力隊の定着率を高めるためには、どのような受入れで取り組まれているのかをお尋ねいたします。

以上、私の質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11 番、青木議員の移住・定住についての御質問にお答えいたします。

町では、「移住・定住の促進」を人口減少対策の3本柱の一つに位置づけており、令和5年4月より専門部署として「西会津のある暮らし相談室」を設置し、様々な移住支援施策に取り組んでおります。

具体的には、移住前のサポートとして、移住希望者と積極的な交流を図り、地域や行政との橋渡し役を担っていただく「にしあいづ暮らしサポーター」制度の導入や、移住希望者のニーズに沿って町内での暮らしを体験できる「オーダーメイド型移住体験プログラム」の提供などを行っております。

また、移住・定住の基盤となる住まいの確保といたしまして、空き家を町が借り受け、移住者へ賃貸住宅として貸し出す「移住促進住宅」の整備を進めるとともに、移住者の住宅取得を支援する『来て「にしあいづ」住宅取得支援事業』や、住宅改修を支援する「移住促進改修費補助金」につきましても実施しております。

なお、住まいの確保につきましては、昨年、包括連携協定を締結した「全国古民家再生協会」や「全国空き家アドバイザー協議会」と連携し、空き家の利活用と併せて取り組んでいるところであります。

このほか、町内賃貸アパートの情報提供や、町内企業に就職した移住者への家賃補助も行っております。

さらに、住まいと併せて移住・定住の基盤となる働く場の確保といたしまして、新たな働き方のニーズに対応する「協同組合マルチワークスにしあいづ」が昨年12月に国の認定を受け、現在、移住者を含む3名の方を採用し、派遣業務を開始しております。

このほか、本町の情報通信基盤を生かしたテレワーク環境を体験できる場の提供や、創業や起業、継業への支援につきましても、関係団体と連携を強化し取り組んでおります。

これら施策に取り組んでまいりました結果、広報にしあいづ5月号のコラムで書かせていただいたとおり、令和元年度から昨年度までの5年間の移住者数は61組85名と、総合計画に掲げる目標を上回る実績につながったものと考えております。

御質問1点目の、「首都圏在住の町出身者への移住の呼びかけについて」であります。先月開催されました「在京西会津会」など首都圏で開催されるイベント等を通じた直接的なPRをはじめ、月1回の東京都内での出張移住相談会の開催、インターネットやSNSを活用した情報発信の強化に取り組んでいるところであります。

さらに、町内にお住まいの家族等を通じて呼びかけていただけるよう、町の広報紙やケーブルテレビ等を通じて、移住関連情報や支援施策を周知し、町民向けにも情報発信の強化を図っているところであります。

また、「短期滞在などでついの住みかにつながる環境づくりが必要では」とのお質しですが、ついの住みかになるよう移住・定住を促進するためには、短期滞在等により、本町での生活をイメージし、本町の魅力を実感していただくことが非常に重要であると認識しております。

そのため、町では、移住を検討している方が短期滞在に利用できるお試し移住住宅「Otame」を整備するとともに、本町を訪れる際のレンタカー代を補助する制度を今年度創設するなど、短期滞在できる環境の充実・強化を図っております。

次に、2点目の地域性を生かしたツアーの実施に関する御質問にお答えいたします。

町では、将来的な関係人口創出や移住・定住につなげることを目的に、昨年度より子育て世帯を対象とした「暮らし体験ツアー」を実施しております。

本年3月に初めて開催したツアーでは、コロナ禍以降、注目が高まっている「ワーケーション」をテーマに、2泊3日の体験ツアーを募集したところ、東京、大阪から4組10名の親子に参加をいただきました。ツアーの具体的な内容は、親御さんには町内でリモートワークの機会を提供し、町のテレワーク環境を体験いただくとともに、お子さんには雪遊びやみそづくり体験を、また、親子の活動では郷土料理づくり体験や地域住民との交流などを行いました。

参加者からは、「地方での働き方や暮らし方、子育て環境が具体的にイメージできた」、「地域の温かさに触れることができた」、「次回はもっと長く滞在したい」など、大変好評をいただいたところであり、来月7月には、2回目の「暮らし体験ツアー」を実施することとしております。

町といたしましては、特定の地区に限定することなく、町内全域をツアーのフィールドとし、町内各所にある町の魅力を体感できるツアーを企画・開催するとともに、参加者の声を参考に、より充実した移住・定住施策の構築にもつなげてまいる考えであります。

次に、3点目の地域おこし協力隊の任期満了後の定着に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

本町における任期後の地域おこし協力隊員の定着率、いわゆる定住率につきましては、令和6年5月末現在で54.8%であり、令和4年度末時点における全国平均の53.1%を上回っております。

さらなる定住率の向上に向けては、募集要項に退任後の就業先や起業におけるイメージを明示するとともに、採用面接の際にも本人の描く将来ビジョンについて審査対象とするなどの対応を行っております。

また、任期の最終年度には、町内での就業準備のため、本人の希望に応じて週の勤務日を1日減らす措置を講じているほか、起業に活用できる補助事業や創業支援事業の案内など、様々なサポートを行っているところであります。

町といたしましては、地域おこし協力隊の活用については、今後の町の活性化において、積極的に取り組むべき施策であると考えており、任期満了後につきましても、町の将来を担う大変貴重な人材であるという認識の下、定住率の向上に努めてまいる考えでありますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員の人口減少対策についての御質問のうち、人口減少の動態及び将来的な行政シミュレーション等に関するお質しにお答えいたします。

まず1点目ではありますが、本年4月に民間の有識者グループ「人口戦略会議」は、全国の自治体の4割に当たる744の自治体が、2050年までに20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある」とした分析結果を公表いたしました。福島県内では、浜通りの13市町村を除く46市町村のうち、本町も含め33の自治体が消滅可能性自

治体と見なされております。

町といたしましては、人口減少・高齢化の急速な進行という本町が直面している現状に対し、警鐘を鳴らすものと受け止めており、現在、町が積極的に取り組んでいる各種施策を含め、人口減少対策が喫緊であることを改めて認識していますが、一方で、消滅可能性自治体というレッテルを貼られることにより、マイナスイメージだけが独り歩きしてしまうことを懸念しております。

2点目の令和22年の人口目標数を3,800人に設定した根拠についてのお質しですが、昨年3月の一般質問においても御答弁したとおり、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンでは、国勢調査結果等に基づき令和22年の推計人口が3,440人になると推計されております。

この人口動向分析や人口の将来展望に向けた課題などを踏まえ、同戦略に掲げる施策を着実に実施することで、合計特殊出生率の向上、雇用の場の創出、交流人口の拡大、子育て環境整備や支援の充実を実現し、若年層の転出抑制と転入促進を図り、出生率、人口移動が改善されることを見込み、令和22年に3,800人程度の人口を確保することを目標としております。

次に、4点目の10年後のシミュレーションと、5点目の町全体のコンパクト化についてのお質しにお答えいたします。

町では「人材育成・移住定住の促進・健康長寿」を人口減少対策の3本柱に据え、町の将来像である「笑顔つながり、夢ふくらむ町～ずーっと、西会津～」の実現に向けて、最上位計画である西会津町総合計画を定め、まちづくりを推進しております。

現行の第4次総合計画が令和7年度に終期を迎えることから、次期総合計画の策定に向けた庁内における準備作業を先月よりスタートしたところであり、今月には町職員を中心とするプロジェクトチームを設置し、研修を始め、秋頃を目途に各種団体や公募による町民25人で組織する検討会議委員を選任し、協力・連携して策定作業を進めていくこととしております。

議員お質しの10年後の人口減少や少子高齢化を踏まえたシミュレーションは、商店、農業などの担い手確保の問題や、多様化する行政サービスの維持について検討する際の重要な要素となります。

また、町全体をコンパクトに集中させ、ある程度の人口がまとまって生活することは、福祉・生活サービスの持続性の向上や、財政支出の抑制が見込めるなどのメリットもあるといわれておりますので、次期総合計画づくりの中では、これら今後のシミュレーションや町のコンパクト化についての議論は必須であり、アンケートや懇談会の開催などにより、広く町民の意見をお聞きしながら、検討会議委員の皆さんと議論を深めて、検討してまいりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11番、青木照夫議員の人口減少対策の御質問のうち、子育て支援予算を倍増し、出産祝金を増額すべきとの御質問にお答えいたします。

町では、令和6年度当初の子育て関連予算として、民生費と衛生費を合わせて、約3億3千万円計上しております。このほかに教育費も計上されております。

お質しの西会津町総合計画・実施計画の令和6年度子育て支援分野には、主要な一部事業のみを計上しておりますので、御理解願います。

次に、町では次代を担うお子さんの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、保護者に出産祝金と町内写真店で家族の記念写真の撮影ができる「家族の絆応援クーポン」を支給しております。

出産祝金につきましては、令和3年度までは第1子目、第2子目の出生時20万円、第3子目以降は2歳の誕生日に10万円、小学校入学時に20万円を支給し、総額50万円としておりました。

令和4年度からは、10万円増額し、第1子目から出生時30万円、第3子目からとしていたものを第2子目からは小学校・中学校入学時にそれぞれ10万円ずつ支給し、総額50万円となるように大幅な拡充を図ったところであります。

町は、これまでに今申し上げました出産祝金だけでなく、2歳未満の子どもの家庭保育を支援する乳幼児家庭子育て応援金、国の基準で最大300万円以上の負担軽減となるこども園の保育料と給食費の完全無償化など、経済的支援に全国に先駆けて手厚く取り組んできておりますので、お質しの出産祝金の第3子目以降の増額につきましては、現時点では考えておりませんので、御理解願います。

また、町は経済的支援のみならず、子育てしやすい環境づくりの一環として、子育て支援センターを拠点とした妊娠期からの伴走型支援、こども園から小学校、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る「かけ橋プログラム」の実践、子育て世代の仲間づくりや地域活性化も目的とした屋内遊び場「キッズランド芝草」の整備・活用などに取り組んできております。

今後につきましては、これまでの取組に加えて、現在策定を進めております第3期子ども・子育て支援事業計画により、地域を挙げて子育てを支援する機運の醸成や体制整備の支援、結婚や出産に対して夢や希望が育つ体験活動の促進や環境整備の支援など、家族の形態やその関係性、生活スタイルなどの変化に即した支援策の構築にスピード感を持って努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。

今ほどは、町長からも丁寧な御答弁をいただきましたが、私なりに、まず初めに、項目ごとに順次質問させていただきたいと思います。

消滅可能性自治体の再質問であります。私が一般質問で締切り5月31日提出いたしました。今月の5日になって、国が少子化対策、異次元で子供対策に取り組むということが報道され、翌日の6日には、県では、ふくしま創生人口減少危機対策本部を立ち上げました。

そのことから、この人口減少に対する取組というのは、町も当然、県も国も、今一身に異次元の取組として取り上げられていることから、再質問させていただきますが、全国共通の問題であります。この人口減少の大きな原因というのは、どういうものが原因だと思われませんか、そこをお答えいただけますか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木議員の再質問にお答えいたします。

こういった理由でというようなことですが、これにつきましては、今ほど議員も述べられたように、最近、国や県の発表などにもありますし、また、本日も新聞報道等によりますと、東京への一極集中が止まらないというような問題も提起されております。

人口減少問題につきましては、先ほど私が答弁申し上げたように、町が様々な対策を実施しておりますが、もう本当に全国的、国を挙げて対策が必要な問題になっているという認識でありまして、その原因については、本当に様々な部分がありますが、何と言っても、少子化、それから高齢化といった部分が大きいのかなというふうに感じているところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 よく報道の中を見させていただくと、原因は皆さん御承知のように、自然減少と、また社会減少があると。それは結婚する人、また生活できる、できない、また、社会現象というのは、職場で安心して働ける場所が、もう周りにはなくなっているということが大きな原因ということですが、もし原因が分かっていたとしたら、今、西会津町はそれに率先して取り組んでいるという姿勢が必要ではないかと思い、私は質問させていただきます。

例えば、金額に対して項目が飛びますが、子供 3 人目から 100 万円どうだということを申し上げましたが、お金の問題であります、私はお金の問題以上に子供は宝であります。

自分たちの生活しやすい家庭、生まれたら見守ってくれる社会、そして、共働きが多い家庭の中で安心して働ける、そして子供も見守っていただける、そういうことに一生懸命取り組んで、人口を増やしているという自治体もあるようです。

そういうことから、町長が最初に答弁いただきましたが、努力して、町長のコラムが 5 月号に載せていたような数字の成果も出ております。そうであるならば、私はもっと身近なところで、子供の誕生、そしてなおかつ、その町が取り組んでいることに対して、よそから西会津町を選びたい、住みたい、家庭を持ちたい、子供を持ちたい、そういう希望というものを示すことが私は重要かと思えます。

その心意気というのは、これからの定住・移住につなげるためには、どのような積極的なお考えをお持ちですか、お伺いしたいと思います。

○議長 青木議員、人口減少の子育て支援なのか、それとも、そのほかの。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 御質問にお答えいたします。

人口減少対策の中で、今ほど議員のほうから具体例として申されました、いわゆる子育て支援の部分につきましては、先ほど福祉介護課長から答弁をさせていただいたとおり、全国を見渡しても、先進的・積極的に対策をしているということでございます。

また、子育て支援に合わせまして、教育環境の整備であったり、それから、先ほど例に出された移住・定住だったり、さらには健康づくり、医療の部分だったりということで、人口減少対策に関連する三つの対策については、町が積極的に、今、施策を展開しているというような状態でございまして、その情報発信につきましても、ホームページ等で発信する、または、関連企業にも PR していくといった部分につきましても、今後は積極的に

行っていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 移住・定住についての再質問であります。Uターンの可能性のある首都圏在住、西会津町出身ということで取り上げています。これは2番目の首都圏居住者と類似しているように解釈されますが、今言ったのは、故郷を出られた西会津町の方の呼びかけでございます。

なぜ、これを取り上げたかと言いますと、西会津を出られた方で、もう既に定年退職をされていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。その中には、「ぜひ、Uターンされてはいかがですか、故郷に帰られるお考えはございますか。」という問いに対しまして、「いや、もう両親もいない、おいっ子、めいっ子の世話になるわけにはいかない、今は、帰られる環境ではない。」という言葉がございました。

そうであるならば、皆さんがここで体験された思い出の街、場所、いろいろな形で触れ合った場所があるわけです。そこにもし、「シェアハウスみたいな短期間滞在のできるような空き家や、昔の老舗の名の通った家などを利用して、皆さんの声かけでいただけたらどうですか。」と言ったら、「そんなことがもし、実現して、私たちを迎えていただければ、ぜひそういう言葉は、確定的なあれではない、シェアハウスみたいなことでつくっていただければ、ぜひ、そこを利用したい、帰ってみたい。」という言葉をいただいたことから、この1番目の首都圏在住者のことについての質問でございます。その点についての首都圏在住者に対してのお考え、取組はお伺いできますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 青木議員の再質問にお答えしたいと思います。

首都圏在住で、もともと西会津町の御出身の方が、今現在はその実家等もなくなってしまっているというような状況の中で、シェアハウスみたいなものがあればいいのではないかなというような質問の御趣旨かと思います。

町内には御承知のとおり、宿泊業を営んでおられるお店等もございますし、それから後者で営んでいる部分の宿泊施設もございます。また、さらに最近では、民泊ですとか、個人で古民家を改修して、宿泊業を始められた方もいらっしゃいますので、今現在お話を聞く限りでは、そちらのほうをぜひ優先して活用していただいて、町内の経済の活性化等にも活用していただければ貢献できるのかなというようなことで考えてございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の地元の出身者の方に対して、これからそういう器、受入れの体制は必ず必要だと思っておりますので、取り組んでいただければと思います。

次に、首都圏居住者、これは西会津町関係なしに不特定多数の首都圏の方に対しての御質問でございます。

これは、ツアーを含めたことで、町長からも答弁がありました。現在実施されている内容も伺いました。私の内容は、1泊2日、2泊3日の中で、五つの地区、野沢、群岡、尾野本、新郷、奥川、この五つの地区を特徴あるということで、例えば、野沢であるならば、研幾堂の5人衆、人物像の歴史を学べる。また、安座のオトメユリ巡り、大山祇神社、尾野本は小百合公園内でのスポーツのできる子供の遊び場所、キャンプもできる、それか

ら保養施設もある、宿泊もある。群岡は、阿川の国定公園、清流域である銚子の口。これは、昔、遊歩道で生活道路であった徳沢までの道路があります。これは、将来的に生かせば、私は下郷の塔のへつりよりも、優にも劣らない景勝地であると私は確信しております。新郷は国際芸術村、これは誰が言うまでもなく、いろいろな国際的な芸術的な文化的なことを学べ、体験できるところでございます。奥川は、これは本当に農業の体験や溪流地や自然の体験ができるすばらしい奥川であります。

そういうところの五つの点を、私は一つのところではなくて、西会津に来たら、今の五つのところを2泊3日で回るコース、また3泊4日で回るコースを計画して、ツアーを組んだらいかがですかという私の質問です。

その中での町の盛り上げをどうするか、その今のことに対してのお考えなどをお聞かせいただければと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えしたいと思います。

先ほど、町長のほうから答弁いたしましたツアーでございますけれども、昨年度の内容、様々なプログラムを実施してまいりました。

そこで行われた様々な体験活動でございますけれども、実施した地区につきましては、野沢であったり、尾野本であったり、群岡で活動がなされました。5地区全部ということでは、できませんでしたけれども、今年度もそのツアーを実施する予定がございます。2泊3日でございますけれども、そのプログラムの中で、いろいろなプログラムを検討する中で、各地区のよい面をピックアップしまして、そのメニューの中に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 この計画ツアー的なものは、ぜひ、町で積極的に取り組んでいただいて、その中には、必ず、私はこの街に住みたい、ここに来たいという方がいる可能性が私はあることを信じています。

次に、10年後のまちのシミュレーションなどを質問させていただきましたが、今、限定された地区で申し訳ありませんが、私の知っている街中の減少というのは、大変なことの衰退が進められています。この10年間で閉じられた各商店、小さな事業を含めて34件あります。30年間で、私が生活した中で、人口1万超えを維持していた当時から、53件が閉じられています。

この10年後に対しては、商店、スーパー、金融関係、いろいろな行政のこれからのサービス関係、どうなるのか。やっぱり住んでいらっしゃる町民は心配でありますので、私はその代弁者として、御質問させていただいています。

そうした目の前のことに対して、本当に真剣に取り組まないと、これからの町がどうなるのか。国・県は30年後のことを消滅自治体と言われていますが、私は10年後がどうなるのかな、いや、10年ではなくて、この5年先どうなるのかな、いや、3年後はどうなるのか。みんな一生懸命生活して、頑張っているんですが、現実はなかなかそうはいかないような雰囲気になっております。そうであればこそ、本当にこれからはそういう空き家とか、いろいろな形の古民家であろうが、いろいろな形で取り組まないと、今言ったよ

うに、3年先、5年先は分からない。一部地区では頑張って、いろいろなことを立ち上げられて、いろいろな関係人口・交流人口を取り組まれて、頑張っていらっしゃる地区もございますが、やはりトータル的にはこれから先どうなるのかということの心配が、町民の代弁者として質問させていただいているわけですが、この目の前の、繰り返しますが、この町内の10年後のことをもう一度、行政の立場から、目線からお答えし、取組を聞かせていただけますか。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁にもなるかもしれませんが、午前中の質疑の中でも出ました町長から答弁させていただきました超少子高齢化社会ということで、これはもう本当に、今、日本全体として人口減少社会になっているわけでございます。

こういった中で、今までのような、やはり右肩上がりですとか、拡大する経済社会の中でのことではなくて、今議員がおっしゃったように、10年を見越した場合には、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、かなりいろいろな部分で制約がかかる中で、この新しい総合計画づくりを、まさに今始めているところでございまして、その中でそういったコンパクトシティの問題だったり、10年後のシミュレーションというのをしっかり分析しながら計画づくりを進めていきたいというふうに考えておりますが、今ほど申し上げましたとおり、拡大する計画をつくるというよりは、町民の皆さん、それぞれに我慢をお願いする部分もあるやもしれませんが、何とか事業を選択・集中しながら10年後を見越して、人口規模4千人というような社会の中で、持続可能なまちづくりができる計画づくりをこれから進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 重複するかもしれませんが、最後にもう一度申し上げます。

まず、子供のことです。子供は未来の宝です。私は1億円のことで、お金のことで申し上げましたが、結婚して、安心して子供を産め、育てられる、職場両立できる、生活の保障ができる。そして、町がその実現を目指すためには、行政が優しい手を差し伸べていただける。それには、そこの分野に対しては、職員を増やしてでも、この子供たちのために手を尽くして応援したい、そういう特徴ある西会津町であれば、私は西会津を選んで住みたい、必ずそういう方が、若い人が、またさっき述べたUターン者でも、元気な定年者の方も戻ってくる。私は確信しております。その辺のことをもう一度、私が申し上げたことを確認していただいて、取り組んでいただければと思いますが、御答弁いただけましたら、最後をお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 青木議員の御質問にお答えいたします。

答弁と重複するところはございますけれども、まず、国が申し上げているとおり、今回のこの少子化を反転させるためには、2030年をめどに、もうその段階で反転しないとなかなか厳しい状況になると、そういう短期的な視点で、今、目の前の課題である経済的な理由でお子さんを諦めたり、あるいは結婚を諦めたり、そういった方が出ないように、国を挙げて、町もですけれども、支援をしていこう、そして支援をこれまでもしてまいりま

した。

一方、中長期的な部分で見ますと、そういった取組だけではなくて、やはり答弁で申し上げましたとおり、地域全体で子育てを手伝う、支援するという機運の醸成が、いわゆる子育て世代、もしくは、その子育て世代に今育ててもらっているお子さんたち、若者たちの心に安心感というものが生まれます。そしてその安心感から、結婚すること、あるいは子供をつくって家庭を営むことに夢を持つことができるようにつながると考えております。

そういったところで、では、そういう機運をどういうふうにしたら醸成することができるのか。あるいは、どういう状態がその機運があるという地域なのかということを考えたときに、やはり多くの目が自然に子育てしている人たち、あるいは子供たちを見守っているというような状況、あるいは、困ったことがあったときに、気軽に相談できるような、表現は難しいですけれども、世話好きな存在が、それは年を取った方、もしくは同じ世代の方でもいいと思いますけれども、そういう存在が身近にあるということ。

具体的に、地域でその自分たちの子育てを支援してくれているというような、目に見える形の活動があること。そして、もう一つこれは事例として具体的にあるわけなのですけれども、例えば町全体のある特定の予算がございます。そうした予算の特定の部分の受益者の皆さんから、俺たちの分はいいから、子育て支援の部分に回してくれと、そういったような、町民からボトムアップの要望がある、もしくは、こういった場で、町民の皆さんの代表者としてそういう提案をしていただける、そういうような状況が生まれるのが、やはり今現在子育てに取り組んでいる方の安心感、あるいはその人たちに育てていただいている、次代を担うお子さんへの安心感につながるのだと思いますので、そういった部分、両輪で進めていきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

その姿勢で、ぜひ前向きに、それこそ異次元的に取り組んでいただきたいと思います。

ついでお金の話ですが、最後に言わせていただきますけれども、子供の手当で、県内では3人目から100万円、4人目から150万円、5人目で200万円を子ども手当として、提供されている自治体があります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

皆さんに申し上げます。この後、各常任委員会を開催してください。会場は、総務常任委員会が第1委員会室、経済常任委員会が第2委員会室であります。開催時刻は委員長の指示に従ってください。

その後、議会活性化特別委員会を、その終了後に、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会を共に大会議室で開催してください。

以上であります。お疲れさまでした。(14時02分)

令和6年第3回西会津町議会定例会会議録

令和6年6月12日（水）

開 会 10時00分

散 会 13時52分

出席議員

1番	紫 藤 真理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
町民税務課長	渡 部 英 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第6号）

令和6年6月12日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 議長諸報告

日程第2 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第3 議案第2号 令和5年度西会津町一般会計補正予算（第11次）の専決処分の承認について

日程第4 議案第3号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

日程第6 議案第5号 温泉健康保養センター温泉掘削工事請負契約の締結について

日程第7 議案第6号 温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結について

日程第8 議案第7号 さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結について

日程第9 議案第8号 財産の取得について（小型バス）

日程第10 議案第9号 財産の取得について（自動血液分析装置）

- 日程第 11 請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 12 請願第 2 号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第 13 請願第 3 号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願
- 日程第 14 意見書案第 1 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第 15 意見書案第 2 号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 日程第 16 意見書案第 3 号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 日程第 17 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第 18 議員派遣について
- 日程第 19 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第 20 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第 21 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第 22 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会の継続
 審査申出について

散 会

(議員互助会総会)

(広報広聴常任委員会・広報分科会)

○議長 おはようございます。

令和6年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議長諸報告を行います。

議会活性化特別委員会より委員長秦貞継君、副委員長長谷川正君が辞任し、新たに委員長に小林雅弘君、副委員長に荒海正人君を選任した旨の報告がありました。

日程第2、議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

失礼いたしました、訂正をいたします。

日程第2、議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部英二君。

○会計管理者兼町民税務課長 議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の交付日と同じ、本年3月31日付けで専決処分により調整いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の適用、令和6年度の個人の町民税の特別税額控除、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例、固定資産税の課税標準額の特例措置の延長、地方税法の改正による条項ずれに伴う修正など所要の規定の整備であります。

それでは、議案書に基づき、改正内容につきまして御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表1ページを御覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。第51条は町民税の減免、第71条は固定資産税の減免、第139条の3は特別土地保有税の減免の規定であり、職権による減免を可能とする規定の追加及び文言の修正を行う改正であります。

次に、附則の改正について御説明申し上げます。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を新たに追加するもので、令和6年度分の個人町民税において、その損失額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を規定するものであります。

次に、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についての規定であります。地方税法の枝番のずれを反映させる改正であります。

次に、附則の第7条の5から第7条の7までの規定については、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に係る規定の新設に係るもので、附則第7条の5は令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、附則第7条の6は令和6年度分の個人の町民税の納税通知

書に関する特例、附則第7条の7は令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例を規定したものであり、附則第7条の8は令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除について新たに規定したものであります。

次に、附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る所得税の課税の特例についての規定であります。条の追加による改正及び特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものであります。

次に、規則第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定であります。再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定の新設及び心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の追加、また、それによる項ずれを反映させる改正であります。

次に、附則第10条の3は新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。大規模の修繕などが行われたマンションに対する税額の減税措置を受けようとする者が、すべき申告についての規定の新設、認定長期優良住宅に係る特例について申告の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合に、特例を適用できることとする規定の新設及び項ずれを反映させる改正であります。

次に、附則第11条は、土地に対して課する、各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義についての規定であります。年度を延長して、令和6年度から令和8年度までに更新する改正であります。

次に、附則第16条の3上場株式等に係る配当所得等に係る住民税の課税の特例から第20条の3条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までは、それぞれ所得割の額について読み替えて適用する読替規定を追加する改正をするものであります。

続きまして、附則について申し上げます。

附則第1条は施行期日であり、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。第2条固定資産税に関する経過措置において、第1項から第4項までに規定する固定資産税について、なお従前の例による経過措置を設けることとしております。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 訂正があります。

○会計管理者兼町民税務課長 訂正をお願いいたします。先ほど、附則第8条の説明の部分で肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例と町民税と申し上げなければいけないところを、所得税と申し上げてしまいました。訂正しておわび申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第2号令和5年度西会津町一般会計補正予算第11次の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号令和5年度西会津町一般会計補正予算、第11次の専決処分の承認について御説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。先の3月議会定例会後に、地方譲与税法人事業税交付金及び特別地方交付税などの額が決定したことに伴う補正であります。交付税などの額の決定が年度末となり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調整しましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書を御覧ください。

令和5年度、西会津町の一般会計補正予算、第11次は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,788万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億7,769万7千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

6ページを御覧ください。まず歳入であります。2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税44万4千円の減、2項1目自動車重量譲与税148万7千円の増、5款株式等譲渡所得割付近1項1目株式等譲渡所得割交付金70万8千円の増、6款法人事業税交付金1項1目法人事業税交付金361万円の増。

7ページに進みして、7款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金247万1千円の減、8款環境性能割交付金1項1目環境性能割交付金117万5千円の増、10款地方交付税1項1目地方交付税1億5,382万3千円の増はそれぞれ額と確定によるものであります。

8ページを御覧ください。歳出であります。2款総務費1項5目財産管理1億5,088万8千円の増は、財政調整基金及び公共施設整備等基金に積み立てをするものであります。なお、令和5年度末の財政調整基金残高見込みは、8億7,299万3千円であります。10款教育費4項1目社会教育総務費700万円の増は小・中学校交流基金に積み立てするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案の

とおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　確認の意味も含めて質問したいと思います。専決ということですので、額が決定したことによって専決処分にしたってそれは分かるのですが、支出の部分でそれらが財調基金に積立金にするというのは理解できますが、その後の公共施設整備等基金積立金それから小・中学校交流基金積立金にこれが回されたということで、これは専決の範囲なのかその辺をちょっと説明をお願いします。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　12 番武藤議員の御質問にお答えいたします。一応こちらのほう 3 月議会定例会最終日に、副町長のほうから専決処分の承認のお願い事項ということでお願い申し上げまして、専決処分により調整したものでございますが、確かに歳入については確定によるものでございます。歳出につきましては、一応基本的には財政調整基金ということでございますが、一応今後のいわゆる公共施設の部分の修繕等の部分、または小・中学校交流基金の残高が少なくなっているということから、今回専決によって積み立てさせていただいたというのが正直なところでございます。

解釈につきましては一応こういう形で不足される予想されるということから、やむを得なく申しますか、専決処分によって創生したということでございますので、変な意味を持つてではございませんので、それは御承知をお願いしたいなと思っております。

○議長　武藤議員よろしいですか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　質問ではありませんけれども、私としては解釈としては財調にイッけん済むのでそれはいいんですよ先決でね。そこからまた出して別に議会にかけてやるというのが正当な手続きじゃないかなと思ってますので、その辺は今後検討していただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　その辺につきましては今後調査いたしまして、しっかりとして対応していきたいと思っております。

○議長　そのほか、ございませんか。

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 2 号令和 5 年度西会津町一般会計補正予算第 11 次の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。従って議案第 2 号令和 5 年度西会津町一般会計補正予算第 11 条の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第3号西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。町民税務課長、渡部英二君。

○会計管理者兼町民税務課長 議案第3号西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本条例の改正内容は、町長が提案理由の中で御説明申し上げましたように、地方税法施行令の一部改正に伴う改正及び、令和6年度の国保税に係る税率の改正であります。

議案説明の前に事前にお配りしておりますA3判の議案第3号関係資料、こちらの資料です。

令和6年度、西会津町国民健康保険税の税率改正案資料により、改正の詳細について御説明をいたしますので、御覧願います。

初めに、地方税法施行令の改正について御説明いたしますので、1ページを御覧願います。

まず1点目の、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。資料中段2、制度の内容の破線の囲みにあるように、現行では下線部分の課税限度額が総額で104万円、後期高齢者支援金等課税額22万円に対して、改正後では、後期高齢者支援金等課税額が2万円引き上げられ、24万円に。それにより、課税限度額の総額が106万円にそれぞれ2万円引き上げられるものであります。

次に、2点目の国保税の減額の対象となる所得基準について、同じく2、制度の内容の下破線の下囲みにあるように、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、世帯被保険者数に乗すべき金額を5割軽減では、現行の29万円から5千円引き上げて29万5千円に、2割軽減では現行の53万5千円から1万円引き上げて54万5千円とする改正であります。

続きまして、令和6年度の税率案について御説明申し上げます。

国保税は1年間の必要総額から国・県の支出金などを差し引いた残りの額を被保険者の所得や加入者数をもとに世帯ごとに算定し、課税することから毎年税率の改正が必要となります。

初めに税率改正の基礎となります前年度の国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込みと、医療費の動向などの所要見込額の考え方について御説明いたします。

2ページを御覧願います。左の表は令和5年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算見込額と、前年令和4年度との比較表であります。令和5年度の決算見込みにおける歳入合計は、7億1,783万5,191円。歳出合計は7億1,515万4,838円であり、歳入と歳出の差引き額は、268万353円の黒字となります。

次に、右の表は、国保運営基金の状況であります。令和5年度末の基金残高は、4,415万2,110円となります。

次に、3ページを縦にして御覧いただきたいと思っております。3ページの下表を御覧ください。国保税算定の基礎となる保険給付費の内示額であります。県から示された令和6年度の保険給付費内示額の合計は、一番右下の5億603万1千円であります。

次に、今まで御説明させていただいた内容を踏まえ、国保税率の改正について御説明さ

させていただきますが、国保税率は医療費に対する医療分、後期高齢者医療に対する支援分、40 歳から 64 歳までの国保加入者が介護保険料として負担する介護分の三つに分けて算定いたしますので、順に御説明いたします。

4 ページの医療分税率改正に係る資料を御覧ください。まず中段の表、歳出であります。保険給付費として県から示された額を、7 行目の合計欄に 5 億 603 万 1 千円として計上しており、昨年度の本算定時より 4,723 万 2 千円の減となりました。また、その下、国民健康保険事業費納付金として、県から示された額として、1 億 350 万 2,310 円を計上しており、昨年度の本算定時より 1,026 万 5,077 円の減となりました。また、その 4 行下の国保運営基金積立金は、2 ページで御説明いたしました令和 5 年度の決算見込みの歳入歳出差引き額に利息 3 千円を加えて 268 万 3 千円 353 円を計上いたしました。このほか、総務費、特定健診等事業費、診療施設勘定繰出金など、必要な額を計上し、歳出総額は 6 億 6,096 万 6,663 円を見込んだところであります。

次に、上段の歳入であります。国・県支出金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金など、歳出におけるそれぞれの負担分を計上し、歳入合計欄の 3 行上の国保運営基金繰入金では、国保加入者の負担軽減を図るため、継続的に投入している 400 万円に加え、物価高騰等の影響を踏まえ、300 万円を加えた 700 万円を減税財源として投入し、そのほか人間ドック助成事業などへの充当分 122 万円を加えた 822 万円を計上、歳出総額からこれらの歳入見込額を差し引き、その不足する額、歳入の表 1 行目の国民健康保険税現年課税分 6,593 万 5,180 円が、国保税として必要な額となり、昨年度より 16 万 4,538 円の増となったところであります。

次に、5 ページの後期高齢者支援分、税率改正に係る資料を御覧ください。

この後期高齢者支援分は、75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているもので、ページ中段歳出の表、県から示された歳出の納付金額は、3,634 万 7,360 円で、この額から上の表、歳入の繰入金である保険基盤安定負担金等を差し引き、1 行目の 2,799 万 875 円が国保税として必要な額となり、昨年度より 314 万 9,090 円の減となったところであります。

次に、6 ページの介護分税率改正に係る資料を御覧願います。この介護分は 65 歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として、40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者から納めていただくもので、後期高齢者支援分と同じくページ中段、歳出の表、県から示された歳出の納付金額は、1,079 万 8 千円 891 円で、この額から上の表歳入の繰入金である保険基盤安定負担金等を差し引き、1 行目の 840 万 9,514 円が国保税として必要な額となり、昨年度より 196 万 8,341 円の減となったところであります。

次に、7 ページからは令和 6 年度の税率改正案の概要であります。7 ページを御覧願います。

まず、7 ページの医療分ですが、1 の税率改正の基本方針として、①の今年度の国保税として必要な額は、先ほど申し上げました 6,593 万 5,180 円であり、収納率はこれまでの実績を勘案し、令和 5 年度同様に、96%を見込んだところであります。②の国保税算定の基礎数値であります。本年 4 月 1 日現在の世帯数、被保険者数、基準総所得金額を適正に把握するための基準日として、5 月 10 日を設定したところであります。③の応能

応益の賦課割合につきましては、おおむね 49 対 51 となるよう調整いたしました。④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き、税負担を 7 割、5 割、2 割として軽減し、また、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減につきましても、継続して実施いたします。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が、ページ右の 2 の医療に係る税率賦課割合軽減額であります。まず、税率ですが、所得割が 7.15%、均等割が 2 万 1 千円、平等割が 1 万 4,900 円となります。賦課割合は応能割が 48.95、応益割が 51.05 となります。

次に、低所得者層への軽減額であります。均等割額 2 万 1 千円、平等割額 1 万 4,900 円に対してそれぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額であります。軽減対象者数は、令和 6 年度の人数で、739 人、被保険者全体の 54.18%、世帯で 510 世帯、世帯全体の 60.57%が該当することになります。なお、この軽減される額の 2 分の 1 は国が、4 分の 1 は県が、残り 4 分の 1 は町が負担することになっております。

次に、8 ページを御覧ください。続いて、医療分に係る算定基礎表であります。

まず左側の大きな表の区分 1、所得割課税標準額を御覧ください。これは課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較いたしまして 4,168 万 638 円の減額となったところであり、この要因は被保険者数の減や被保険者 1 人当たりの所得の減などが主なものであるとあります。

次に、右上の表を御覧ください。減税財源として 700 万円を充当し、税率改正の基本方針により算定した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 3,451 円増額の 5 万 378 円となり、1 世帯当たりの税額も 3,649 円増額の 7 万 2,715 円となります。

続いて、9 ページを御覧ください。

次に、支援分であります。①の国保税として必要な額は、2,799 万 875 円で、収納率の 96%から④の軽減措置の適用については、先ほど説明した医療分と同様であります。この結果、ページ右の表、支援分に係る税率等は、所得割が 3.05%、均等割が 9,200 円、平等割が 6 千円となりました。賦課割合の応能割が、48.94、応益割が 51.06 となります。軽減額であります。均等割額 9,200 円、平等割額 6 千円に対して、それぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額であります。軽減対象者数は、医療分と全く同じであります。

次に、10 ページの右上の表を御覧ください。

税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 799 円減額の 2 万 1,451 円となり、1 人当たりの税負担額も 1,785 円減額の 3 万 962 円となります。

次に、11 ページを御覧願います。

次に、介護分であります。①の国保税として必要な額は、840 万 9,514 円で、収納率はこれまでの実績等に基づき、95%を見込み、以下②の算定の基礎数値から④の軽減措置の適用については、医療分と同様であります。この結果、ページ右の表の介護分に係る税率は、所得割が 2.50%、均等割が 1 万 600 円、平等割が 5,200 円となります。賦課割合の応能割が 49.0、応益割が 50.94 となります。軽減額であります。均等割額 1 万 600 円、平等割額 5,200 円に対して、それぞれ 7 割、5 割、2 割を乗じた金額であります。軽減対象者数は、令和 6 年度の人数で 192 人、被保険者全体の 53.93%、世帯数で 175 世帯、世帯全体の 55.91%が該当することになります。

次に、12 ページの右上の表を御覧ください。税率改正の基本方針により積算した結果、1 人当たりの税負担額は昨年度より 2,145 円減額の 2 万 4,903 円、1 世帯当たりの税負担額も 2,545 円減額の 2 万 8,324 円となります。

次に、13 ページを縦にして御覧願います。この資料はこれまで御説明いたしました前年度との国保税率及び税額の比較いたしました内容を前年度と、国保税率及び税額の比較を一覧で示したものでございます。左の表が令和 5 年度の税率で、右の表が減税財源として基金から 700 万円を充当した上で応能と応益の割合をおおむね 49 対 51 で積算した令和 6 年度の税率案であります。これにより、令和 5 年度と比較しますと、右の表、本年度国保税率一番下の表⑤の医療・支援・介護の合計額で、1 人当たり 507 円増額の 9 万 6,732 円、1 世帯当たりで 681 円減額の 13 万 2,001 円となったところであります。

それでは、議案書に基づき改正内容について御説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 24 ページをお開き願います。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第 2 条第 3 項は、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を 22 万円から 24 万円に改めるものであります。第 3 条から第 5 条の 2 までは、医療分に係る税率の改正です。第 3 条は、所得割の率を 100 分の 7.15 に改め、第 5 条は均等割額を 2 万 1 千円に、第 5 条の 2 第 1 号は、一般世帯の平等割額を 1 万 4,900 円に、同条第 2 号は、特定世帯の世帯割額を 7,450 円に、同条第 3 号は、特定継続世帯の世帯割額を 1 万 1,175 円に改めるものであります。第 6 条から第 7 条の 3 までは、支援分に係る税率の改正です。第 6 条は所得割の率を 100 分の 3.05 に、第 7 条の 2 は、均等割額を 9,200 円に、第 7 条の 3 第 1 号は、一般世帯の平等割額を 6 千円に、同条第 2 号は、特定世帯の世帯割額を 3 千円に、同条第 3 号は、特定継続世帯の世帯割額を 4,500 円に改めるものであります。第 8 条から第 9 条の 3 までは介護分に係る税率等の改正です。第 8 条は、所得割の率を 100 分の 2.50 に、第 9 条の 2 は、均等割額を 1 万 600 円に、第 9 条の 3 は平等割額を 5,200 円に改めるものであります。第 23 条は、国民健康保険税の軽減額についての改正です。第 1 項中は、先ほど第 2 条で申し上げました、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額の改正であります。同条同項第 1 号は 7 割軽減、第 2 号は 5 割軽減、第 3 号は 2 割軽減の軽減額を定めたものであり、軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を、第 2 号の 5 割軽減では 29 万 5 千円に、第 3 号の 2 割軽減では 54 万 5 千円に改めるとともに各号それぞれ均等割額と平等割額の改正に伴い、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。同条第 2 項は、未就学児に係る均等割額の減額措置であり、第 1 号は、医療分に係る均等割額の減額措置、第 2 号は、後期高齢者支援分に係る均等割額の減額措置として、第 1 項の規定による所得によって適用を受ける 7 割、5 割、2 割の減額適用後の均等割額について、それぞれ 2 分の 1 を減額するものであります。

次に、附則であります。第 1 項は施行期日、第 2 項は適用区分を定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、去る 5 月 24 日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において適当と認める旨の答申をいただいております。よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長　これから質疑を行います。

5 番、小林雅弘君

○小林雅弘　1 点質問をいたします。御承知のとおり今物価高が大変です。東北電力管内でも 17.5%値上げということになっております。この中で、今御提案あったように、国保税値上げをするという御提案でございますが、会津地区の市町村を見ますと、三島町、猪苗代町で引き下げ、湯川村、昭和村、会津坂下町、会津美里町、会津若松市、南会津町、只見町、下郷町、檜枝岐で据置きだそうでございます。17 市町村中 11 で引下げか据置きです。

ここで質問なんですが、町はこの状況の中で、国保税の引下げや据置きを御検討なさったのかどうか、お尋ねいたします。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○会計管理者兼町民税務課長　5 番小林議員の御質問にお答えいたします。国保税の税率算定におきましては、毎年先ほど答弁でも申し上げましたように、税率について細かく分析をして、税率を定めているところでございます。先ほど議員がおっしゃられた各市町村の動向なども把握しながら、町のほうでもできる限り国保加入者の負担が負担にならないような考えも持ちながら税率の算定に当たっているところでございます。会津管内の引き上げ、据置きだけで申し上げますと、先ほど議員がおっしゃられた内容になりますけれども、その結果として町が会津管内での国保税の 1 人当たりの負担額の位置づけについては、令和 5 年度と令和 6 年度について、令和 6 年度各市町村で引き上げ、引き下げ、据置きといった措置を講じたとしても、順位は変わっておりませんので、そういったところである程度町の減税する考え方を持って、今回税率の改正を行った結果、昨年同等の位置づけになっているということで引上げ引下げといった、各市町村の対応の仕方だけでは判断できないところもございますので、ほかの自治体の 1 人当たりの負担額なども見極めながら、税率を決定していったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長　5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　では確認いたします。他市町村の状況も十分考慮して今回引上げの決定だということで、これを提案するということでよろしいでしょうか。

○議長　町民税務課長、渡部英二君。

○会計管理者兼町民税務課長　御質問にお答えいたします。この税率案につきましては、先ほど申し上げましたように他の市町村の状況なども把握しながら、町としての国保税額は引き上げられておりますが、各市町村と比較しても昨年度と同じ順位といたしますか、会津管内の各自治体とのなんですかね位置づけなども変わりございませんので、そういったところを踏まえて、今回税率を決定したということで御理解いただきたいと思います。

○議長　そのほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。これから議案第 3 号西会津町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号令和6年度西会津町一般会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号令和6年度西会津町一般会計補正予算第1次の調整について御説明いたします。

今次補正の主な内容であります。社会保障税番号制度システム整備に係るシステム改修費などを計上したほか、児童手当制度改正に伴う所要額の追加、町制施行70周年記念事業の実施に係る関係事業費などを計上したものであります。

それでは予算書を御覧ください。令和6年度、西会津町の一般会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,302万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,802万7千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の補正は第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。7ページを御覧ください。

まず、歳入であります。14款国庫支出金、2項1目総務費国庫、補助金379万6千円の増は、情報提供ネットワークシステム、いわゆるマイナンバーと住民基本台帳システムをつなぐ中間サーバー及び戸籍情報システムの改修に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金の追加計上であります。同2目民生費国庫補助金433万円は、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金の新規計上であります。15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金127万円の増は、福島集落への活性化プロジェクト促進事業補助金100万円の追加計上などであります。18款繰入金、2項1目、財政調整基金繰入平均1,369万1千円の増は今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

8ページを御覧ください。20款諸収入5項4目雑入441万4千円の増は、自治区集会所へのエアコン設置に係るコミュニティ助成事業補助金240万円、「食えること」でさすけねえわ(輪)の健康づくり推進事業、具体的には食生活改善食育、食のイメージアップ推進事業が公益財団法人地域社会振興財団の人生100年時代づくり地域創生ソフト事業交付金に採択されたことによる同交付金193万8千円の新規計上などであります。21款町債につきましては、交付金の決定等に伴い額の調整を行うものであり、1項1目辺地対策事業債480万円の増は、町道小杉山線の改良舗装事業費の財源として追加計上するものであります。

9ページを御覧ください。歳出であります。2款総務費、1項3目電算管理費411万5

千円の増は、戸籍のふりがなに関連するシステム改修委託料 117 万 7 千円、情報提供ネットワークシステム、マイナンバーと住民基本台帳システムをつなぐ中間サーバー利用負担金 261 万 9 千円などであります。5 目財産管理費 133 万円の増は、屋外などでも使用できるポータブル放送設備を購入するものであります。8 目自治振興費 792 万 7 千円の増は、町制施行 70 周年記念事業として寄贈絵画の美術展及び 70 年の歩みを写真で振り返る写真展の開催などに係る委託料 229 万 6 千円、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金を財源とした自治区集会所に設置するエアコン購入費 246 万 6 千円、白坂自治区集会所改修などコミュニティ育成事業補助金 142 万 5 千円の追加計上などであります。

10 ページを御覧ください。1 項 10 目ふるさと振興費 149 万 6 千円の増は、国際芸術村開村 20 周年記念事業委託料などの新規計上であります。1 項 11 目総合情報制作費 112 万 1 千円の増は業務の効率化を進めるため、生成 A I の導入に係るクラウドシステム使用料の計上であります。2 項 1 目税務総務費 174 万 9 千円の増は一般会計の国の定額減税に対応するため既存予算を流用し、住民税システムの改修を行ったことに伴い標準宅地時点修正に係る委託料 97 万 9 千円、税申告受付システム設定業務委託料 77 万円の追加でございます。3 款民生費、1 項 5 目物価高騰対応重点支援給付金事業費 276 万 6 千円の新規計上は、定額減税に係る調整給付金の対象者や、新たに住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯をリストアップするための帳票等一括作成業務委託料であります。

11 ページを御覧ください。2 項 2 目児童措置費 433 万円の増は、児童手当制度改正に伴う電算処理業務委託料 407 万円などの追加であります。4 款衛生費 1 項 4 目健康推進費 280 万 3 千円の増は人間ドック事業委託料 180 万円の追加計上などあります。

12 ページを御覧ください。6 款農林水産業費 1 項山木農業振興費 300 万円の増は、町内の農業法人への集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 100 万円の追加、農林産物加工施設整備事業補助金 200 万円の新規計上であります。

13 ページを御覧ください。8 款土木費 1 項 3 目道路新設改良費は、補正額はありませんが、財源の組み替えをするものであります。

4 ページにお戻りください。第 2 表の地方債補正であります。変更 1 件であります、辺地対策事業費の限度額を変更するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　ちょっといくつか確認させていただきます。まず歳出の 9 ページの 5 目財産管理費の放送機材購入費でポータブル放送、屋外で使用するポータブル放送機材の購入ということでしたけども、ヨリと購入されるものの内容だったり使用用途についてお示してください。

次のページ、10 ページの 5 目総合情報制作費のクラウド使用量ということで、生成 A I の導入についてということですけども、生成 A I 等についてはいろいろな使われ方がされ始めているということで、業務効率に資するものだというものでありますけれども、そ

の使用について職員の使用に向けた研修等も含まれているのかどうか、確認させていただきます。

あと最後に 12 ページの農業費 1 項 3 目農業振興費の集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金について、この内容についてお示してください。

以上 3 点です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 6 番荒海議員のポータブル放送設備の主要の方法ということでございますが、一応こちらのほう、屋内でも屋外でも使用できる機材として購入するものでありまして、まずは考えられる部分につきましては、ここの野沢体育館での使用並びに様々なイベント等を行います屋外での様々な運動会並びにゲートボール大会などにも使用できるように、今回購入したいという考えでおります。

以上でございます。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 6 番荒海議員のクラウドシステム使用料についての御質問にお答えいたします。ただしのチャット G P T に係るシステムのクラウドシステムの使用料についてでございますが、職員研修についてのおただしでありますけれども、このシステムにつきましては実は昨年 7 月、8 月に試行事業という形で実施をしまして、その際にも職員に注意事項等の要綱を示しながら研修を実施しております。1 か月余の施工期間だったわけありますけれども、それで活用ができていうことで今回県の補助金を確保しまして、7 月以降使用するために、今回また計上したわけでございますけれども、この 112 万 1 千円にこのシステム使用料だけありますので、研修については町単独で実施する予定で進めていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは 3 点目の集落営農活性化プロジェクトの内容について御説明をいたします。この事業につきましては、今回の補正予算で計上させていただいておりますが、令和 5 年度に採択を受けた事業になります。集落営農の構成員が高齢化していく中で集落営農を継続して安定して運営していくための事業ということで、例えば集積面積を拡大したり、農作業の受託面積を拡大、あるいは省力化、低コスト化、作業効率をよくして農業所得の向上を図るためのまずビジョンを昨年度を策定をして採択を受けました。今年度につきましては、そのビジョン、目標達成のため人材の確保をする場合、この人材の人件費についても補助の対象になるということで申請しておりましたところ、今回採択の来訪があったということで 100 万円を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○議長 6 番荒海正人君。

○荒海正人 集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金についてなんですが、内容としては人材確保に向けた補助金だということなんですけど、その内容についてももう少し御説明いただくことってできますか。具体的な補助金の辺り。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 この集落営農活性化プロジェクトの中核となる人材を今回町内の集落営

農組織で確保したところなんです、その人件費ということで、その方を集落営農組織で雇用するということになります。その雇用に対する社会保険料でありますとか、給料、人件費を今回国の補助金のほうで申請をして認められたということになります。

以上です。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点だけお伺いします。今、同僚議員も質問あったところなんです、歳出の 9 ページの今、同様の質問が出ましたが、放送用機器購入費で 133 万円上がってるんですけども、運用に関しては野沢体育館や屋外でのということだったんですけども、なんです、こういったものなのかちょっとは想像がつかなかったんで、例えば簡単に持ち運びできるようなものなのか、例えば老人クラブ等の利用なんかだと大きかったりすると、運用が大変になりますんで、こういったものを想定されているのかがまず 1 点お伺いしたいと思います。

あと、非常にこれ各種大会等でも、放送設備が何か老朽化してるのちょっと私も見受けられておりましたので、これいつから使えるようになるのか、あの購入予定等もしお考え予定があるのであればお示してください。それと管理は御答弁が総務課だから総務かと思えますけども、一応最終的に管理だけを確認したいと思います。

以上 1 点だけ。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 7 番秦議員の御質問にお答えいたします。この放送設備でございますが、大きさについては大体 30 センチ幅の高さが 40 センチぐらいということで、片手でも持ち運べるものでございます。そのほか付属品としてスピーカーが付くというような形でございます。今現在としましては、ワイヤレスマイクを 3 本利用できるように形で購入を考えておりまして、一応納期については一応 8 月いっぱいの子定かなということで今現在準備を進めている、御予算をいただければ御議決をいただければ、準備作業を進めていきたいというような形で考えるところでございます。また、管理につきましては一応財産管理費で計上しておりますので一応総務課管理ということにしておりますので、もし、御使用の部分があるのであれば、お申し出いただければどの課でも使えるような形にはしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 同じく 9 ページのところ、町政施工 70 周年の事業の中にロゴマークが出てきております。このロゴマークの使い道というのか、どういうふうな使い方をしていくものなのかをちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 猪俣議員でございましょうか、70 周年記念事業の内容ということでよろしいですか。ロゴマークの部分、ロゴマークでございますか。ロゴマークの部分でございますと、一応こちらのほう一応選定委員会を行いまして、ロゴマークを正式に決定いたしました。このロゴマークにつきましては、町への各課も使っても構いませんし、町内の各種団体の方々も自由に利用ができるようにホームページ上でも公開しておりますし、もしデー

タが欲しいとなれば、町でも様々な団体にこれまでロゴマークは提供しているということで、町内の各種団体の方も自由に使っていただいて、町制施行 70 周年の記念の年を、盛り上げていただきたいということで作成したものでございますので、自由にある程度使っていただければということで考えているところでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そういうふうなことの使い方だということで理解をしていけばいいということなんでしょうか。ただ、町のマークが変わっていくんじゃないのかという誤解なのかそのように受け止め方をされている。町の顔となるマークが変わるんでしょうかっていう話なので伺いをしましたので、その部分を説明していただければありがたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にお答えいたします。この町のマークにつきましてはこれは条例でも定められておりまして、これはあくまでも西会津町の町章ということで御理解いただきたいと思います。今回作成いたしました 70 周年の記念ロゴにつきましては、町政施行 70 周年を祝うために作成したものでございまして、全く町章を変えるとか、そういう意図はございません。その機運を盛り上げていこうということで各種団体とか、ケーブルテレビ広報でも様々使っていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 1 次を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 4 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 1 次は原案とおり可決された。

日程第 6、議案第 5 号温泉健康保養センター温泉掘削工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、議案第 5 号温泉健康保養センター温泉掘削工事請負契約の締結について御説明いたします。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

お手元に入札結果及び説明資料を配布しておりますので、議案と併せて御覧ください。

当該温泉健康保養センターは、平成 4 年の開設以来、町民を初めとする多くの方々の健康増進と、福祉向上を、さらには、地域振興に寄与してまいりました。しかし、平成 5 年 7 月 14 日に温泉井の破損と源泉の温度低下が発生し、その後、改修工事を実施いたしましたが、温泉井の破損については一定の改修が図れたものの、源泉温度の回復には至らなかったことから、新たに温泉第二源泉を整備し、将来にわたり安定した利用が可能な温泉施

設の構築を図ることを目的に本工事を実施するものです。

それでは、工事の内容について説明をさせていただきます。本工事は、既設温泉井から約 100 メートル南西側の位置に新たな源泉の掘削を行うもので、その深度は既設温泉井と同じ 750 メートルを計画しています。また、掘削に合わせて、地下ピットについても新たに構築することとしています。

次に、入札の結果について御説明をいたします。契約の工事名及び入札の方法は、温泉健康保養センター温泉掘削工事であり、条件付き一般競争入札により実証いたしました。その結果、最低の金額で入札したものは、東北ボーリング株式会社福島営業所であり、その金額は 1 億 3,819 万円でありました。この金額に消費税及び地方消費税相当額を加え、合計 1 億 5,200 万 9 千円で、本年 5 月の 10 日に当社福島営業所長佐藤好則氏と工事請負契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は令和 8 年 3 月 31 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 それでは訂正がございます。

○建設水道課長 申し訳ありません。訂正をお願いしたいと思います。先ほど温泉井の破損と源泉の温度低下のところの説明で令和 5 年 7 月 14 日と御説明すべきところを、平成 5 年と誤っておりました。おわびして訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 5 号、温泉健康保養センター本線掘削工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 号温泉健康保養センター温泉掘削工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 6 号温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、議案第 6 号温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結について御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。お手元に入札結果及び説明資料を配布しておりますので、議案書と併せて御覧ください。

当該温泉健康保養センターは平成 4 年に開設し依頼 30 年以上の間、町民を初めとする多くの方々の健康増進と福祉向上さらには地域の振興に寄与してまいりましたが、経年劣

化により、機械室の床スラブに著しい損傷が確認されたことから、床スラブの改修及び床スラブ上部に設置されている貯湯槽の新設を行うものであります。

それでは、工事概要について御説明をさせていただきます。説明資料の中の②番、赤色で示した既設貯湯槽の撤去を行った後、④番緑色の斜線で示した箇所の機械室、床スラブについて撤去、再設置を行うこととしています。また、貯湯槽については、③番黄色で示しましたとおり、温泉健康保養センター北側の空きスペースを利用し、新たに建屋を建設して、この中に貯湯槽を新設いたします。

次に、入札結果について御説明をさせていただきます。契約の工事名及び入札の方法は、温泉健康保養センター機械室改修工事であり、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。その結果、最低の金額で入札したものは、滝谷建設工業株式会社であり、その金額は6,340万円でありました。この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計6,974万円で、本年5月10日に当社社長田中智仁氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は令和7年3月31日であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　確認のために質問しますが、今の説明だと、今の痛んでるスラブの部屋から新たな別なところに貯湯槽を作るということですから、そうするとその配管とかそういうの一式全部含んだ工事費と理解していいのか。

それともう一つは今ありますスラブを直す部屋というのは今度空間になるわけですよね。そこから全部撤去する。どのような使用方法を考えておられますか。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　新たに建設いたします貯湯槽の入れる施設から配管も全て込みで、今回設計をされております。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君

○商工観光課長　工事完成後の使用方法についてお答えさせていただきたいと思います。
物置等に利用する予定にさせていただきます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結についてを議題と

します。

本案についての説明を求めます。建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　それでは、議案第7号さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結について御説明いたします。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。お手元に入札結果及び説明資料を配布しておりますので、議案書と併せて御覧ください。

さゆり公園体育館は昭和60年に建設され、40年近くが経過した施設であることから、屋根の経年劣化により一部雨漏りが確認される状況にあるため、屋根の改修工事を行うものであります。工事概要につきましては、経年劣化が屋根全体に及んでいることから、古い屋根の上に軽量のガルバリウム鋼板の屋根を全面に貼ってかぶせる屋根カバー工法により、改修を行います。また、当該体育館の屋根には太陽光パネルが設置されているため、本工事で太陽光パネルの撤去、再設置についても行うこととしています。

次に、入札結果について御説明をさせていただきます。契約の工事名及び入札方法は、さゆり公演体育館屋根改修工事であり、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。その結果、応札者は1社で入札金額が予定価格を下回り、かつ最低制限価格を上回った入札であったのは武田土建工業株式会社で、その金額は4,580万円でありました。この金額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた合計5,038万円で、本年5月10日に当社社長須藤研二氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は令和6年11月30日であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義　工事の内容の確認なんですが、かぶせるというカバー工法だということだったようなんですが、太陽光パネルを撤去してかぶせて、その上に乗せるということで、かぶせたものに、純粹に乗せるというイメージでいいのか、それとも加工して据え付けて、深部まで届かせて安定させるのか、ちょっとそのところが分からなかったのでもっと教えていただきたい。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　今回の工事につきましては、一般的に多くなっていますカバー工法ということで、既存の屋根の上にガルバリウム鋼板という鋼板を貼ります。その上にまた太陽光を設置するんですが、設置するときには、現在もそうなんですけれども、ビスとかでつけるのではなく、上に乗せるということでやるということで設計をされております。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　そうすると現在不具合がある状態の構造に近い状態になる。ペタンと上がるということでもいいんですね。仕上がるとそういうふうに上げると。はい、了解しました。

○議長　12番、武藤道廣。

○武藤道廣　入札にはあんまり関係ないんですが、関係しますので御質問させていただき

ます。これ今までこの間経年劣化だと言うけれども、何て言いますかメンテなんかはどの程度やってきたのか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

そして太陽光モジュールがあるということで、これは何らかの影響があるのか、ないのか。全体だということだからそんなには影響はないと思いますけれども、これを上に上げていることでこの改修のためになんていうんですか、早くなったとかっていうそういう影響はあるのか。

そしてもう一つは雨漏りがしているということですので、内部的な補修とか、そういうものも考慮されているのか。

それ3点お聞きします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 先ほど御説明したとおり、今も課題そのものはビスとかで留めていいいものですから、設計者の見立てによりますと全体的に傷んでいるということで、経年劣化であるという判断で太陽光の影響はないのではないかと判断でありました。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 内部についてはカバー工法で雨が水が止まれば影響ないということで、内部については補修の予定はありません。

濡れているんですが、カバー工法で水が止まれば。

正確にいいますと、話して確認したわけではないので、下から見たってということと、上に上がって来たということで確認できる範囲では傷んでいるところはなかったということで、今回工事の中には入っておりません。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 正確な年数はちょっと不明なんですけれども 10 年前に 1 回塗りの工事をやったというようなことでございます。それ以前にも、これも正確な時期とはちょっと手元資料なくて不明なんですけれども、一度平成 21 年辺りに、前後にやっているではないかというようなことでございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 カバー工法ってあまりよく分からないんですが、結局これはなぜの問題なんだよね。なぜが傷んでそこからの雨水の侵入が原因だと思うのですが、そのカバー工法の関係にしたとしてもまたはぜでつなぐような工法だと思うんだよね。おそらく 3 寸勾配ということですので、メンテも 10 年ぐらいでやったということで、40 年たてばしょうがないかなというところもあるんだけど、その辺を今後メンテのほうを十分にしながらやっていただきたいなをお願いします。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 関連いたしまして、1 点ほど確認したいと思います。太陽パネルの重量、総重量がどのくらいなのかということと、ただ載せていく、私もちょっと建設的なことは分かりませんが、ただ載せるというふうに聞いたときに、今でさえ強風なんかに、あるいは雪害関係などについては大丈夫なのかどうかの確認だけさせていただきたいと思います。

その 2 点だけお尋ねします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　　まず屋根のカバー工法の選定に当たっての考え方をちょっと説明させていただきます。屋根のカバー工法は太陽光の同じですが、荷重が、常にかかる荷重が増えるということでございます。設計を担当した会社によると、その重量増は許容範囲の中だということで、構造には影響がないということを確認をしております。太陽光の設置についても、現在ついているような方法でがたいで止める予定でありますので、今までとおり今までも台風で飛んだということもございませんので問題ないというふうに考えております。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　1点だけお伺いします。以前にもちょっと質問したかもしれませんが、今説明の中でカバー工法ということなので、多分屋根を剥がしたりしないということは大丈夫かなと想像できるんですけども、そこを定期的に使っているスポーツ少年団とかそういった団体もありますので、運用には影響がないのかどうか、そこだけ1点お伺いいたします。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　　工事の期間中にも使用は基本的に可能だということでございます。ただ、体育館の周り足場等を設置する際には、注意喚起等の対策をしっかりとしまして、基本的には使用できるというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　7番、秦貞継君。

○秦貞継　　結局足場等が必要になりまして、通常とおりの運用なかなかできますが、支障が多少なりとも出ると思いますので、事前通知等は利用者に対して定期的な利用者に対しての事前通知等は考慮されているかどうか、お伺いいたします。

○議長　　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　　利用する団体への周知はいうようなことでお答えさせていただきます。事前にも周知をいたしまして、今後予約される際にも、再度その周知等を徹底するように指定管理者と連携を密にしていきたいと思いますということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　　討論なしと認めます。

これから、議案第7号さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号さゆり公園体育館屋根改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号財産の取得について(小型バス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第8号財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、上野尻・下野尻方面で使用しております小型バス29人乗りスクールバスについて、平成21年度に購入してから15年が経過し老朽化しているため新たに購入するものであります。

それでは議案書を御覧ください。まず1の取得する財産及び数量であります。小型バス1台であります。2の取得方法は、売買であります。去る5月23日に指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に示した業者は、お手元に配付いたしました入札結果のとおり有限会社斎藤オート、有限会社相原モータース、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業の3社であります。入札の結果、有限会社斎藤オート代表取締役斎藤一博氏が、1,050万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額1,155万円を取得価格として同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は令和7年3月28日であります。

以上で、御説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号財産の取得について(小型バス)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって議案第8号財産の取得について(小型バス)は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号財産の取得について、自動血液分析装置を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第9号財産の取得について御説明いたします。

本案につきましては、国保西会津診療所に配置しております、自動血液分析装置についてであります。平成29年に購入したもので、経年により起動不良などの不具合が生じていることから、新たに購入するものでございます。

それでは議案書を御覧ください。まず1の取得する財産及び数量であります。自動血液分析装置一式であります。2の取得方法は売買であります。去る5月23日に、指名競争入札による入札替えを執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、株式会社三陽、株式会社バイタルネット会津支店、福味商事株式会社会津営業所の3社であります。その結果、株式会社三陽代表取締役鈴木章友氏が690万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額759万円を取得価格として同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は令和6年9月30日であります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号財産の取得について（自動血液分析装置）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、議案第9号財産の取得について自動血液分析装置）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議といたします。再開は午後1時です。

○議長　再開します。（13時00分）

日程第11、請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書から県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を一括議題とします。

なお、審議の方法は、委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行います。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　総務常任委員会に付託されました請願の審査につきまして、請願審査報告書に基づきまして御報告いたします。

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号請願第1号、付託年月日、令和6年6月11日、件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

請願第2号、令和6年6月11日付託、件名、国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

請願第3号、令和6年6月11日付託、件名、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長　これから請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を、質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第1号、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

お諮りします。請願第1号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第2号、国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決します。

お諮りします。請願第2号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第3号、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願の質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第3号、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決します。

お諮りします。請願第3号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって、請願第3号、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします、

提出者の説明を求めます。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の

十分な就学支援を求める意見書について御説明いたします。提出者は私荒海雅人、小林雅弘、武藤道廣、猪俣常三、紫藤真理子、秦貞継でございます。

表記の意見書を、会議規則第13条の規定によりまして、別紙のとおり提出いたします。提出先といたしましては、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書、東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われております。令和6年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されているところであります。この事業を通じて幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費等も含まれます。高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料減免などが実施されているところであります。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しているところであります。令和3年3月9日、復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についてが閣議決定されました。その中で、令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として、第2期復興創生期間と位置づけ、令和3年度以降の復興の円滑かつ、着実な遂行を期するための取り組みが進められているところであります。子どもの就学支援につきましても、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとしています。被災児童生徒就学支援等事業での原子力災害被災地域は小中高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学支援、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。こんにちにおいても福島県では令和5年4月1日時点で約3,700人、自主避難等も含まれます。もの子どもたちが県内外で避難生活を送っております。福島県こども青少年政策課公表のものでございます。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いております。事業に関わる予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されております。地方から必要であるという声を中央に届けることが求められております。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。福島の復興再生に向けて手厚い支援が実施されているが引き続き、被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要であると考えます。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されていることから、令和7年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようする必要があります。このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和7年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算措置を行うこと。

以上でございます。

一部訂正をお願いします。本文中で自主避難を含めれますと話しましたが、正確には自主避難を除くということで訂正をお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第10号、意見書案第2号学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、荒海正人君。

○荒海正人　意見書案第2号、学校給食費無償化を実施することを求める意見書について御説明いたします。提出者は私荒海正人、小林雅弘、武藤道廣、猪俣常三、紫藤真理子、秦貞継でございます。

表記の意見書を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出先といたしましては、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

学校給食費無償化を実施することを求める意見書、全国で学校給食費無償が大きな流れになっている。福島県においても35市町村が無償化、一部補助が19市町村に及び、値上げ分のみの補助などを加えれば95%を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校給付金の中で大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられる。憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改定された学校給食法第1条で学校給食は教育の一環であることが明記された。また、2005年に制定された食育基本法でも、学校給食が教育として位置づけられている。学習指導要領において、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成と述べられていることも合わせて学校給食が義務教育無償の対象となることが明らかである。さらに1961年、参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員当時でございますけれども、が義務教育無償について現在は授業料でございますがそのほかの教科書と、それから学用品、学校給食費というふうなことも考えておりますとし、当時は財政上できないが、次の飛躍を期すると述べている。実際にその後教科書は無償となったが、食育の教科書ともいえる学校給食は無償となっていない。現在は学校給食費無償化はそれぞれの

自治体の努力によって行われているが、本来は国が行うべきものであると言える。実際に先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子どもたちにとって友達と触れ合う楽しい場であり、集団生活を通じて成長発達や人格形成の上で極めて重要な役割を果たしていることが再認識された。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられる。学校給食費無償化が広がる一方で市町村によっては、財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。学校給食費無償化の全国的広がりとは並行して、この問題は重大化している。しかもそれは国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって生じる問題である。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国として取ること以外にこの問題を解決することはできない。文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し、2018 年 7 月にその結果を発表した。それによれば、当時は全国で 76 自治体が無償化措置をとっているとされている。文部科学省の当時の分析は、過疎地における人口流出対策としていた。また、現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても、少子化対策の一環として位置づけている場合が少なくないが、有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結び付ける自治体もある。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性を持っている。以上のことから、次のことを強く求める。

1、学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 2 号、学校給食費無償化を実施することを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、意見書案第 2 号、学校給食費無償化を実施することを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 意見書案第 3 号、県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題とします。

提出者の意見を求めます。6 番、荒海正人君。

○荒海正人　意見書案第 3 号、県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について御説明いたします。提出者は私荒海正人、小林雅弘、武藤道廣、猪俣常三、紫藤眞理子、秦貞継でございます。

表記の意見書を、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。提出先としましては、福島県知事、福島県教育長、福島県議会議長でございます。

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書、福島県内では急激な物価上昇等により、多くの保護者が困窮している中で、子育てを余儀なくされている。こうした状況を受け、県内の 35 市町村が学校給食費を無償化し、19 市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば、95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっている。この動きは教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校給付金の中で大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられ、日本一子育てしやすい福島県に向けた市町村の取り組みとして、全国に誇るべきものといえる。しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては、財政上の理由で実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在国が学校給食の実施状況や無償化について、全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年 10 月から全県の小中学校での無償化に向け各市町村に交付金を配分することを決めた。また、和歌山県や東京都では、給食費の 2 分の 1 を支援し東京 23 区では、今年度から全区で無償化された。千葉県や香川県では、県第 3 子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど、全国的に支援が広がっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要である。日本一子育てしやすい福島県の思いを実現するために、次のことを強く求める。

1、県として学校給食費無償化を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 3 号、県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。したがって、意見書案第 3 号、県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出についてを議題とします。

総務及び経済常任委員会より、それぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9 月定例会前の閉会中、3 日以内において、管内情勢調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

総務及び経済常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。したがって、総務及び経済常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第18、議員派遣についてを議題とします。

来る7月2日に開催されます、町村議会広報研修会に広報広聴常任委員会広報分科会委員が出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会の議員派遣について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、市町村議会広報研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

日程第19 常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

お諮りします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、ハラスメント実態調査及びハラスメント防止条例調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

ハラスメント実態調査及びハラスメント防止条例調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

ハラスメント実態調査及びハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント実態調査及びハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は 6 日間にわたりまして、条例の一部改正及び令和 6 年度補正予算、請負契約の締結など町政が当面する重要な案件 9 件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は一般質問及び議案審議の過程で、皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

これから梅雨に入ります。また、暑さも増してまいります。議員各位にはなお一層御自愛の上、町政伸展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるに当たり、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 7 日以来、本日までの 6 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、補正予算、財産の取得など、町から提出された重要案件 9 議案及び報告書、報告事項 4 件について御審議を賜りましたが、全て原案のとおり承認可決されました。

議員各位には、何かと御多忙中にも関わらず、熱心に御審議を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって市に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望、事項につきましては、特に従事され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局を初め議員各位におかれましては、この上とも御自愛くださいまして、町政の積極的な推進に温情たまわらんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって、令和6年第3回西会津町議会定例会を閉会します。

それでは、連絡事項を申し上げます。

なお皆さんに申し上げます。このあと午後1時50分より議員互助会総会を開催いたします。開催時刻までに議場へお集まりください。

お疲れさまでした。(13時52分)